

## 第二章 真鶴村外二ヶ村組合と

### 村々の発展

#### 第一節 町村制下の組合と村の

##### 動き

#### 25 石名阪御料地借用請願 一八九一年十二月

相模国足柄下郡岩村字石名阪御料地拝借并ニ樹木松下ノ儀ニ付請願

豆相沿岸各村ノ儀ハ専ラ漁業ヲ以テ生計相営ミ居候モノ夥多ニシテ從テ近海捕魚ノ盛大ナル事実掩フ可カラザル儀ニ有之、然ルニ近海中最モ群魚集雜致シ候場所ハ弊村ニ近接スル字石名阪御料地浜海ニシテ豆相各村ノ漁舟為メニ該浜ニ輻湊シ日夜漁業致居候義ニ有之、然ルニ沿岸風浪ヲ避クベキ港湾ニ乏シク一朝疾風等ニ際スルトキハ忽チ難ヲ数十里ノ遠岸ニ避ケザル可カラザル事実ニ有

之、殊ニ短小ノ漁舟俄ニ難ヲ数十里ノ外ニ避クル甚ダ困難ノ義ニシテ從來之ガ為メ破船漂流等ノ慘状ハ屢目撃致居候次第ニシテ之レガ救済ノ方法ヲ設ケントスルモ貧困ノ弊村其ノ資ニ堪ヘザルハ勿論沿岸各村ノ漁民ニ謀ラン乎、一日僅ニ数尾ノ魚獲ヲ以テ今日ヲ経営スルノ小民到底克ク其資ニ堪ヘザル儀ニ有之、故ニ弊村ノ漁民ヲ始メ近海各村ノ同業者ニ於テモ是迄種々集慮仕リ茲ニ一策ヲ按ジ右漁業場近岸ヘ家屋ヲ建設シ一ツハ急時避難ノ場所ニ充テ一ツハ漁業者宿泊ノ便ニ供セバ大ニ漁民ノ便利ナルハ勿論、貴重ノ生命財産ヲシテ蕩尽スルノ危害ヲ避ケ從テ近海各村數千ノ漁業者ハ勿論弊村同業者ニ於テモ安全ニ其業ヲ採ルコトヲ得セシメ実ニ稍完全ノ策ニ可有之ト存ジ兼テ右家屋建設地所撰定ニ苦慮罷在候処何分他ニ適當ノ地所モ無之、幸ヒ字石名阪御料地ノ義ハ捕魚極要ノ海面ニ接シ茲ニ前陳ノ如キ家屋ヲ建設致候得バ夜泊営業上ノ便利ニモ有之、且避難ノ点ニ於テモ充分行届可申儀ト確信仕候、就テハ右御料地ノ内別紙略図ノ場所弊村一統ヘ拝借被仰付度候、然ル上ハ是ニ家屋數戸ヲ建設致

シ相当ノ者ヲシテ住居セシメ置キ近海航行ノ各船ヲシテ避難ノ用ニ充テ併テ漁民宿泊ノ便ニ供シ候得ベ独リ漁業者ノ利便ナルノミナラズ布テ近海通行各船ノ便利ニモ相成可申儀ニ有之候、若シ右家屋建設致シ候モ尚ホ残余ノ地所有之候ハ、漸次開墾致シ右へ蔬菜ヲ曳<sup>(曳)</sup>キ或ハ有益ノ樹木ヲ播殖シ其ノ収利ヲ以テ家屋保存維持費等ニ相充テ候ハ、弊村一統及近海各村捕魚營業者ニ於テモ大幸ナルハ勿論、御国益ノ万分ヲモ裨補致候儀ニモ相成可申儀ニ付、特別ニ御詮議ヲ以テ御庁許被成下度候、而シテ御庁許相成候上ハ右拝借御料地内ニ存在ノ樹木ハ悉皆別紙調書之通り傍記ノ価格ヲ以テ弊村へ御払下ゲ被成下度、左スレバ右樹木ヲ以テ該家屋建築用ノ材原ニ充テ且ツ弊村学校ノ如キモ從來真鶴分校ノ処糞ニ岩村学校トナシ独立ノ經濟ニ相成候、然ルニ該校ノ義ハ真鶴分校ノ当時ノ盡寺院ヲ以テ仮用仕居候始末ニシテ、右寺院ノ如キモ最早腐朽大破致シ永ク学校ニ相充テ難キ事情切迫ノ場合ニ相成居候得共、貧困ノ弊村到底村費ヲ以テ新築可致資財ヲ得ルノ目途今日ニ於テ期シ難キ事情ニ付幸ヒ今回右樹木

御払下被成下候ハ、学校ノ儀モ右木材ヲ以テ新築致シ村民ノ子弟ヲシテ教舎ノ安全ヲ得シメ申候儀ニシテ村民一統ノ喜ビ不過之儀ニ御座候、最モ御払下ノ樹木ヲ以テ家屋并ニ学校建築ニ使用致候モ多少余剰可有之見込ニ御座候得共、右ハ弊村ニ於テ便宜処分致シ家屋并ニ学校建築ニ係ル諸費ノ幾分ヲ補充致候様相成候ハ、旁以テ弊村ノ好都合ニモ有之候間、何卒前述ノ素志御洞察被成下度御庁許ノ程偏ニ奉懇願候、尤モ拝借期限ノ義ハ御庁許当日より向三十ヶ年トシ期限経過致シ候節ハ更ニ相当ノ手続ヲ以テ出願可仕候、又拝借地料ノ義ハ比隣ノ例ニ依リ相当ノ地料御指定ノ期限内ニ其時々無相違上納可仕、且樹木御払下ノ代価ノ儀モ御庁許当日より三十日以内ニ必ズ上納可仕、万一右地料及ビ樹木払下代価等ヲ上納セズ或ハ期限内ト雖ドモ御命令ニ違背ノ廉有之候節ハ隨時本願御取消被下聊カ苦情申上候儀無之候、別紙略図并ニ調書等相添へ此段奉願上候也

〔朱書〕  
明治廿四年十二月

神奈川県相模国足柄下郡岩村

人民惣代 二見嘉七



遠藤助九郎  
朝倉亀太郎  
亀川吉二郎  
鈴木由藏

前書之事情相違無之候間特別御詮儀之上願意御採用相成度此段上申候也

明治廿四年三月十九日

足柄下郡真鶴村外二ヶ村組合

村長 門田良甫

拝借地所並ニ樹木調書(略)

(真鶴町役場藏)

「字石名阪」は岩村の最東北端の字名。真鶴学校分校は岩村如来寺に開設され、一八九〇年(明治二十三)独立して岩尋常小学校となった。「明治23〜28年 岩村根拵網漁営業関連記録綴」より。

26 岩村・吉浜村共有秣場境界二関スル岩村会議事録

一八九七年七月

岩村会議事録

岩村外四ヶ村入会岩村字高山馬草場ト吉浜村共有馬草場トノ境界取調之件ニ付、村長岡田寅吉ハ開会ノ三日前即チ本月九日會議之件ヲ告知シ各議員ニ招集狀ヲ發シ、本月十二日同村<sup>マコ</sup>番地ニ於テ岩村会ヲ開ク、出席議員ハ武川清一郎 二見嘉七 半田治兵衛 朝倉只七 山本五九平 清海友次郎 木村信次郎 朝倉米次郎ノ八名ニシテ、午前九時一同着席議事ヲ開ク

同村字高山ノ内矢丁場ト吉浜村共有秣場トノ境界取調ヲナス事、一吉浜村ヘ立会期日ヲ請求スルハ委員会ニ任セル事、一本件ニ関スル一切ノ諸件ハ臨時委員ヲ設ケ一任スル事、但談判進行ノ結果郡衙已上ノ上願ニ及ブトキハ尚ホ村会ノ決議ヲ要スル事、委員ハ常設委員外二名トシ村會議員中ノ互撰トス、一本件ニ係ル実費ハ一切岩村ノ負担トスル事ニ全会一致ヲ以テ決議セリ、引續キ臨時委

員会ノ撰挙ヲ始メシニ総数拾七票ニテ、七票朝倉只七、六票二見嘉七、二票武川清一郎、一票山本五九平ニシテ、朝倉只七、二見嘉七ノ得点多数ニ付当撰ト決セリ  
右会議ノ顚末ヲ記シ正確ヲ証スル為メ議長及議員署名捺印セリ

明治卅年七月十二日

岩村会議長

岡田寅吉

同村会議員

武川清一郎

二見嘉七 ㊦

半田治兵衛

山本五九平

朝倉只七 ㊦

木村信次郎 ㊦

朝倉米次郎 ㊦

清海去友郎 ㊦

(真鶴町役場蔵)

一八八九年(明治二十二)町村制の施行により成立した岩村  
会の現存する最も古い議事録。次の史料27参照。

# 27 隣接入会秣場保証ニ関スル質問案并解答

一八九七年九月

## 質問案

茲ニ甲村ニ於テ從來所有セル土地原野アリ、隣接地ノ乙丙丁村ヨリ年々該地内ニ秣蒨取ニ入込来リ因習ノ久シキ終ニ仕来ノ如ク為シ居レルヲ以テ、明治九年地租改正ニ際シ甲乙丙丁四ヶ村ノ間ニ紛議ヲ生ジ結局甲地元村ハ秣薪兼蒨ノ一部ヲ限リ乙丙丁村ト入会スルコトヲ契約セリ  
(朱書)  
『(明治十二年二月別紙為取替証文及同年入会秣山保証之  
二通参照)』

然ルヲ甲地元村ノ現行土地台帳ヲ閱スルニ該入会地ハ公然甲乙丙丁四ヶ村共有地ト規定シアリ、而シテ明治二十二年三月町村制発布ノ際ニハ該土地ヲ甲乙丙三ヶ村共有物トシテ県知事ノ認定ヲ受ケアレリ、右県知事ノ認定ヲ經タルハ土地台帳規定ノ結果ニ依リタルモノト思考セラ

ル、モ、由来該土地ノ入会地タルハ入会村人民ノ明知スル処ナルニモ拘ハラズ、該地目ノ変更即チ入会地ヲ共有地ト更正セシハ何年ノ頃ニシテ、且ツ何等ノ原因ニ依テ然ナリシ歟、更ニ地目ノ變更ニ関スル証憑書類ノ物之ナク隨テ當時ノ理事者ハ悉ク存生セズ、故ニ該變更ニ係ル沿革ヲ聞知スル能ハズ、然ル処近頃甲地元村ハ右土地内ニ於テ開墾起業ヲ為ントシ、之ヲ乙丙村ヘ交渉セシニ甲地元村ト乙丙村ト意見ヲ異ニスルヲ以テ疑義相生シ候間、至急左ノ事項ニ付詳細ナル特別御教示ヲ希フ

一 明治十二年二月秣薪刈數入会為取替証及同年入会秣場保証等ニ係ル甲乙丙丁四ヶ村入会地ノ地目ヲ共有地ト更正セシハ甲乙丙丁四ヶ村ノ協議ニ依リテ入会ヲ改メ共有地ト更正セシト思考セラル、然ルニ或説ニ拠レバ從來入会地ト称シ来ル土地ハ一般法律ノ規定ニ依リ入会村ノ共有地ト更正セシモノナリ云々、右ハ法律ノ規定ニ依リ更正セリト言フガ正当ナルヤ將タ然ラザルヤ、若シ果シテ法律ニ依リ更正セリトセバ其法律ハ何年ノ發布ナルヤ

二 從來甲地元村人民ニ限り該地内ニ於テ自由ニ石山丁場ヲ『<sup>(朱書)</sup>石村採掘場』開始シ或ハ牛馬ノ車道新開及樹木伐採保護等ハ特ニ田地元村ノ權利ニ属シ、乙丙入会村ハ単ニ秣薪刈取ノ一部入会權タルニ止リ、他ニ毫モ利害ノ關係ナキハ古來ノ仕来ニシテ今猶依然現行セリ、然ルトキハ土地台帳ニ甲乙丙村ノ共有地ト規定アルモ、明治廿二年三月甲乙丙三ヶ村ノ共有物処分方之義ニ付県知事ノ認可ヲ受ケアルモ甲地元村ハ明治十二年二月付為取替証及同年入会秣場保証書ニ基キ入会地ト認メ可然ル哉、將タ甲乙丙三ヶ村共有地トアルヲ以テ共有地ト<sup>(做)</sup>倣サバルヲ得ザル哉

三 前項若シ甲乙丙三ヶ村ノ公然共有地ト<sup>(做)</sup>倣サバルヲ得ザルトシテモ町村制第六條ニ規定スル共用ノ權利ハ凡町村ニ住居ヲ占ル者ハ云々ノ規定ニ依リ甲地元村ノ人民ニノミ權利アルモノト思考セラル、然レ共甲乙丙三ヶ村共有地トアル以上ハ乙丙村ノ人民ニモ共用スル權利アルモノナル哉

四 八会地ハ一般法律ノ規定スル処ニ依リ共有地ト更正

セリトセバ、土地台帳ニ三ヶ村共有地トアルモ明治廿二年三月甲乙丙三ヶ村共有物トシテノ処分願ニ係ル県知事ノ認可ヲ受ケアルモ、右ハ形式的ノモノニ過ギズシテ明治十二年二月付為取替証及入会秣場保証等ノ書類ハ全然有効ノモノニシテ、且ツ該土地ハ共有地トアルモ入会山ノ性質及其権限ヲ脱スルコト能ハザルハ一点ノ疑ヒナキモノ、如シ、右ハ如何

# 五

甲地元村ハ該入会地内ニ於テ土地ヲ開墾シ専ラ殖産業ノ進歩ヲ計ラント欲シ、之レヲ乙丙入会村ヘ交渉セシニ左ノ事項ニ付甲村ト乙丙村ト意見ヲ異ニセリ、其要ハ概ネ左記ノ如シ

一 乙丙曰ク、從來ハ該土地ハ秣薪苧取入会地タリシト雖モ既ニ業ニ公然甲乙丙三ヶ村共有物タリ、仮令甲地元村ノ起業ニ係ル開墾事業ナリト雖モ、該土地ヨリ享クル利益ハ(土地賃地料)(其他ノ利益)之レガ平等分配方法ヲ設ケ甲地元村同様乙丙村ニ於テモ所得ト為サザルヲ得ズ、故ニ該事業ヨリ享クル利益歩合法ニ関スル契約ヲ先ニ締結スルニ非ザレバ甲地元村ノ起業ニ係ル

要求ハ承認スル能ワズト主張セリ

然レ共乙丙式ヶ村ノ主張スル処甚ダ穩當ヲ欠クモノト思考セリ、抑モ該入会地ニ係ル乙丙式ヶ村ノ權利ハ単ニ秣薪苧取ノ一部分ニ限り他ノ地上物及土地開墾事業ニ関シテハ毫モ利害ノ關係ナキハ明治十二年二月付為取替証及入会秣場保証書ニ照スモ古來ノ慣行ニ伴フ現行ニ徴スルモ明了ナリ、故ニ甲地元村ハ甲地元村ノ特權ニ属スル土地ノ開墾事業即チ開墾地ヨリ得ル利益ヲ乙丙式ヶ村ヘ分与スル義務ナキモノニシテ乙丙式ヶ村ノ要求ハ當ヲ得ザルモノト推断セリ、然リト雖モ甲地元村ガ該入会地内ニ於テ開墾事業ヲ起スノ結果、該秣薪苧取場ノ区域ヲ勢ヒ減少ナラシメザルヲ得ズ、玆ニ於チ乎甲地元村ハ乙丙式ヶ村ヘ対シ秣薪苧取場ノ減少ニ関スル補充ノ償トシテ開墾地町歩ニ照査シ其ノ償金トシテ出スハ甲地元村ノ義務ナルモ開墾地利益ノ分割トシテハ分与スルノ義務ナシト言フニ在リ

右甲地元村ノ意見ト乙丙式ヶ村ノ意見トハ何レガ正當ノ

モノナル哉

六 該入会地内ノ開墾ニ関スル願届書ニハ甲地元村長ノ

名義ニテ出願差支ナキ哉、又ハ甲乙丙三ヶ村共有地ト

アルニ依リ乙丙式ヶ村々長モ連署ヲ要スル哉

右記載ノ事項ハ目下交渉談判中ニシテ該疑義ノ了解ヲ要

スルハ最モ急務ニ付貴会質問規定ニ依リ幸ヒ特別詳細ナ

ル質義解答ノ即答ヲ懇請仕度候、就ては質問ニ要スル往

復郵税及会費封入通送致候間、至急廻弁相成候様御回答

被成下度奉希候也

但シ参考書トシテ関係書類参通添付仕候、質問書ノ文

意重複<sup>(後)</sup>不明ノ点モ可有之、右は御考読ノ上宜敷御判考

被成下度候

〔解答〕

質問ノ要旨ハ公法問題ニ非ラズシテ私法問題ナリ、因テ  
本会ノ解答ヲナスベキ限リニアラズト雖ドモ、一方ニ於  
テハ緊急事件ニシテ即答ヲ要スルモノ、如ク、一方ニ於  
テハ本会ノ面目ヲ一新シ学識経験ニ富メル法学士以上ノ

数多ノ講師ヲ新タニ聘シタルニヨリ此解答ヲ為スコトヲ  
得ル所以ナリ

第一問ニ対スル解答

從來入会地ト称シ来ル土地ハ一

般法律ノ規定ニヨリ入会村ノ共有地ト更正セシモノナリ

トノ説ハ非ナリ、蓋シ訓令又ハ伺指令等ヲ以テ入会地ハ

総テ共有地ナリト見做ストノ文例アルヤ否ヤハ之ヲ知ラ

ズト雖ドモ、一般人民ガ遵奉ノ義務ヲ有スル法規トシテ

ハ如此規定ヲ為セルモノナキ而已ナラズ、新民法ニ於テ

モ入会権ノ規定ヲ為スニ当リ法典調査会ニ於テハ広ク各

地ノ慣例ヲ集メタル結果到底一定ノ法律ヲ設クル能ハザ

ルヨリ或ハ地役ノ規定ニ準ジ或ハ共有ノ規定ヲ適用スル

モノトシ、各地ノ慣例ヲ標準トシテ入会権ノ性質ヲ定ム

ルニ至レルモノナレバ、前掲ノ説ハ未ダ信憑スル能ハザ  
ルナリ

若シ本件ニ付キ送付ニ係ル証拠物ヨリ他ニ証憑ナシトセ  
バ前述ノ如ク入会地及ビ入会権ノ性質ハ区々ニ涉ルト同  
時ニ共有ノ性質モ亦各地ノ慣習ニヨリ又当事者ノ意<sup>(思)</sup>表  
示ニヨリテ其権利ノ範圍ヲ異ニシ、即チ共有ノ性質ヲ有

スル入会権モアルベク又入会権ノ如キモ或ハ共有ナリト  
 称スル慣例モアルベク、此等ハ民法実施ト同時ニ其性質  
 ヲ一定スルニ至ルベキモ、現今ニ於テハ要スルニ各問題  
 ニ付テ各別ニ其性質ヲ論定スル外ナカルベキヲ以テ、本  
 件ノ如キモ例令其名義ハ共有地ナリトスルモ未ダ以テ新  
 民法ニ所謂共有ナリトノ証拠ナキノミナラズ、其入会権  
 ノ性質ヲ脱セザルモノタル正確ナル証拠ノ存スル以上ハ  
 土地台帳並ニ共有財産処分御認可願ノ所謂共有ハ為取  
 替証書ノ性質ヲ有スル共有ナリト論定セザルベカラズ

第二問ニ対スル解答 前問解答ノ結果為取替証書ニ明  
 文アル各性質ヲ具フル共有ナルコト明カナレバ質問ノ意  
 味ニ於ケル入会地ト認メテ可ナリトス

第三問ニ対スル解答 本問ハ察スルニ本問ノ目的地ガ  
 甲村内ニ存在スルガ為メ起リタルモノナランモ、斯ク疑  
 ヲ生ズルニ至リタルハ法文ヲ誤解シタルノ結果ニ非ザル  
 ヤヲ疑フ、何トナレバ町村制第六條ハ町村内ニ住居ヲ占  
 ムル者ハ其町村ノ住民ニシテ該住民ハ其町村ノ町村有財  
 産ヲ共用スル権利アルコトヲ定メタルモノナレバ、本問

ノ目的地ヲ仮リニ甲乙丙丁村ノ共有トセバ甲乙丙丁村各  
 々其一部ヲ有シ其所有部分ハ其村ノ村有財産ナレバ各々  
 其居住民ハ其所属町村ノ所有部分ヲ共用スルノ權利ヲ有  
 スルモノニシテ其村有財産ノ所属町村内ニ存在スルト否  
 トニ関セザルコト明瞭ナレバナリ

第四問ニ対スル解答 本質問中形式的云々ノ意義解シ  
 難シ、然レドモ既ニ入会地ヲ以テ共有地ト更正ストノ法  
 律ナキ以上ハ此問題ハ解答ノ要ナカルベシ

第五問ニ対スル解答 本件ニ関スル乙丙村ノ主張ハ其  
 理由ナキモノト認定ス、乙丙村ハ本問ノ目的地ハ共有ナ  
 リト主張スルモノ之レ<sup>(里)</sup>必竟土地台帳及ビ知事ニ宛テタル共  
 有地処分御認可願ヲ根拠トスルニ止マリ、明治十二年ニ  
 甲乙丙丁村間ニ締結セル規約ハ無効ニ歸シタリトノ証明  
 ナシ、況ンヤ前述ノ如ク共有ノ名称アルモ当事者間ニ其  
 權利ノ範圍ヲ異ニスルコトヲ得ズトノ禁止法ナキ以上ハ  
 合意ハ自由ナリトノ原則ニヨリ之ヲ共有ナリト称スルニ  
 止マリ、原規約ニ背キ共有ト定メタルニアラザレバ甲村  
 ノ行為ハ自己ノ權利ヲ行使スルモノニシテ乙丙村ハコレ

ニヨリテ得タル収益ノ分配ヲ請求スルヲ得ザルハ勿論其權利ノ行使ヲ妨グルコトヲ得ズ、但シ質問書記載ノ如ク其入会地内ニ於テ開墾事業ヲ為ス為メ秣刈取場ノ区域ヲ狹隘ナラシムルニ至リタルトキハ之ニヨリテ生ズル損害ハ乙丙村ニ対シ賠償セザルベカラズ

第六問ニ対スル解答 此願届書ニハ入会各村長ノ連署アルヲ穩当トス、サレド入会各村ハ此開墾事業ヲ拒ム權利ナシ、若シ之ヲ拒ムニ於テハ為取替証書ノ契約履行ヲ其筋ニ訴フルコトヲモ為シ得ラル、ナリ

本問題ニ関スル参考トシテ注意セラルベキ重ナルモノヲ挙レバ、

一 旧民法財産編第三十七条 本条末項ニ於テ共有地ニ関シ使用収益又ハ管理ヲ格別ニ定ムル合意ヲナスコトヲ得ルモノトシタリ、而シテ其合意ハ本問題ノ証拠ノ一タル為取替証書之レナリ

一 新民法第二百五十一条 本条ハ前条ト同一意義ノ規定ニシテ他ノ共有者ノ承諾アレバ其共有地ニ變更ヲ加フルコトヲ得ルモノナルコトヲ定メタリ、但シ収益ノコト

ニ関シテハ他ノ規定ニヨリ明瞭ナレバ茲ニ定メザリシモノニシテ収益ハ各共有者平等ニ享有ストノ趣意ニアラズ  
一 新民法第二百六十三条同第二百九十四条 此等ノ条ニテハ入会権ノ性質ハ一定ナラザルコトヲ規定セルモノナリ、而シテ本法ニテハ本問題ノ如キ土地ハ土地台帳ニ共有トアレバ共有トシ取扱フベキモノナルモ共有ハ必ズ各共有者ノ權利同等ナルヲ要セズトノ主意ナリ（前説明  
参考）

（真鶴町役場蔵）

質問・回答ともに差出人およびあて先がないが、前史料26の決議に基づいて岩村会から足柄下郡参事会に出された質問とそれに対する回答であろう。「質問案」にみえる朱書「明治（二八七九）十二年二月別紙為取替証文及同年入会秣山保証」は、史料7のもの。

28 真鶴村外二ヶ村組合明治四十四年度事務報告

一九一二年三月

事務報告

真鶴村外二ヶ村組合明治四拾五年度歳入出予算ヲ提出スルニ臨ミ明治四十四年度役場事務報告スル事左ノ如シ  
当組合役場事務数量ハ各種共前年ニ比シ増加ヲ示セリ、  
為メニ時々休暇ヲ廃シ又ハ夜勤ヲナサシム等専心吏員ヲ  
督励セシカバ繁雜ナル事務モ渋滞ヲ見ルニ至ラズシテ本  
年度ヲ終レリ、而シテ本年度中取扱ヒタル文書ノ数ハ  
収受三千四百八十九件、發送千二百十七件、經由四百八  
十三件、証明五百弐件ニシテ、前年ニ比シ大差ナキモ証  
明ニ於テ五十一件増加セリ、左ニ事務ノ種類ニ付其状況  
ヲ掲記ス

第一 村 会

開会シタル事二十二回、組合会ニ係ルモノ六回、各村会  
ニ係ルモノ十六回ナリ、本項ニ関シ取扱ヒタル文書ノ数  
ハ収受二件、發送二十二件

第二 選 挙

本年度ニ於テ真鶴村會議員補欠選挙会二回、県會議員定  
期改選ニ付選挙会一回、郡會議員同断、本項ニ関シ取扱  
ヒタル文書ノ数ハ十五件、發送四十五件

第三 村會議員異動

明治四十五年二月二十二日黒柳由之助平井新左衛門露木  
林之助就任、同月二十九日青木新藏就任セリ

第四 庶 務

衆議院議員県會議員真鶴村會議員郡會議員選挙名簿調製  
及諸官庁本郡役所稅務署裁判所警察署各役場等ニ関スル  
件千四百四件、其他雜件百件、本項ニ関シ取扱ヒタル文  
書ノ数ハ収受千五百四件、發送百四十八件

第五 戸 籍

戸籍ハ追件増加シ出生二百十二件、死亡百二十件、其他  
雜件百八十二件、入寄留ニ係ルモノ三十七件、出寄留ニ  
係ルモノ三十八件、退去ニ係ルモノ十一件ナリ、本項ニ  
関シ取扱ヒタル文書ノ数ハ収受六百件、發送二百四件

第六 兵 事



本年度ニ於テ三ヶ村壯丁四十六人、外ニ入寄留ニ係ルモノ四人ニシテ、検査ノ結果甲種合格十七人、乙種合格廿六人、現役兵ニ徵募セラレタルモノ十一人、補充役ニ編入セラレタルモノ二十九人、徵集免除トナリタルモノ六人、第廿三条継続猶予者三人、帰休満期除退トナルタルモノ陸軍ニテ四人、召集事務ニ関スルモノ二十四件、兵事百八十二件、本項ニ関シ取扱ヒタル文書ノ数ハ收受式百七十九件、發送四百五十七件

第七 学 事

学事三ヶ村小学校ニ入学告知書ヲ発シタル学齡兒童ノ数百五十人、尋常科卒業セシモノ六十三人、高等科卒業セシモノ十九人、学事関スル願届上申等三十四件、本項ニ関シ取扱ヒタル文書ノ数ハ收受百十九件、發送四十八件

第八 衛 生

春秋二回清潔法ヲ部内三ヶ村ニ勵行シ、種痘ハ春秋二回未痘児及第二期マデ施行セリ、右ノ外壳葉ニ関スル件十五件、埋葬認許証百十件、死産二十四件、本項ニ関シ取扱ヒタル文書ノ数ハ收受百五十件、發送五十六件

第九 勸 業

本項ニ関シ取扱ヒタル文書ノ数ハ收受二百四件、發送六十件

第十 土 木

本項ニ関シ取扱ヒタル文書ノ数ハ收受七件、發送一件

第十二 社 寺

本項ニ関シ取扱ヒタル文書ノ数ハ收受五十一件、發送十件

第十三 税 務

徴収令書ヲ発シタルモノ国税ニ於テ二千八百四十八件、県税三千九百七拾六件、村税徴収令書ヲ発シタルモノ四千貳百三十七件、滞納報告ヲ為シタルモノ国税五人県税四十一人、国税県税營業税創廢ニ関スル件百四十一件、其他雜件共本項ニ関シ取扱ヒタル文書ノ数收受二百九十七件、發送百五十八件

第十四 会 計

本項ニ関シ取扱ヒタル文書ノ数收受五十四件、發送十二件

第十五 財産

本項ニ関シ取扱ヒタル文書ノ数ハ收受十件、發送十三件  
右事務執行ノ概況制第百十三条第三項ニ依リ及報告候也  
明治四十五年三月廿三日

真鶴村外二ヶ村

組合長 高橋 好藏  
(真鶴町役場蔵)

組合・村ともに、毎年三月に組合会・村会を招集し、予算案を提出、審議した。その時に予算書とともに前年度の「事務報告」がなされた。報告内容は、村会・選挙・議員異動・庶務・戸籍・兵事・学事・衛生・勸業・土木・社寺・税務・会計・財産などで、年次により多少の変化がある。一年間の村勢を知るうえでは格好の史料で、以降数か年を除いて連年の「事務報告」が保管されている。

29 岩村公金疑惑ニ関スル仲裁要旨并謝罪書

一九一六年一月

(表紙(般))  
「仲裁要旨(写)」

仲裁要旨

告訴人拾弍名ヨリ被告訴人三名ニ対シ雪冤ノ事実ヲ表明  
スルニ足ルベキ謝罪書三通ヲ製シ各自ニ宅通宛捧呈スベ  
キ事

但シ記載ノ事項ハ其係人一同事理諒解ノ上衷心ヨリ其  
必要ヲ認知シタル後ナル事

両派ノ紛争ニ要セシ経費ハ逐テ仲裁人ニ於テ村内有志ト  
協力シ適当ノ措置ヲ講シ永遠ノ平和ヲ確保スルニ遺憾ナ  
キヲ期ス

岩村漁業組合ハ本年 月 日組合総会之決議ヲ尊重シ相  
互ニ宥恕寛假事務ノ継承ヲナスベキハ勿論漁場ノ旧慣并  
ニ歴史ニ鑑ミ岩村ノ平和回復ニ貢献スベキモノトス  
如上ノ要旨承認ノ上関係者一同自署各捺印ノ上仲裁人ニ  
稟本ヲ供托シ旧係争者間ニ分有スルモノトス

大正五年正月拾八日

神奈川県足柄下郡国府津村

椎野吉五郎 ㊞

(外一〇名氏名略)

謝罪書

各位ガ岩村人民総代并ニ收入役就職中公金及ビ私有金ノ取扱上私曲アリトノ疑念ヲ懷キ弁護士瀬戸留吉ヲ以テ大正元年九月中横浜地方才判所検事局へ告訴ニ及タル処、審理ノ結果各位ガ私服ヲ肥シタル形跡ナキモ、予算外費用ノ流用ヲナシタリトセラレ、各位ガ抗弁ノ方法トシテ理事者限り項目ノ流用ヲ許スベキ概括的決議書ヲ提出シタルモ、旧町村制第百〇九条（定額予算外費用又ハ予算ニ不足アルトキハ町村会ノ認定ヲ得テ之ヲ支出スルコトヲ得云々）ニ依リ、仮令村会ノ決議アルモ絶対ニ款項目ノ流用ヲ許サズ、然ルニ町村制第百十六条ハ明カニ之ニ反スル規定ヲ設クルモ本件ハ明治四十四年十月新法施行以前ニ繫属スルヲ以テ横領罪ニ擬スベシト謂フニアリ又曰ク、岩村ハ真鶴外二ヶ村組合ナルヲ以テ町村制施行後法規ニ準拠セザル格段ナル私設ノ会計機関ヲ設備シ置タル為、自然町村制ト一致セザル違法ノ悪習慣ヲ馴致シ、<sup>(因)</sup>困襲ノ久シキ公私混合管テ其非違ヲ悟ラザルモノアリト雖モ決シテ各位三名ニ限り壇私横行ノ処為アリタル

ニアラズ、然ルニ自分等一時ノ誤解ト感情ノ衝突トニヨリ遂ニ各位ヲ窮地ニ陥穽シタル段汗顔ノ至リニ堪ヘズ、依テ事実ノ真相ヲ諒解且告白シ各位ノ令名ヲ保全スル為メ玆ニ衷心ヨリ謝罪ノ意志ヲ表明スルモノ也

大正五年一月十八日

足柄下郡岩村

（真鶴町役場蔵）

一九一三年（大正二）九月に発覚した岩村協議会費賦課問題をめぐる村民と村役場と村総代との間に生じた紛争に関するもの。『横浜貿易新報』にも数回にわたって報道された。一九一三年九月二十三日・三十日、一九一四年一月十五日付など参照。

30 真鶴村外二ヶ村組合改正規則 一九一七年三月  
議第二〇号

組合規約改正ノ件

真鶴村外二ヶ村組合規約別紙ノ通改正スルモノトス

## 第二章 真鶴村外二ヶ村組合と村々の発展

大正六年三月三十日提出

真鶴村外二ヶ村組合長 今井広之助

真鶴村外二ヶ村組合規約

### 第一章 総則

第一条 本組合ハ真鶴村外二ヶ村組合ト称ス

第二条 本組合ハ左ノ三ヶ村ヲ以テ組織ス

真鶴村

岩村

福浦村

第三条 本組合ニ於テ共同処理スベキ事務ハ左ノ如シ

一、組合内各村ノ事務執行ニ関スル件

二、衛生ニ関スル件

三、救助ニ関スル件

四、勸業ニ関スル件

第四条 組合役場ハ真鶴村八百拾番地ニ置ク

第二章 組合会組織及議員ノ選挙

第五条 組合会議員ハ組合内各村会ニ於テ其村公民中村

会議員ノ被選挙権ヲ有スル者ヨリ之ヲ選挙ス

第六条 議員ノ定数ハ十二人トシ各村ニ於テ選挙スベキ議員ノ数ハ左ノ如シ

真鶴村 六人

岩村 参人

福浦村 参人

第七条 議員ハ名誉職トシ其任期ハ四ケ年トス、議員中欠員ヲ生ジタル時ハ参ケ月以内ニ補欠選挙ヲ行フベシ、補欠議員ハ其前任者ノ残任期間在任ス

### 第三章 組合吏員組織及選任

第八条 本組合ニ組合長助役収入役各名ヲ置ク

第九条 本組合ニ常設又ハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

第十条 前二条ニ定ムルモノ、外必要ノ有給吏員ヲ置キ組合長之ヲ任免ス

前項吏員ノ定数ハ組合会ノ議決ヲ経テ之ヲ定ム

第十一条 第八条第九条ニ定ムル吏員ノ選任ハ組合会ニ於テ之ヲ為シ総テ町村制ニ依ル

### 第四章 組合費用支弁方法

第十二条 本組合ニ要スル費用ハ組合財産ヨリ生ズル収

入其他組合ニ属スル収入ヲ以テシ、尚不足アルトキハ

前年度十二月末日現在戸数ヲ標準トシテ各村ニ分賦ス

# 第五章 附 則

第十三条 本組合ニ規定ナキ事項ハ総テ町村制ヲ準用ス

第十四条 本規約施行ノ日ヨリ明治二十二年四月三十日

議定ノ真鶴村岩村及福浦村組合協議規程ハ之ヲ廃止ス

但其任期ニ係ルモノハ現ニ其職ニアルモノ、任期満

了ヲ俟テ本規約ヲ適用ス

(真鶴町役場蔵)

真鶴村外ニケ村組合規則は、町村制が施行された一八八九

年(明治二十二年)四月三十日に「真鶴村岩村福浦村組合協議規

程」として制定されたが、現存せず、その内容は不明。

## 31 真鶴村大火罹災緊急救助ニ関スル真鶴村会議録

一九一八年三月

### 会 議 録

大正七年三月二十八日真鶴村大火罹災ニ関シ緊急救助ノ

必要アルニ依リ真鶴村外ニケ村組合長今井広之助ハ三月

廿九日明三月三十日午前九時真鶴村外ニケ村組合役場ニ

於テ真鶴村会開会ノ事ヲ告知ス、是レニヨリ出席セル議

員左ノ如シ

黒柳由之助

青木喜平

熊本勢太郎

草柳由太郎

永野広松

草柳貞吉

青木虎吉

佐藤億一

大正七年三月三十日午前十一時三十分組合長今井広之助

議長席ニ着キ助役岡田寅吉番外席ニ着キ議長開会ヲ宣ス

議長ハ今回ノ罹害ニ関シ救助ノ極メテ重大ナルヲ解キ且

ツ本日ノ会議ニ於テ議案作製ノ暇ナカリシヲ告ゲ差<sup>(當)</sup>的リ

左ノ罹災民救助方法及其他ニ関スル件ヲ提出ス

罹災民救助方法

- 一、罹災民ニ差シ的リ貧富ノ別ナク食料ヲ支給スル事
- 一、食料ハ握飯トシ副食物ハ梅干若クハ漬物ヲ供スル事

- 一、小屋掛其他木材材料ヲ安価ニ供給スル事

右ハ奸商ノ貪利ヲ防止スルノ方法トシテ小田原町曾我重造氏ヲシテ義侠的ニ之レガ購入ヲ依頼シ原価ニヨリ需用者ニ交付セシムル事、然シテ其代金決済ニ関シテハ一時村有金ヲ以テ立替払ヲナシ交付材料代金ノ納入ヲ俟テ之レガ補填ヲナス事

- 一、家根ノ構造ニ関スル件

爾後出火ノ予防上此ノ際新築家屋ニ対シテハ草葺屋根ヲ絶対ニ禁止スベキ事

追テ右ニ就テハ村条例ヲ施行シ爾後ノ建築物ニ対シテモ同様履行セシムル事

- 一、道路改善ニ関スル件

此ノ期ヲ利用シテ道路ノ改善ヲ行ヒ都合ニヨリテハ宿改正ヲナスベキ事

- 一、塵芥（焼灰其他塵芥焼失物）ニ関スル件

塵芥ハ取捨場ヲ設ケ之ヲ一定ノ場所ニ取捨セシムル事、而シテ取捨場ニ関シテハ一時海岸二ヶ所トナス事

右一括シテ議題ニ供シ其第一次会ヲ開キシニ全会一致原案ヲ認メ第二次会ヲ開ク事ニ決ス、議長ハ前各項ノ内食物供給、材料ノ供給、道路ノ改修ニ関スル件ハ重且大ニシテ自ラ其複雑タルヲ免レズ、議員一同献身的ニ従事セラレ度ヲ從容シ而シテ専任委員ヲ設ケテ之レニ当ラン度キ事ヲ以テス

第二次会ニ於テハ第一次会同様全会一致ヲ以テ前各項ヲ可決シ第三次会ヲ省略シテ第二次会ヲ以テ確定議トナス事ニ決シ終ツテ前各項ニ就キ予メ左ノ四係ニ区分シ委任ノ選挙ヲ行ヒタルニ下記ノ当選ト確定ス

- 一、木材ニ関スル委員

専任 草柳由太郎

常任 熊本勢太郎 青木虎吉

- 一、罹災民食料及供給与品ニ関スル委員

木材委員兼務ノ事

一、道路ニ関スル委員

專任 永野広松

常任 佐藤信一 草柳貞吉

一、塵芥ニ関スル委任

常設委任タル黒柳由之助 青木喜平

右終テ議長ヨリ今回ノ事緊急非事ニシテ意外ノ支出アル  
ベキニヨリ其経費ノ支出ニ関シテハ隨時必要ニ応ジ村費  
ヲ繰替ヘ予算外ト雖モ支出スルノ権能ヲ能ヘラレ度事ヲ  
諮リシニ全会又異議ナク承認ヲ能フ

右終テ午後二時本日ノ會議ヲ終了セルニヨリ議長ハ閉會  
ヲ宣ス

右會議ノ正確タルヲ証スル為メ書記ヲシテ會議ノ顚末ヲ  
記述朗読セシメ議長及出席議員茲ニ署名ス

大正七年三月三十日

真鶴村外二ヶ村組合長

議長 今井広之助

出席議員 草柳由太郎

青木 虎吉

熊本勢太郎

草柳 貞吉

永野 広松

(真鶴町役場蔵)

一九一八年(大正七)三月二十八日の深夜『横浜貿易新報』  
記事(史料32)によれば二十九日午前零時十五分、真鶴村字  
真鶴に火災が発生、海岸からの強風にあおられ、全焼二五〇  
余戸、全損害額二一万円にのぼる大火となった。三十日、大  
火罹災緊急救助のために真鶴村会が開かれ、議長の組合長今  
井広之助から「罹災民救助方法」が提出され、木材・食料・  
塵芥に関する専任委員を選出した。

### 32 真鶴村大火に関する新聞報道

一九一八年三月／四月

#### ○県下真鶴の大火

▽四百棟焼失一村殆ど全滅

▽夜警の油断から大出来

二十九日午前零時十五分頃、県下足柄下郡真鶴村字真鶴（中略）より発火し、同地は摺鉢の半面に似たる傾斜面を為せる場所とて折柄、

▽海面より 吹上ぐる烈風に煽られて猛火は忽ち上へ上へと燃え拡がりしが、同所は水利悪く且つ消防隊不完全なる為め殆ど手の下しやうなく瞬く間に二百余戸を焼き、急報に接し所轄小田原警察署より鈴木署長、松崎警部補以下数十名の巡查並に小田原町の消防隊を引率し臨時に小田原輕便鐵道を發車せしめて現場に急行し、約五時間に亘り必死消防に努力せし結果漸く五時廿分に至り

▽全焼三百 余戸半焼十戸を出して鎮火したり、原因は前記火元の（中略）が点火したる蠟燭を転倒せしめたるものゝ如く、同村は全村を挙げて四百七十戸に過ぎざる上今回火災の場所は宿場を為し石材の搬出艸敷の網元地にて村内第一の繁華地とて其の混雑は一方ならず、損害は莫大なるべきが郵便局を始め旅館料理店の大建物は悉く類焼の厄に逢ひ人畜に死傷者もある模様なり、而して

▽発火当時 は深夜熟睡時刻にて且つ小雨降り居たる為

め毎夜警戒し居る前警も気を緩めて巡警を怠りし為め発火後も気づかず、隣接せる郵便局を焼きたる後漸く一般が知りし程にて従つて消防手後れとなりし憾みあり、且つ同村には生憎警察電話無く郵便局も類焼の為め一時は小田原との通信機関は杜絶したるが幸ひに同局の郵便物は手早く持出して無事なりし模様なり、而して

▽罹災民は 二千名の多数に上り、目下寺院及び小学校等に収容し炊出を為しつゝあるが其の大部分は漁師にて救助の必要あり、坪井保安課長は実地視察の為め廿九日一番汽車にて同地に急行したり、因に同村は県下に於ける最も古き漁港にて他府県人の出入多く近來避暑避寒客も多きに至りたれば、今春三十万円の子算を以て水道の附設を計り發展策を講じつゝありしも斯く全滅の姿となりては到底恢復の途無かるべし

（後略）

#### ○真鶴大火後報

#### ◇義捐金統々の申込



◇奇怪な風説起る

真鶴村今回の大火は眼前二千余名の罹災民の窮状を露出し曳いては村将来に於ける盛衰に関連せる問題なるを以て郡及び村当局者は極力恢復に努め其労多大とすべきものあり、一方義捐金は続々申込みあり、(中略)而して根本的救助法としては家屋建築を以て為すべく先に御料林払下げの上材料と為すべき議ありしも未だ決定に至らず、結局は小田原町又は下郡の

◇材木商の手を<sup>マツ</sup>経へ購入する事となるべきが、茲に奇怪なるは之を聞伝へし材木商人連中には此機を利用して不当な利を貪るべく既に一割以上の価上を行ひたるものさへあり、一般商人は割引を以て罹災の需用に応ずる折柄として材木商に対しては注目せられつゝあり

▽真鶴大火の

○焼失戸数確定

◇全焼二百五十一戸

◇全損害額二十一万円

◇材木商の冷血を怒る

真鶴村這次の大火は日々報道せる所なるが、昨日迄に主任松崎警部補の調査に係はり確定せるは、全焼戸数二百五十一戸棟数二百三十七にて内半焼が二、破壊が三、住宅が二百二十、倉庫九、物置十八、其他三三なるが、尚防火の爲め破壊せるもの二十一戸三十棟に達し、全損害見積額二十一万円となれり、而して

◇負傷者は 引続く混雑のため不明の所取調の結果昨日迄に判明せるは(中略)三名なり、又電信用電話柱の焼失は三本損害六十円、電灯柱が十九本損害卅円にして救助を要すべく決定せるは百戸と此の人員五百人也

◇商人の冷血 昨報せし如く先に小田原町内の材木商中同業者に対し真鶴より註文を受けたる場合には値上を行ふべく提議せるものありて一般より火事泥の根性視されつゝあるが、真鶴村は其の冷血を憤慨し断然下郡の材木商より購入せざる事に内定し、一日建築委員は東京より買入たる同港発汽船にて上京奔走中

○真鶴村の復活着手

建築と道路改修と水道計画

下郡真鶴村大火に就ての罹災民救助は既に県より第一回救済金三千五百余円の交附あり、其後の分は今十九日下郡へ交附の筈にて到着次第予ての割当額に基き直に災民へ下附す可が、

◇災民一人当り▽ は凡そ七円にして何れも頭割なるを以て家族の多きは一戸四五十円に当り少くも廿余円となるべき割合なり、而して同情による寄附金又一万円近くに達し之を罹災者に分配する時は前者と合せて約百円内外に達する由、既に計画中の家屋建築は東京木材工業会社より破格の割引を得て

◇建築に着手し▽ 進行を急ぎ居れるが、一面村内の道路は火災に至大の關係あり将来の発展にも影響すべく、此の際大改良を施し従来九尺巾の所は三間又は二間巾とし既に設計成り県技師の案にて経費三万九千円を要する事となるを以て、十八日木村県技師菊地下郡長等同村役場にて今井村長等と協議を擬し右予算の内

◇幾分経費削減▽ を加へて本年中に実行する事とし

たり、而して同村水道施設は是亦発展の端を開くべき重要問題なれば着々計画を進めつゝありて水源地も略決定し居る由なれば近く具体的の議を見るべく、同村の恢復は村長、郡長の尽力により近く其期に入るべしと云ふ

〔横浜貿易新報〕一九一八年三月三十一日、四月二日・三日・十九日

大火の発生から事後処理と復興への経過、被害状況調査に関する記事は、このほかに三月三十一日、四月一・五・十・十二・十三・十七・十八日付などにもみられる。

33 岩村大火に関する新聞報道 一九一八年四月～五月

○岩村の大火

△二十五戸焼失

廿六日午後九時四十分頃足柄下郡真鶴村組合村岩村(中略)より出火、折柄海上よりの南西風烈しかりし為に全焼二十五戸三十五棟を焼失して同十一時半頃鎮火せり、出火の場所は同村の中央なると過般の真鶴大火後と云ひ

其騒ぎ一方ならざりしが、真鶴、吉浜、土肥、片浦等の各消防組出動必死の活動を為せるも何分日頃飲料水すら乏しき土地柄に加へて烈風の事とて火勢侮るべからず、西北方に向け延焼益々甚だしきに於ては容易ならざる惨状を呈すべかりしも幸ひ消防組の尽力にて如上の程度にて鎮火するを得たり、火災保険は日本火災の五百円に過ぎず

○岩村大火放火の疑ひ

発火の場所は物置の隅なり

下郡岩村の大火に就ては前号所報の如くにして、発火原因に就ては小田原署より出張中の松崎警部補主任となりて調査中なるが、発火の場所は（中略）物置にして午後九時四十分の発火なれば未だ他人も寝に就かず且つ同所は火気のあるべき場所にあらざるを以て斯く綜合せば俄に失火と断定する能はず、殊に同夜以来附近にては放火の噂頻頻と流布せられ居るより放火と認むる説有力にして小田原署にては之が犯人捜査中なり、尚ほ焼失戸数は二

十七戸三十三棟と決定し、罹災者は同日何れも親戚知己に引取られ居たるも、救助の必要ある十一戸家族五十人に対しては焚出<sup>（救）</sup>を行ふと同時に仮小屋の建設を急ぎ真鶴村火災復活のため買入れたる残り材木と村有林を伐採して家を建てる事とし廿七日より直に着手せるが、該災民は他に資産なきも石工なれば家の建設後は直に業務に就き生活には差支なきを得べし、其他の十六戸は何れも資産を有し生活に差したる影響なく何れも家の建設に着手せるを以て今回の火災に就ては案外容易に恢復し得べき模様なり

（『横浜貿易新報』一九一八年四月二十七日・二十八日）

真鶴村大火から一か月を経ない一九一八年（大正七）四月二十六日午後九時四十分ごろ、岩村に火災が発生、全焼二五戸の大火となった。原因は放火らしいが、詳細は不明。

## 第2章 真鶴村外二ヶ村組合と村々の発展

### 34 米穀買入ノ件 一九一八年八月

#### 議第一九号

##### 米穀買入ノ件

附近在米払底ト認メ此後ノ供給ヲ慮リ非常準備用トシテ内地白米三百俵内外ヲ時価ニヨリ至急買入ヲ為スモノトス

追テ是レガ資金ハ一時借入金ヲ以テシ売上金ニヨリテ返済ヲナスモノトス

大正七年八月二十九日提出

真鶴村外二ヶ村組合長 今井広之助

#### 議第二〇号

##### 米穀廉売ニヨル欠損補填ノ件

真鶴村取扱外米廉売ニヨル欠損金額ハ予備費ヨリ支出シ之レガ補填ヲナスモノトス

大正七年八月二十九日提出

真鶴村外二ヶ村組合長 今井広之助

(真鶴町役場蔵)

米騒動の波及を未然に防ぐために行われた措置。岩村では九月一日に内地白米五〇俵が購入されている。

### 35 真鶴村外二ヶ村組合大正七年度事務報告(抄)

一九一九年三月

#### 事務報告

真鶴村外二ヶ村組合大正八年度歳入出予算ヲ提出スルニ臨ミ、大正七年中処理シタル事務概要ヲ報告スルコト左ノ如シ

近來役場事務逐年煩瑣劇増シ、加フルニ昨年ニ於テハ前古未曾有ノ回祿ノ災アリ、緊急救済ノ途ヲ講ジ亦之レガ附帶トシテ村内里道改修事業ヲ起シ、或ハ米価暴騰ニ対スル救済等諸般ノ事務ハ層一層ノ繁劇ヲ加ヘタリ

(中略)

#### 三、吏員交代

組合長以上異動ナカリシモ火災善後策、道路改修、或ハ白米ノ廉売等ノ為メ臨時事務繁忙ノ結果臨時傭人雇入ノ止ムナキニ至リ常ニ一名ノ臨時雇ヲ使役シタリ

四、庶務

火災及米価暴騰ニ対スル救済事務、衆議院議員選挙人名簿調製ノ件其他ニシテ、本項ハ例年ニナキ煩雜ヲ極メ、之レニ関スル取扱文書ノ数ハ実ニ收受千八百二十件、発送五百十二件ナリトス

(中略)

八、衛生

本年八月福浦村ニ腸窒扶斯流行ノ兆アリ、専ラ其防疫ニ勤メタルモ終ニ九名ノ患者ヲ出シ弑名ノ死亡者ヲ見ルニ至リ、十月ニ及ンデ漸ク撲滅スル事ヲ得タリ、尚ホ予防消毒ノ為メ清潔法ヲ施行シ予防注射ヲ行ヒ、且ツ村民一般ニ対シ予防方法ヲ示達シ、以テ万全ヲ期シタリ、而シテ右ノ外種痘ニ関スル件、売葉ニ関スル件、墓地ニ関スル件、埋火葬認許ニ関スル件等、合計收受二百六十件、発送百八十一件ナリトス

(中略)

十一、土木

真鶴村火災罹災後直チニ真鶴村里道改修工事ノ計画ヲ建

テ県土木課ヨリ技術員ヲ派遣セラレ、六月大部分ノ設計ヲ了シタルニヨリ直チニ予算計上シ、土地買収ニ着手シ、年内ニ其六七分ヲ了シ、十二月二十一日工事請負入札ヲ執行シ、二十八日着手ヲ見ルニ至レリ、岩村ニ於テモ長坂附近ヨリ岩村内ニ通ズル里道改修ヲ計画シタルモ尚工ヲ起スニ至ラズ、而シテ之レ等ノ件ニ関シ取扱ヒタル文書数ハ收受発送併セテ四百余件ニ上レリ

(中略)

十四、税務

真鶴村大火ノ影響ハ納税成績ニ大ナル悪結果ヲ来シ、吏員ノ繁忙ハ災害救助ノ為メ之レ等ノ整理ヲナス能ハズ、為メニ遺憾ナガラ真鶴村及岩村ニ於テハ賦課金額ノ約七分ハ滞納ノ状態ニアリ、而シテ其徴税令書ヲ発シタルモノ国税ニ於テ二千七百二件、県税三千三百十一件、村税ニ於テ四千六百件ナリトス、然レドモ不納報告ヲナシタルモノ幸ニシテ国税県税共ニ皆無ノ有様ナリ、以上ノ外国県税ニ係ル営業ノ創廃業ニ関シ取扱ヒタル件数二百八十六件、本項ニ関シ取扱ヒタル文書ノ数ハ四百十六件ナ

## 第2章 真鶴村外二ヶ村組合と村々の発展

リトス

(中略)

### 十九、救助

前古未曾有ノ大火ノ為メ本事務ノ繁忙ハ充ク筆舌ノ尽ス  
処ニアラズ、災害罹災戸数二百八十二戸、其損害莫大ナ  
ルモノアリ、而シテ之レガ義捐モ亦相当ニ歛マリ、総額  
壹万四百五十八円十二銭、物品亦七八百円ニ上リ、其全  
部ハ配布ヲ了シタリ、尚附帶事務トシテ木材実費販売ヲ  
行ヒ市価暴騰ヲ防ギタリ、越エテ九月米価暴騰ノ事ア  
リ、之レガ販売ヲ行ヒ白米ヲ準備スル等極力救済ニ努力  
シ幸ニシテ大過ナキヲ得タリ

右及報告也

大正八年三月二十八日

真鶴村外二ヶ村組合長 今井広之助 図

(真鶴町役場蔵)

真鶴村の大火災、米騒動を引き起こした米価騰貴など、一  
九一八年(大正七)のあわたたくしに厳しい村況を伝えている。

## 36 真鶴村外二ヶ村組合財産管理規程 一九二〇年九月

### 議第一九号

真鶴村外二ヶ村組合財産管理規程別紙ノ通り設定スルモ  
ノトス

大正九年九月二十八日提出

真鶴村外二ヶ村組合長 岡田寅吉

### 真鶴村外二ヶ村組合財産管理規程

#### 第一章 総則

第一条 本組合有財産ハ本規程ニ依リ之ヲ管理ス、但シ  
別ニ管理方法ヲ定メタルモノハ此ノ限ニアラズ

第二条 本規程ニ於テ財産ト称スルハ基本財産其ノ他組  
合ノ所有ニ属スル一切ノ財産ヲ謂フ

第三条 組合長ノ保管スル証書類及現金ハ組合役場内ニ  
備付ノ堅牢ナル金庫ニ格納スベシ

#### 第二章 不動産

第四条 土地建物ニシテ公共ノ用ニ供セザルモノハ五箇

年ヲ超エザル期間ヲ以テ之ヲ貸貸ス、但シ営利ノ目的ニアラザル事業ノ為貸付スル場合ハ料金ヲ徴セザルコトヲ得

第五条 前条ニ依リ貸付スルトキハ組合長ハ借主ヨリ契約書ヲ徴シ保管スベシ

契約書ニハ確實ナル保証人二名以上ノ連署ヲ為サシムベシ

第六条 第四条ノ借受人故意怠慢ニ因リ其ノ土地建物ヲ荒廢シ若ハ毀損亡失シタルトキ又ハ許可ヲ受ケズシテ其ノ原形ヲ變ジタルトキハ其ノ損害ヲ賠償セシメ又ハ其ノ原形ニ回復セシム

借受人ハ組合長ノ許可ヲ受クルニアラザレバ之ヲ転貸讓渡シ又ハ借用ノ目的以外ニ使用スルコトヲ得ズ

第七条 第四条ノ貸付期間内ト雖前条第二項ノ規定ニ違背シ又ハ組合ニ於テ必要アルトキハ貸付契約ヲ解除シ之ヲ返還セシムルコトアルベシ、貸付契約ノ条件ニ違背シタルトキ亦同シ

前項ノ場合ニ於テハ既納ノ貸地料ハ之ヲ還付セズ、但

シ組合ニ於テ必要アルガ為返還セシメタル場合ハ月割又ハ日割ヲ以テ之ヲ還付ス

第八条 前条第一項ノ場合ニ於テ契約ヲ解除シタルガ為借受人損害ヲ受クルコトアルモ組合ハ之ガ賠償ノ責任セズ

### 第三章 有価証券

第九条 本規程ニ於テ有価証券ト称スルハ株券証券債券等ヲ謂フ

第十条 有価証券ハ組合長ニ於テ郵便官署ヘ保管預ケ又ハ確實ナル銀行ヘ保護預ケト為シ其ノ預リ証書ヲ徴シ保管スベシ、但シ特別ノ事情アルトキハ第三条ニ依リ組合役場内ノ金庫ニ保管スルコトヲ得

第十一条 前条ニ依リ銀行ヘ保護預ケト為シタル証券ハ組合長ニ於テ毎年二回以上之ヲ檢閲スベシ

### 第四章 現金

第十二条 現金ハ組合長ニ於テ一ヶ月以上之ヲ保管スルコトヲ得ズ、若シ特別ノ事情ニ依リ保管スルノ必要アルトキハ組合会ノ同意ヲ得ベシ

第十三条 現金ハ組合会ノ議決ニ依リ一ケ年ヲ超エザル

期間ヲ以テ確實ナル銀行ニ利子預ケト爲シ又ハ大蔵省

預金若ハ郵便貯金ト爲シ又ハ国債証券、地方債証券、

勸業債券、日本興業銀行債券、北海道拓殖銀行債券、

農工債券ノ応募買入若ハ是等銀行ノ株式ノ応募買入ヲ

爲スコトヲ得

第十四条 現金ハ組合財政ノ都合ニ依リ組合会ノ議決ヲ

経積戻ノ方法ニ依リ組合費ニ充用スルコトヲ得

第十五条 現金ハ前三条ニ依ルノ外他ニ運用スルコトヲ

得ズ

第十六条 第十三条ニ依リ銀行ニ預入ノ場合ニ於テ同一

銀行ニ預入ノ金額千円以上ニ達シタルトキハ組合長ヘ

預入金額ニ相当スル担保ヲ徴スベシ、但シ日本興業銀

行、日本興業銀行、横浜正金銀行、北海道拓殖銀行及

農工銀行ニ預入ル、場合ハ之ガ担保ヲ徴セザルコトヲ

得

前項ノ担保品有価証券ナルトキハ第十条ノ規定ニ依ル

ベシ

## 附則

第十七条 本規程ハ組合内ノ一部有財産ノ管理ニ之ヲ準

用ス、但シ一部ノ財産ニシテ本規程ヲ準用シ得ザル特

別事情アルモノニ限り別段ノ規程ヲ設クルコトヲ得

第十八条 本規程ハ大正九年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十九条 本規程施行前ニ於テ為シタル契約ハ渾テ其ノ

契約ノ定ムル所ニ依ル

(真鶴町役場蔵)

## 37 真鶴村会議員選挙疑獄事件に関する新聞報道

一九二一年四月

### ○同志会員収監

▽真鶴村選挙に疑獄起る

有権者の住宅を包囲闖入

小田原検事局活動す

下郡真鶴村の村会議員選挙は同村青木潔氏等主唱の同志会が戸主会青年派を糾合して旧役場派に対抗し猛烈なる競争を演じたる結果遂に



▽同志会 派推薦の村会議員多数を占めたるが、当時開票後村内池村田之助(三五)氏が同志派の一般候補者青木梅太郎氏に投票すべき予約を為したるに拘らず投票の際約束を裏切りて草柳由太郎氏に投票したる結果、草柳氏は青木氏と同点なりしも年長の故を以て当選し青木梅太郎氏は遂に落選したるより、同志派は池村氏の

▽食言を 責め果ては戸主会青年会員等百数十名にて池村氏方を包囲して糺弾するなど不穩の行爲ある為め小田原署員より解散を命ぜられたるが、同志会の幹部同村平井元之助(三五)は同志の包囲中家内に入り田之助を恐迫したる事実曝露せし為め遂に検事の出勤となり小田原区裁判所検事局より窪田検事は十七日来書記を随へ同村に出張し取調の結果

▽元之助 を拘引収監し十九日は同派の村会議員にして同志会の幹部青木友三郎同志会の主唱者青木潔の兩人を小田原区裁判所に召喚取調を行ひ、次で役場派の村会議員青木寿郎氏(青木潔の兄)を参考人として取調たるが、同村は選挙騒ぎに更に村政上に就て紛乱を来し居るを以

て検事局の活動は各種の方面にも及ぶべく、今後召喚取監者多数に上るべき模様なり

#### ▽役場派議員総辞職

#### ▼同志派議員と同席を厭いて

同村は同志派連が過般来村政の革新を叫び居る折柄、村議選挙に就て更に此の騒擾を来したるものにして当選せる議員は多く同志派によりて占められたるが、役場派議員の青木寿郎、草柳由太郎、佐藤信一等の諸氏は行動を共にするを厭ひ十九日連名にて同村長山本五九平氏に宛て辞表を送れるより、同村の将来は更に或る程度迄は紛擾を見るに至るべく観測せらる

#### ○村内沸湯した真鶴村

#### ▼青年は糺弾を叫び

#### ▼村有志は一笑に付す

選挙に騒擾を演じ役場派議員の連袂辞職となれる真鶴村は之が為め愈々沸湯すべきが、右に關し青年派は曰く

▽積悪一掃せん ▼此機会を好期に

従来村政の裏面には必ず不正行為が纏はり現に吾等同志が村理事者の弁明を求めんとするは漁場の問題、火災の後仕末、西念寺土地売却等の内容にて村理事者は数年後の今日尚ほ経過を説明し得ず、漁場問題の如き村民の利益を無視し特に破格の賃貸料で貸し付けたる如き我同志の糾問主張は聽て公正なる批判により相当なる制裁あるべく今や我同志の村政革新は誠に好期にして村政の裏に潜む積悪を剔決するの時なりと云ひ

▽不埒な言動 ▼自縄自縛に陥らん

更に村役場派は曰く青年が村政に留意するに至れるは喜ぶべきも村政の内容に暗く且つ智識なき彼等は事毎に不正呼ばりを為し村当事者より説明を与へて諒解せしめんとするも何故か避けて寄付かず、徒らに青年を煽動して過激な言論を吐き郡県に陳情し検事局より検事総長に至る迄も投書を為す如き言動は不埒な行動なり、然れ共其の不正と呼はる問題は元より正当に処理し一の欠点なき故結局彼等は自縄自縛に陥るべしと一笑に附し居れり

○真鶴村の村会開く

▼役場派議員唯一名

村民派の凱歌

相州真鶴村は村会議員選挙終了後村長山本五九平氏辞職の故を以て開会に至らず、村民派議員より屢々開会の請求を為したる結果漸く二三日前助役平井憲太郎氏が召集して午前九時より開議せるが、出席議員は青木友三郎外七名役場派は佐藤信一一名出席せしのみ、劈頭議員の議席を定め次で村民派より建議せる諸案に就き審議を進めし結果

△七年度の大火災に就き取扱へる収支の帳簿は村民中より委員を挙げて調査を行ふ事、委員に平井政吉、青木梅太郎、青木潔、福岡徳造等の四名を挙げ、漁業問題に移り目下村民間に注目を惹ける

△戎崎漁場は本年十月より大正十年六月迄青木金太郎に賃貸する事

△定置漁場の二番下小台網及び小松原漁場の賃貸は競  
争入札を以て行ふ事

に決定し、小学校の増築も建議案を容れて十年度に於て  
実施する事と為し

▼建築委員に田広真平や、遠藤健吉、永野広松、富岡  
彦太郎、青木友三郎

等五名の村会議員を挙げ、村民派は予定通りの議事の進  
行を見て凱歌を挙げて午後三時散会せるが、午前九時よ  
り午後三時迄休憩一時間を置き五時間に亘れる村会は前  
代未聞なりと

〔横浜貿易新報一九二二年四月二  
十日・二十一日、五月二十六日〕

真鶴村大火、大謀網導入、西念寺土地売却問題などをめぐ  
って、青年の間で村政革新運動が起こり、村会議員の青木潔  
が主唱者となり、一九二〇年(大正九)真鶴村に同志会が結成  
され、前村会の主流をなした役場派と激しく対立した。一九  
二一年(大正十)四月に実施された村会議員選挙では同志会派  
が圧勝したが、選挙の投票依頼をめぐって紛糾し、同志会員

が拘引され、また役場派村議が総辞職するに至った。組合長  
山本五九平が辞職し、露木良作が組合長に就任した。

### 38 岩村林野整理日誌 一九二二年十一月

〔表紙〕  
「岩村林野整理日誌」

第壹号

取扱者  
岩村常設委員

半田源之助

大正八年九月六日岩村会ニ於テ岩村共有地全部ノ整理ヲ  
期スル為メ岩村民ヨリ委員九名ヲ選挙セリ、其人員左之  
如シ

朝倉常吉

朝倉其吉

遠藤照之助

遠藤伝太郎

青木富次郎

向笠由之助

鈴木銀次郎

鈴木光太郎

半田源之助

九月二十九日晴

此日午後一時ヨリ土地整理ノ方法ヲ議センガ為メ委員会  
ヲ組合役場召集セシモ会々郡会議員選挙競争激甚ナリシ  
為メ役場内モ繁雜ヲ極メタルニ付延期スル事ニ決シ速時

## 第2章 真鶴村外二ヶ村組合と村々の発展

解散セリ

十月三日夜

林野整理ニ対スル委員会予備相談ヲ為サンガ為メ委員ヲ拙宅ニ召集セリ、来会者ハ朝倉其吉 朝倉常吉 遠藤照之助 鈴木光太郎 半田源之助

議題

一 割山ヲ其持主ニ名実共ニ所有權者タラシムル

ニハ如何ナル方法ニ從フヲ適当トスベキヤ

二 共有地ノ併合所有ヲ禁ズルハ如何ナル方法ヲ

執ルベキヤ

三 共有地石丁場ニ対スル課稅方法ノ改正

從來ノ石山ニ対スル課稅方ハ石材採出ヲ村是トシタル時代ノ制定ナレバ他ノ貸地ト相對シテ不權衡タルヲ免レズ、依テ茲ニ改正スル必要ヲ生ゼシ所以ナリ

四 貸地期間ノ制定

右ヲ議題ニ付シ種々意見ヲ交換セシモ何レモ重大問題ナレバ各自研究ノ上来会ニ討議スルニ決シ午後十時散会セリ

十一月二十一日午後七時 半田宅会合

前会ノ議事ヲ討議センガ為メ通知ヲ發シタルニ来会者左ノ如シ

朝倉常吉

朝倉其吉

鈴木光太郎

青木富次郎

遠藤伝太郎

半田源之助

半田委員ハ仮議長トナリ左ノ議題ニ付テ審重審議セリ

割山ノ所分

熟議ノ結果該割山ヲ五等級ニ分チ其地価ヲ評定シ其評定ノ三分ノ一ヲ村方ニ領受シ而シテ其籍面ヲ持主ノ有ト改訂スベシ

第二次会ニ於テ其地価評定ニ付テ議論百出シテ議纏ラズ折シモ夜深更ニ及ビタレバ議定ヲ他日ニ期シテ散会セリ十一月十八日雨 半田委員宅会合

午后一時会開来会者ハ委員全部前会未議了ノ案ヲ議題ニ付ス、種々討議ノ結果其価額ヲ投票ニ付スル事ト決ス

投票方法ハ其票數ノ価額全部ヲ集メ夫レヲ投票數ニ平分シタル者ヲ合格トス

開票ノ結果左ノ如ク決定ス

一等級壹反ニ付 金貳百円

二等級同

金百七拾円

三等級同

金百参拾円

四等級同

金九拾五円

五等級同

金七拾円

右結果ヲ本会議ニ提議スル事トナシ午后五時散会セリ

大正十年六月十三日中島音吉宅ニ於テ林野調査委員会々

催

出席者 半田源之助 鈴木銀次郎 朝倉其吉 鈴木光太

郎 青木富次郎 中島音吉

割山ヲ現在ノ名儀者ニ名実共ニ所有権者タラシムルニ付

キ各自支出スベキ金額ヲ協議ス

左ニ(三分ノ一ヲ支出スルコト)

一等 老反ニ付

金貳百円也

二等 同 甲

金百七十円也

三等 同 乙

金百三十円也

四等 同

金九十五円也

五等 同

金七十円也

右議定シ追テ委員ノ正会ヲ招集シテ確定スルコトトシテ

散会ス

大正十年九月十九日林野調査委員会ヲ中島音吉宅ニ開催

ス、出席者 向笠由之助 鈴木銀次郎 鈴木光太郎 遠

藤伝太郎 中島音吉

議案

一 割山ニ関スル価格決定ノ件

六月十三日協議々定セシ価格ノ内一等ヲ百七十円トシ二

等ノ甲乙ヲ削リ二等百三十円トシ他ハ前會議々定ノ通り

決定ス

大正十年十一月二日中島音吉宅ニ於テ林野調査委員会ヲ

会催ス、出席者 向笠由之助 朝倉其吉 半田源之助

中島音吉 鈴木銀次郎 遠藤伝太郎

議案

一 岩村共有地ト民地トノ境界調査ニ関スル件

右議案ハ慎重審議ノ結果測量必要アルト認メ決議書ヲ岩

村会ニ提出シ協力シテ実行スルコトニ議決ス

附議

割山価格決定ニ付再議セシ処九月十九日決議セシ通り異

## 第2章 真鶴村外二ヶ村組合と村々の発展

議者ナク決定ス、則チ左ニ

|    |      |       |       |      |
|----|------|-------|-------|------|
| 一等 | 壹反ニ付 | 金百七十円 | 此ノ三分一 | 五十七円 |
| 二等 | 〃    | 金百三十円 | 〃     | 四十三円 |
| 三等 | 〃    | 金九十五円 | 〃     | 三十一円 |
| 四等 | 〃    | 金七十円  | 〃     | 二十三円 |
| 五等 | 〃    | 金五十五円 | 〃     | 十八円  |

### 割山価額見積表（壹反ニ付）

|    |            |       |
|----|------------|-------|
| 一等 | 金百七十円ノ三分ノ一 | 金五十七円 |
| 二等 | 金百三十円ノ〃    | 金四十三円 |
| 三等 | 金九十五円ノ〃    | 金三十一円 |
| 四等 | 金七十円ノ〃     | 金二十三円 |
| 五等 | 金五十五円ノ〃    | 金十八円  |

### 反別内訳

|    |           |          |
|----|-----------|----------|
| 一等 | 貳丁三反一畝十八歩 | 金千三百貳十円  |
| 二等 | 貳丁一反三畝一步  | 金九百十六円   |
| 三等 | 拾丁三反〇〇一步  | 金三千百九十三円 |
| 四等 | 三丁五反三畝廿七歩 | 金八百十貳円   |

五等 三丁三反貳畝十二歩 金五百九十八円

計金六千八百三十九円

以上大正十年十一月二日林野調査委員会ニ於テ決定ス

大正十年十一月二日

岩村常設委員

中島 音吉 印

真鶴村外二ヶ村

組合長 露木真作殿

（真鶴町役場蔵）

村財政の強化をはかるため、村共有地を村有地に変更することになり、林野調査が行われた。岩村会では一九一九年（大正八）に常設委員九名を選出し、村共有地と民有地との境界確定、入会山を入会権者各戸に一定期間分割して利用させる割山の価格決定などが審議された。

## 第二節 漁場契約と漁業組合の

### 展開

#### 39 改良小台網営業願 一八九一年十月

改良小台網営業願

足柄下郡岩村四百八十七番地

鈴木為三郎

右は今般相模国足柄下郡海産業組合ノ議決ニ拠リ、富山  
県射水郡地方ノ小台網ヲ改良シ、別紙図面ノ如キ構造ニ  
準拠シ、本村字沢尻四艘張網従前許可之場所ニ於テ網所  
用主ヘ示談ヲ遂ゲ、明治廿五年より同二十九年迄五ヶ年  
間期節は(自四月至十二月)海産業試験ノ為メ該網張立営業仕度候  
間、最モ税金ノ儀は試験中之儀ニ付御免除被成下度、図  
面相添ヘ接続海面使用を連署ヲ以テ願上候間、願意御聴  
許被成下度此段奉願候也

明治廿四年十月三十一日

右改良網営業人

鈴木為三郎 ㊤

足柄下郡岩村漁師総代

四艘張網場所用主 半田光造 ㊤

同村総代

同 二見嘉七 ㊤

神奈川県知事 内海忠勝殿

前書之通り相違無之候也

明治二十四年十月卅一日

真鶴村外二ヶ村組合

村長 門田良甫 ㊤

接続岩村ヨリ改良網張立出願之儀ニ付テハ故障無之ニ付  
調印仕候也

同郡江之浦村

総代人 高橋藤吉 ㊤

同郡同村

漁師総代 八木下直藏 ㊤

同郡早川村外四ヶ村組合

村長 広井忠輔 ㊤

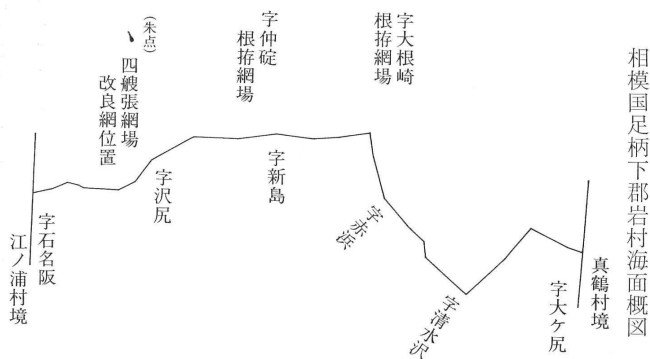
本村改良網張立ニ付接続網場其他支障無之候也

岩村共有字沢尻網及字大根崎網場

所用者岩村漁師総代

半田光造 ㊤

## 第2章 真鶴村外二ヶ村組合と村々の発展



同村総代 二見嘉七 印

此網仕様

長サ 五十間

巾 二十間

麻袋網

其次ニ

目上縄 四寸目

同 尺目

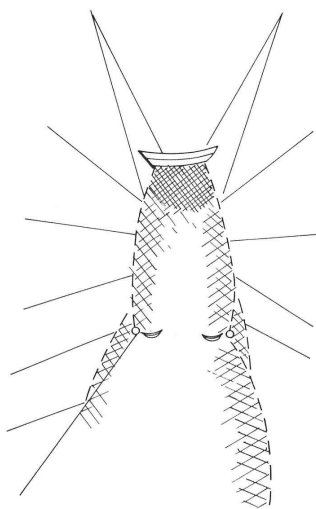
同 二尺目

同 四尺目

掛出シ網大縄

(真鶴町役場蔵)

当時、当地の定置網の主流をなしていた根拵網<sup>ねまき</sup>に対して、





改良網による漁法が試みられた。鈴木為三郎は、三年後の一八九四年（明治二十七年）九月にあらためて翌一八九五年から九年の五か年間の同所での改良小台網張場営業契約を結んだが、九五年三月一日、真鶴村の市川六左衛門に浦任状の名義を移し、営業を中止した（明治三十一年、岩村沢尻根拵網新島改良小台網張営業契約書類）。真鶴町役場蔵。史料44参照。小台網の構造は史料43参照。「明治23〜28年 岩村根拵網漁営業関連記録綴」より（史料43まで同じ）。

#### 40 真鶴村大網張立継年願 一八九一年十二月

（開外未書）  
『真鶴村大網張立継年願ノ扣』

##### 事由書

当真鶴村根拵大網張立営業之義は明治十七年より同廿一年迄五ヶ年間明治十七年四中出願許可相成候ニ付爾来営業罷在候、然ルニ明治廿一年ニテ期明ニ相成候ニ依リ其当時ハ村内人民惣代ヨリ張立継年出願スベキ手続ニ付既ニ税金之義モ本年迄上納致且休業之箇所ハ其旨御届申上候ニ付、全ク明治廿二年より廿六年迄継年之義惣代ヨ

リ出願許可相成居候事ト存候処、今般其指令ヲ搜索スルモ更ニ見当リ不申ニ付ては其当時継年之義出願致シ無之ト存候、依ては其当時ノ惣代人ノ不行届ハ勿論卑職ニ於テモ其辺ニ心付カザル段深ク奉恐入候間、何卒特別之御詮議ヲ以テ別紙之通り御許可相成存候  
右事由相違無之候也

明治廿四年十二月

真鶴村々々長 門田良甫 印

神奈川県知事 内海忠勝殿

##### 大網張立継年願

足柄下郡真鶴村字沖網

一 根拵大網沓ヶ所

真鶴村共有

但真鶴村字海岸八百六十五番宅地下船繋石より沖合

見通シ西ノ端先卯ヨリ辰へ五分三厘

同郡同村字古網

一 同 沓ヶ所

同

但真鶴村海岸八百六十五番宅地下船繋石より沖合見

通シ台尻中心卯ヨリ辰へ四分式厘

第2章 真鶴村外二ヶ村組合と村々の発展

同郡同村字小松原  
一 同 老ヶ所 同

但真鶴村字老本松小字小松原陸地より沖合見通シ東ノ端先辰巳之間

同郡同村字番場浦  
一 同 老ヶ所 同

但真鶴村字官林小字番場浦陸地ヨリ沖合見通シ東ノ端先辰ノ間

右は従来より営業罷在候処、尚明治廿五年ヨリ同廿九年迄向五ヶ年間毎年二月より八月迄営業仕度候ニ付隣接村々へ示談ヲ遂ゲ候処、聊故障無之候間継年御許可相成度、村会ノ評決ヲ經此段奉願候也

明治廿四年十二月

右

村長 門田良甫 印

漁師総代

青木定次郎 印

神奈川県知事 内海忠勝殿

前書之通り隣接真鶴村より根柢大綱張立之義ニ付談示有

之候処、聊故障無之候間調印候也

明治二十四年十二月

福浦村総代

露木吾平

同漁師総代

高橋乙吉

前書之通隣接真鶴村より根柢大綱張立之義ニ付談示有之候処、聊故障無之候間調印候也

明治二十四年十二月

岩村総代

二見嘉七

同漁師総代

半田光造

(真鶴町役場蔵)

村共有の地先海面での漁業営業は、営業者が村と契約し、同時に県を通して国の認可が必要であった。一八八九年(明治二十二)から九三年にわたる五か年の認可を失念していたことが判明し、近隣諸村の承認を得て再請願をなした。

41 大根崎根拵網張場契約變更一件

一八九一年十二月、九三年一月

契約証

足柄下郡岩村地先海面  
字大根崎  
一 根拵網張場

宍ケ町

但明治二十六年ヨリ同三拾年迄五ヶ年間

此場代金五百円也

此濟方期限

一金老百円 明治廿六年四月廿日限可相渡約  
一金老百円 同 廿七年四月廿日限可相渡約  
一金老百円 同 廿八年四月廿日限可相渡約  
一金老百円 同 廿九年四月廿日限可相渡約  
一金老百円 同 三拾年四月廿日限可相渡約  
右貴村共有根拵網張場之義今回示談ノ上頭書ノ金額ヲ以テ私ニ御任セニ相成候ニ就テハ、前書渡金期日附之通其都度濟方可仕契約候処確實也、若該期日ヲ経過シ又ハ網張立ヲ休業スルトキハ右場所ヲ速ニ御引揚ニ相成リ即日

他ニ御委任相成共決シテ申分無之、且ツ其際日延歎願等申出間敷候、依テ左ニ定約ス

一 浦任状ノ権理ヲ他人ニ引譲リ又ハ期限内（明治廿六年ヨリ同三十九年）ニ自分ノ都合ヲ以テ休業ナシ該場所ヲ明ケ浦ニ致シ真鶴村字小網根拵網張場ニ於テ營業等決シテ致間敷、万一前記ノ場合等有之候節ハ右場所ヲ直チニ御引上ケ相成候共聊カ苦情申間敷候事

但シ該場之義ハ新規事故不漁等引続キ何分ニモ引合難相成候節ハ示談ノ上休業スルコトモアルベシ

一 本県免許御指令ノ場所ニ付テハ約定期限内ト雖モ官ノ御命令ニ拠テハ年割場代金ヲ申受ケ異儀ナク場所御引渡可申候事

一 網税金及海産業組合費ハ成規ニ拠リ其都度相納ムルハ勿論、假令休業スルモ引受ケ年限中ハ異儀ナク相納メ可申、最モ示談ノ上休業スルトキハ此限りニ非ズ但税金ハ毎年一月二十日限村方ニ前納可仕約

右数条悉皆承諾ノ上網張立營業引受ケ候ニ就テハ契約之通確守履行可仕候、若シ本人前条ニ対シ違約ノ廉有之ト

第2章 真鶴村外二ヶ村組合と村々の発展

キハ保証人引受ケ前条ニ準ジ御取計相成候共其際異儀申  
間舖、為后日契約証差入置候如件

明治廿四年十二月

足柄下郡真鶴村

營業請負人 青木友三郎 ㊤

同郡同村

保証人 青木淺二郎 ㊤

足柄下郡岩村

議員御中

一 前書之通相違無之候也

小田原町幸四丁目

山田又市 ㊤

証

一 本村共有字大根崎根拵網張立營業方明治二十六年ヨ  
リ同廿七年迄該網張營業貴殿方へ相任有之候処、漁事  
之都合ニ抛リ殆ド休業ノ姿ニ至リ候ニ付、更ニ村方ニ  
於テ他ノ營業者ニ行任スルノ必要ナルヲ認メタルニ依  
リ示談ノ上、明治廿二年十二月付以テ貴殿方ハ契約ノ

コトヲ取消シ其旨意トシテ左ノ如ク約定ス

一 該根拵網營業人真鶴村青木友三郎ト本村トガ約

定シタル年限ノ内則明治廿六年度迄ケ年場代金壹

百円ハ旨意トシテ貴殿方へ相任セ候コト

一 該場代金壹百円ノ受領方ハ營業人ト本村トガナ

シタル約定書ニ基キ明治廿六年四月廿日限り貴殿

方へ受領スベキモノトス

但シ營業ト示談ノ上隨意受領スルハ此限りニア

ラズ

右之通相任候処確實也、依リテ為念村會議員連署ヲ以テ

約定スルコト如件

明治二十五年四月

足柄下郡岩村

常務委員 二見嘉七 ㊤

漁夫惣代 遠藤浦右衛門 ㊤

議員 朝倉只七 ㊤

同 亀川吉三郎 ㊤

同 遠藤安三郎 ㊤

鈴木長三郎殿

遠藤新次郎殿

『(後述)  
不用ニ属ス 廿七年四月廿日』

同 鈴木由兵衛 ㊦

同 朝倉米四郎 ㊦

同 青木吉藏 ㊦

明治廿六年一月廿九日本村共有字大根崎根拵網張場将来網張立ニ係ル件ニ付議員及拾八組長之協議会ヲ開ク、該要目ハ大根崎根拵網張場ハ去ル明治廿一年より同廿七年迄鈴木長三郎及遠藤新次郎ノ兩名ヘ網張營業相任候処、不漁之為メ中途ニ於テ該營業為スコト能ハザルヲ以テ、同人等ハ小田原魚問屋二見初右衛門ト示談ノ上右二見初右衛門ガ自身網張立ヲナスト雖モ損害ノ為メ是亦明治廿四年度ニ至リ全ク休業スル場合ニ就ては、本村ハ将来ノ利益ニ関シ憂慮セザルヲ得ザル場合ニ依リ夫々尽力示談ヲ遂ゲ、更ニ真鶴村青木友三郎ナルモノヘ明治廿六年ヨリ同三拾年迄網張營業相任セ候、然ルニ同人義初年度

(明治廿五年小田原二見初右衛門ト示談ノ年限中)ニ於テ惡潮之為メ網具悉皆流失莫大ノ損害ヲセシノミナラズ該網張場ニ付本村ト真鶴村トノ間ニ非常ノ葛藤相生ジ候際、右友三郎ハ本村ニ対シ義務相生立候廉モ聊有之、加スルニ大根崎根拵網ノ如キハ将来ノ利害確メ難キ場所柄ニ付、本村ハ始終該網張場ニ対スル營業人ハ何人ニ係ラズ保護スルノ必要ナルヲ確信ス、依テ協議決定スルコト左記ノ如シ

一 大根崎網張營業人年限内(自明治廿六年至同三十二年)則チ五ケ年間網張立ヲ休業ナサルトキニ於テ不漁損害ヲ為シタルトキハ前文之主意トシテ該營業人エ本村字沢尻根拵網張場ヲ(自廿九年至三十二年)五ケ年間時ノ相当場代金ヲ以テ相任セ申スベキ事

一 相当場代金ノ定メハ真鶴村沖網其他優等根拵網張場ノ比例ニ依ルベキ事

但シ謂無不相当之場代金申出ル者アルトモ本村ハ本項ノ比例ニ基キ不当ノ処分ヲナスベカラザルコト  
一 該細張營業人營業中相当ノ魚護ヲナシ利益ヲ得タルトキハ第一項ノ沢尻根拵網ハ広ク入札ニ付スベキ事

但此場合ニ於テハ大根崎網張場ハ向フ五ヶ年間明治三十四年ヨリ同三十五年マデ當時營業人エ示談ノ上相當場代金ヲ以  
 一 大根崎網張營業人ニ於テ浦任狀ニ對スル違約アルカ  
 若クハ年限内尅年タリトモ休業ナシタルトキハ此議  
 決ハ無効トナスモノトス  
 右は本村將來ノ利益ヲ計ル為メ前条之通協議確定候処相  
 違無之、依テ決議ヲ証スル為メ拾八組長并ニ議員連署候  
 也

明治廿六年一月廿九日

足柄下郡岩村

|    |        |
|----|--------|
| 議員 | 二見 嘉七  |
| 同  | 龜川吉三郎  |
| 同  | 朝倉只七   |
| 同  | 遠藤浦右衛門 |
| 同  | 遠藤安三郎  |
| 同  | 鈴木由兵衛  |
| 同  | 朝倉米次郎  |

[illegible]

同 鈴木福太郎

※『貼紙』右本文ニ組下拒障ニ付我々独意ヲ以テ賛成調印ス』

(真鶴町役場蔵)

岩村地先海面字大根崎の根拵網張立場所は、一八八八年(明治二十一)から九二年まで五年間にわたり、遠藤新次郎・鈴木長三郎に貸与され、さらに二年間の年増が認められた(「根拵網年増約定証」一八八九年(明治二十二)十二月三十日、真鶴町役場蔵)。しかし、不漁のため営業を維持できなくなり、村会および一八の組長の協議によって、あらためて真鶴村の青木友三郎に貸与された。

42 岩村漁業者姓名及漁船調書(扣) 一八九三年六月

漁業者姓名及漁船調書(扣)

一 漁業者人員廿八人

青木京治 青木政次郎 鈴木為三郎  
鈴木銀三郎 朝倉栄蔵 野木鶴次郎  
木村信次郎 柴山繁蔵 朝倉繁次郎

足柄下郡岩村

右取調之通相違無之候也  
明治廿六年六月廿日

右漁夫総代

半田光造

足柄下郡海産業組合長  
椎野吉五郎殿

(真鶴町役場蔵)

|         |        |
|---------|--------|
| 一 漁船 壹隻 | 遠藤浦右衛門 |
| 一 同 同   | 青木角五郎  |
| 一 同 同   | 遠藤新次郎  |
| 一 漁船 貳隻 | 木村信次郎  |
| 一 同 五隻  | 鈴木為三郎  |
| 二見嘉七    | 鈴木房五郎  |
| 朝倉由蔵    | 山本五九平  |
| 武川清一郎   | 土屋大次郎  |
| 鈴木柿太郎   | 半田光造   |
| 二見林右衛門  | 遠藤浦右衛門 |
| 青木角五郎   | 青木庄兵衛  |
| 朝倉福太郎   | 柴山忠助   |
|         | 遠藤兵次郎  |
|         | 遠藤彦右衛門 |
|         | 遠藤新次郎  |
|         | 朝倉元吉   |
|         | 半田治兵衛  |

第2章 真鶴村外二ヶ村組合と村々の発展

岩村の一八九三年（明治二十六〇）の漁業者二八名、船主五名、漁船一〇隻の調書の控。

43 小台網構造法 一八九三年七月

小台網構造法

一 小台網 縦五十五間  
口幅式十間

其製網ノ奥ニ長三間廻四尺ノ檜三本ヲ組シテ台木トス

端先ハ長壹丈廻七尺ノ竹束ヲ以テ浮トナシ九寸廻リノ稿綱ヲ用ヒ土俵ヲ以テ碇トス

側縁綱ハ廻リ九寸総長サ壹百三拾間之ニ（廻長八尺）ノ竹

束各二十二束ヲ付シ浮トス、之ニ適宜ノ間ニ稿綱ニ土俵ヲ付シ碇トス

内網ハ魚捕ハ麻糸ニシテ十目百掛ケヲ以テ製シ其次ニ稿縄綱三寸目ヨリ四尺目ニ至ル掛出シハ網ノ口側ヨリ七寸廻リノ稿綱ヲ儀辺迄張り之ニ竹束ヲ付シ四尺目ノ稿縄綱ヲ海底ニ下ス

右小台網構造法取調候処前書之通ニ候也

明治廿六年七月三日

足柄下郡海産業組合長

椎野吉五郎殿

足柄下郡岩村漁師総代

半田 光 造

小台網構造

網長サ五十五間 但台木ヨリ端口迄  
口幅式十間

稿縄綱三寸目

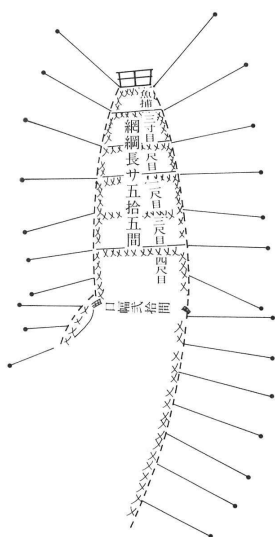
次ニ 尺目

同次ニ 式尺目

同次ニ 三尺目

同次ニ 四尺目

掛出シ網大縄綱





(真鶴町役場蔵)

史料15の改良小台網と若干の差がみられる。

#### 44 新島仲碇根拵網場・沢尻改良小台網場契約書

一八九八年四月

##### 契約証

神奈川県足柄下郡岩村地先海面字新島仲碇根拵網張場及  
字沢尻改良小台網張場共拙者ニ於テ營業受負致候ニ付テ  
ハ該網張場漁業権共有者委員ニ対シ左之条件ヲ契約ス

第一 岩村地先海面字新島仲碇ニ於テ(漁業権共有者) 共有根拵  
網張場壹ヶ所

此張網營業期間明治参拾四年ヨリ同参拾八年迄五ヶ年  
間トス

該網張立場位置方位深サ等ハ左ノ如シ

一 字新島八百九拾九番山林下海岸不動岩基点ヨリ西  
ノ端先迄卯ノ正當ヨリ寅へ三緋ヲ見通ス、該端先ノ  
深サ四拾壹尋ト定ム

第二 岩村地先海面字沢尻ニ於テ(漁業権共有者) 共有改良小台  
網張場壹ヶ所

網張場壹ヶ所

此張網營業期間明治参拾参年ヨリ同参拾七年迄五ヶ年

間トス

該網張場位置方位間数及網ノ構造ハ左ノ如シ

一 字沢尻海岸仏石(基点石)ヨリ該網西ノ端先迄壹百  
五拾間同端先据リ場ノ深サ式拾尋及基点石(仏石)ヨ  
リ西ノ端先迄方位卯寅ノ間真ヲ見通ス

一 該網ノ構造方法ハ側網長サ(端先ヨリ台ニ至ル)五拾間端口幅  
式拾間浮竹束各式拾束宛台木檜木参本組合セ長サ参  
間半廻四尺

第三 両網捕魚ノ期節ハ海産業組合規約之通リトス

第四 網税金并ニ海産業組合費ハ毎年一月二十日限り受  
負營業者ヨリ委員へ交付シ委員ハ共有者ノ名義ヲ以テ  
之ヲ其筋へ完納スベキ事

第五 両網營業受負人ハ毎年該網端先入ノ三日前ニ漁業  
権共有者惣代人ニ申出現場立会ヲ要スルモノトス

第六 該網張立期節ニ至リ營業受負人ノ都合ヲ以テ營業

ヲ廃止スベキ旨申出タル時ハ場代金壹万壱千円ノ内金  
壱千壱百円也契約保証金トシテ差入レタル分ハ共有者  
委員ヘ領収シ其余ハ悉皆營業人ニ還附サレ又行政権ノ  
行用上該網場張立營業願ノ許可ナキトキハ場代金ノ全  
額ヲ返還サレ若シ營業年問内ニ官ノ都合ヲ以テ停業ヲ  
命ゼラレタル時ハ年割場代金ヲ委員ヨリ營業受負人ヘ  
返還ノ上本契約ヲ取消シ可相成事

但停止命令營業者ノ行為ニ基クトキハ返金ノ限ニア  
ラズ

第七 張網營業受負人ハ漁業権共有者委員会ノ承諾ヲ得  
ルニアラザレバ如何ナル名義ヲ以テスルモ他人ニ本浦  
任状ノ権理即チ營業ヲ為サシムルヲ得ザル事

第八 該網場張立營業受負人ニ於テハ營業年問海面漁業  
ニ関スル法令規則ハ勿論凡ソ一般漁業者ノ遵守スベキ  
組合規定ヲ始メ浦任状及ビ本契約ノ条件ハ悉ク遵守ス  
ベシ、若シ違背シタリト認メラレタル時ハ委員ハ何時  
ニテモ一時營業ヲ差止メ匡正ヲ催告シ營業受負人ニ於  
テ即時是正セザル時ハ委員ハ場代金ノ返還ヲ為サズシ

テ浦任状ヲ無効ト為シ營業ヲ禁止シ且ツ其營業権ヲ他  
人ヘ附与セラルベキコトヲ營業受負人ハ肯諾セリ、故  
ニ若シ他日本文執行ノ場合ニハ營業受負者ハ抗拒訴権  
ヲ自棄シタルモノト見做サルベキ事

第九 改良小台網ノ構造方ニ付後日海産業組合会ノ決議  
等ニ依リ如何ナル変更ヲ生ズルモ本契約ノ年季中ハ第  
二項ニ記載セル方法ヲ拡張シテ根拵網其他已得ノ漁業  
上妨害ノ疑問ヲ發生スベキ變更ハ一切為スヲ得ザル事  
但シ本文受負者壱名ニテ両網ノ營業ヲ為ス場合ニ於  
テ第五項ノ立会ヲ經タルトキハ漁業権共有者ノ権限  
内ニ属スル方法構造等ノ伸縮ハ受負者ノ適宜タルベ  
キ事

右之通無相違履行可仕候、前条項違約シタルトキハ本人  
并ニ保証人ニ於テ速ニ埒明ケ漁業権共有者ニ対シ御迷惑  
相掛ケ申間敷候、為後日約定証依て如件

明治参拾壹年四月十五日

足柄下郡真鶴村八百九拾九番地

受負營業人 青木重左衛門

㊞

同郡幸町貳丁目三百六番地

保証人 市川六左衛門 ㊟

同郡同町幸町<sup>(マ)</sup>貳丁目三百五拾貳番地

同 山口良助 ㊟

岩村漁業権共有者百貳拾六名

委員御中

(真鶴町役場蔵)

沢尻改良小台網張場は、岩村鈴木為三郎が実験的營業をは

じめたが一八九五年(明治二十八)に撤退し、真鶴村市川六左衛門に移譲された(史料39および解説)。それを真鶴村青木重左衛門が請け負うことになった。「明治三十一年岩村<sup>沢尻</sup>改良小台網<sup>根柢網</sup>張營業契約書類」より。

根柢網  
改良小台網

45 陸軍用地使用願ニ関スル件 一九一〇年

陸軍用地使用願

神奈川県足柄下郡岩村

一、陸軍用地 七拾貳坪

使用料壹ヶ年ニ付  
壹坪金四錢  
使用料金壹ヶ年金貳円八拾九錢

右ノ土地(別紙図ノ通り)漁舟避難場トシテ前記ノ料金ヲ

以テ明治四十三年度以降貳ヶ年六ヶ月(自明治四十三年九月一日至同四十六年三

月三十)間使用致度御認可被成下度保証人連署ヲ以テ此段

奉願上候也

明治四十三年八月七日

神奈川県足柄下郡岩村六百参番地

使用願人岩村漁業組合理事 山本五九平 ㊟

神奈川県足柄下郡岩村四百七拾九番地

保証人 遠藤友太郎 ㊟

築城部本部長 村田 惇殿

『<sup>朱書</sup>願之趣詮議シ難シ

明治四十三年九月二十八日 ㊟』

築城部横須賀支部往第二九四号

土地使用願ニ関スル件通牒

明治四十三年十月三日 築城部横須賀支部 ㊟

山本五九平殿

曩ニ漁舟避難場トシテ土地使用出願相成候処、該土地ハ  
事實漁舟ノ引揚ニ供セラル、モノト認メ候ニ付漁舟避難

## 第2章 真鶴村外二ヶ村組合と村々の発展

ノ目的ヲ以テ土地使用ノ義詮議相成難ク候間承知相成度

追テ船置場トシテハ貸下差支無之候ニ付一箇年一坪ニ

付金四銭ノ料金ニテ異存無之候ハゞ更ニ右ノ目的ニ依

リ願書提出相成度申添候

(真鶴町役場蔵)

別紙図面は残されていない。

### 46 岩村漁業組合規約 一九一一年七月

(表紙)  
「岩村漁業組合規約」(寫)

岩村漁業組合規約

#### 第一章 総則

第一条 本組合ハ漁業權ヲ享有及行使シ組合員共同ノ利

益ヲ図ルヲ以目的トス

第二条 本組合ハ岩村漁業組合ト称ス

第三条 本組合ノ事務所ハ足柄下郡岩村六百九拾七番地

ニ置ク

第四条 本組合ノ地区ハ足柄下郡岩村区域ニ依ル

第五条 本組合ニテ使用スル印章左ノ如シ

足柄下郡  
岩村漁業  
組合印

#### 第二章 組合員ノ加入及脱退

第六条 本組合ノ地区内ニ住所ヲ有スル漁業者ハ組合員

タルコトヲ得

第七条 本組合ニ加入セントスルモノハ其住所氏名ヲ記

載シタル書面ヲ以テ其旨ヲ組合長ニ申込ムベシ、組合

長ハ前項ノ申込アリタルトキハ通常総会ニ於テ組合財

産ノ増減ニ応ジ加入金額ヲ徴シ組合員名簿ニ記載シ其

旨ヲ申込人ニ通知スベシ

第八条 組合員其住所又ハ氏名ヲ変更シタルトキ若クハ

脱退セントスルトキハ書面ヲ以テ其旨ヲ組合長ニ申出

スベシ

第九条 組合員ノ死亡ニ依リ家督相続開始シタルトキハ

家督相続人ヨリ其旨組合長ニ申出スベシ

但シ第八条第九条ノ申出アルトキハ組合員名簿ヲ相

当訂正スベシ

第十条 組合員左ノ事由ノ一ニ該当スルトキハ之ヲ除名

スルモノトス

一 組合員他町村へ転住シタルトキ

二 組合費其他組合ニ対シテ支払ベキ金銭ノ支払ヲ怠

リ其義務ヲ履行セザルトキ

三 組合ノ業務ヲ妨グル行為アリタルトキ

四 犯罪其他不正ノ行為ニヨリ組合ノ信用ヲ毀損シタ

ルトキ

第十一条 除名ヲ為シタルトキハ組合ハ之ヲ本人ニ通知

シ組合員名簿ヨリ其氏名ヲ抹消シ且除名ノ年月日ヲ記

載スベシ

第三章 役員

第十二条 本組合ニ理事五名乃至七名監事貳名ヲ置ク、

理事監事ハ五ヶ年以上本組合ノ地区内ニ住居ヲ有スル

組合員ヨリ之ヲ選挙ス

但理事ハ組合長一名ヲ互選ス

第十三条 理事監事ノ任期ハ三ヶ年トス

但再選ヲ妨ゲス

補決選挙<sup>(次)</sup>ニ依リ就任シタル理事及監事ハ前任者ノ任

期ヲ承継ス、理事監事ハ任期満了後ト雖モ后任者就

職スル迄職務ヲ行フモノトス

第十四条 組合員ハ相当ノ事由ナクシテ役員ノ当選ヲ辞

シ又ハ其職ヲ辞スルコトヲ得ズ

第十五条 理事及監事ハ名誉職トス

第十六条 総会ガ理事又ハ監事ノ解任ヲ議決シタルトキ

ハ同時ニ其補決選挙<sup>(次)</sup>ヲ為スモノトス

第十七条 組合ニ書記一名ヲ置キ組合員ヲ任免ス、書記

ハ組合員ノ指揮ヲ受ケ庶務ニ従事ス

第十八条 規則及事務ノ執行ニ関スル細則ハ組合長之ヲ

定ム

第四章 会議

第十九条 会議ハ通常総会臨時総会ノ二種トス

通常総会ハ毎年一回二月之ヲ開ク

臨時総会ハ左ノ場合之ヲ開ク

一 理事ガ必要ト認メタルトキ

二 監事が漁業組合令第三十六条ニ依リ必要ト認メタルトキ

三 組合員三分ノ一以上ヨリ会議ノ目的ヲ示シタ請求シタルトキ

前項第三ノ場合ニ於テハ理事ハ其請求ヲ受タル日ヨリ二週間内ニ之ヲ招集スベシ

第貳十條 總會ハ組合員三分一以上出席スルニアラザレバ開会スルコトヲ得ズ

但シ同一項ニ付再度招集シタル總會ニ於テハ此限リニアラズ

第貳十一條 總會ノ決議ハ出席員ノ過半数ニ依リ可否同数ナルトキハ議長之ヲ決ス

第貳十貳條 總會ノ議長ハ組合長之レニ当ル、組合長事故アルトキハ理事ノ一名之ニ代ル

但總會ニ於テ必要ト認ムルトキハ出席組合員中ヨリ互選スルコトヲ得

第貳十三條 總會ニ於テ決議シタル事項ハ決議録ヲ作り議長及出席員二名以上之ニ記名調印スルモノトス

第貳十四條 總會ノ議事ニ係ル細則ハ總會ニ於テ之ヲ定ム

## 第五章 會計

第貳十五條 組合ノ會計ハ毎年四月一日ニ初リ翌年三月三十一日ニ終ル

但シ會計事務ハ組合長之ヲ行フ

第貳十六條 五十円以上ノ現金ハ總會ニ於テ定ムル銀行ニ預ケ入ルモノトス

第貳十七條 毎年度剰余金ハ左ノ範圍内ニ於テ總會ノ議決ヲ經テ之ヲ処分ス

一 基金積立金 剰余金拾分ノ二以上

一 組合員分配金 剰余金拾分ノ八以下

## 第六章 漁業權ノ行使及漁業方法

第貳十八條 本組合ノ<sup>(中)</sup>享有スル漁業權ニ依ル漁業ハ組合員各自ニ又ハ共同ニテ之ヲナスモノトス

但シ定置漁業權特別漁業ニ依ル漁業ハ組合員ノ入札ヲ以テ漁業者ヲ定メ又ハ組合員ニアラザル者ニ貸附クルコトアルベシ

第貳十九条 <sup>(第)</sup> 本組合ノ享有スル漁業權ニ對スル組合員ノ漁業ハ同一ノ場所ニ於テ同時ニ為ス能ハザルモノニ就テハ抽籤ヲ以テ定メタル順序ニ依リ之ヲ為スモノトス

第七章 違約者処分

第三十条 第貳十九条ノ規定ニ違背シテ漁業ヲ為シタル者又ハ資格ヲ有セズシテ漁業ヲ為シタルモノニハ金貳拾円以下ノ過怠金ヲ課ス

明治四十四年

七月五日

岩村漁業組合

理事 山本五九平

組合員 朝倉其吉

同 青木仙次郎

同 平田光蔵

(真鶴町役場蔵)

一九〇二年(明治三十五)、漁業法の施行で漁業組合が設立された。真鶴村漁業組合は一九〇三年一月に設立されたが、史料は伝えられていない。岩村の漁業はこのころ停滞ぎみ

で、一九〇八年(明治四十一年)ごろに半田源之助によって漁業權を取り戻すことができたと伝えられ、その後、岩村でも漁業組合規則が整えられたと思われる。

47 真鶴村漁業組合定置漁業權讓渡一件 一九二二年

決議録抄本

小松原漁場ヲ大謀網漁業權ニ變更ノ件外二件議定ノ為メ組合長理事立松鎮虎ハ大正八年三月一日附ヲ以テ會議ノ内容及会場ヲ告知シ招集狀ヲ發ス、之レニ依テ會議ノ当日即チ大正八年三月六日総組合員百八十一名中出席シタル組合員百二十五名内委任狀行使者八十五名ニシテ法定ノ數ヘ達シタルヲ以テ午後六時二十五分開会ス

組合長理事立松鎮虎ハ議長トナリ第一号議案第二号議案第三号議案ヲ一括シ第一第二読会ヲ省略シ即時第三読会ヲ開ク旨ヲ述べ議場ニ承認ヲ求メタルニ全会一致ヲ以テ承認ス  
第一号議案ニ對シテハ原案トシテ左ノ如ク議場ニ提出ス

## 第2章 真鶴村外二ヶ村組合と村々の発展

小松原漁場ハ時勢ノ進展ニ伴ヒ大謀網漁業権ニ変更ノ希望ヲ有スル経営者ノ請願ハ同意ナリト雖モ本組合ハ当漁場ハ将来ノ特種ノ目的ヲ有スルヲ以テ請願ノ趣旨ハ大正九年度漁期ヨリ変更ノ手續ヲ履行スベシ、故ニ組合全般ノ不利ナリト認ムル根柢網漁業権ヲ強テ尚一漁期間経営セシムルニ於テハ万一当漁期ニ於テ経営者ハ損失シタル時ハ大正拾一年度ノ一ヶ年ヲ報酬トシテ無償貸付スルモノトス

之レニ反シ損失ナキ時ハ大正九年度ヨリ大謀網ニ変更シ現経営者ノ借受年数ノ二ヶ年ヲ増額スル事ナク貸付クルモノトス

之ニ対シ一番組合員及十五番組合員ハ小松原漁場ノ変更ハ隣接スル番馬浦漁場ニ妨碍ヲ与フルノ憂アリ、故ニ組合ニ於テ変更ノ必要アリト認ムル以上番馬浦漁場ノ経営者ノ請願ニ係ル浮根附近ニ瓢網ノ開設セラレタシト述べタルニ対シ、議長ハ組合長ノ責任上是認スルモ之レ又他ニ之レニ依テ妨碍ナリト感ズルモノナキヲ保ゼズ、故ニ組合ハ之等ニ付キ研究ノ結果請願ヲ聞届クル様尽力スベ

シト述べタル外二三質問応答アリタルモ原案通り可決ス  
(中省)

議長ハ署名人トシテ左記五名ヲ指名シ午後九時閉会ヲ宣ス

右決議ノ正確ヲ証スル為メ左ニ組合員署名捺印ス

大正八年三月六日

議長 理事 立松鎮虎 印

組合員 草柳亀太郎 印

同 船山貫三 印

同 橋本栄太郎 印

同 青木源治 印

同 青木潔 印

右原本ニ拠リ謄写ス

大正十年八月十一日

真鶴村漁業組合仮理事

武尾佳祿 印

會議錄

左記ノ件議定ノ為メ真鶴村外二ヶ村組合長岡田寅吉ハ本



月七日會議ノ事項及日時場所ヲ指定シ各議員ニ招集狀ヲ  
發ス

(第二十五、三十三、三十五號議案 略)

第三十四號議案 漁業權讓受ニ関スル件

右招集狀ニ依リ出席シタル議員左ノ如シ

第二番 永野 広松 第三番 熊本勢太郎

第七番 橋本 熊吉 第八番 青木 虎吉

第九番 黒柳由之助 第十一番 青木 喜平

第十二番 佐藤 僖一

九月十一日午前十一時二十分組合長岡田寅吉議長席ニ着  
キ、真鶴村外二ヶ村組合役場ニ真鶴村会ヲ開ク旨ヲ宣  
シ、書記ヲシテ議案ノ配付ヲ為サシム

(中略)

続キテ第三十四號議案ヲ提出シ第二次会ヲ開キタルニ、  
第十一番議員ヨリ附帶条件タル真鶴村漁業実業者組合ニ  
対スル契約条項ニ付質問アリ、尚二三質問応答アリ、結  
局原案ヲ全会一致可決ス

右ニテ全部第二次会ヲ経タルニ付第三次会ヲ開クベキヤ

否ヤヲ會議ニ諮リタルニ全会一致省略スルコトニ決セル  
ヲ以テ第二次会ヲ以テ確定議トス

議長ハ本會議録ニ署名スベキ出席議員式名ノ選挙ヲ行フ  
旨ヲ宣ベシニ全会一致議長指名アリタキ旨ヲ決シタルヲ  
以テ議長ハ左ノ二名ヲ指名ス

黒柳由之助

熊本勢太郎

玆ニ於テ本日ノ議題ヲ全部結了セルヲ以テ議長ハ閉会ヲ  
宣ス、時ニ午后三時本會議ノ正鶴ヲ証スル為メ書記ヲシ  
テ其顛末ヲ記述朗読セシメ議長及署名議員玆ニ署名ス  
大正九年九月十一日

真鶴村外二ヶ村組合長

真鶴村會議長 岡田 寅吉

署名議員 黒柳由之助

同 熊本勢太郎

議第三十四号

漁業權讓受ニ関スル件

## 第2章 真鶴村外二ヶ村組合と村々の発展

大正八年十一月八日真鶴村漁業組合臨時総会ノ決議ニ基  
キ左記六漁場権ヲ左ノ条件ヲ附帶シ本村ニ無償譲渡方該  
組合仮理事武尾佳祿氏ヨリ申出ニ付其ノ条件ヲ承認シ之  
レヲ譲受クルモノトス

大正九年九月十一日提出

真鶴村外二ヶ村組合長 岡田 寅吉

譲受クベキ漁業権表示

- 一 免許第四六一号定置漁業台網類漁業鰺大謀網漁業権
  - 一 免許第五三九号定置漁業台網類漁業鰺大謀網漁業権
  - 一 免許第五七二号定置漁業台網類漁業鰺大謀網漁業権
  - 一 免許第四四九号定置漁業台網類漁業根拵網漁業権
  - 一 免許第五五一号定置漁業台網類漁業鰺大謀網漁業権
  - 一 免許第五五二号定置漁業台網類漁業鰺大謀網漁業権
- 附滯条件
- 一 大正五年十二月四日仲裁条項覚書（別紙ノ通り）
  - 一 免許第五五一号漁業権ニ対シ真鶴村漁業実業者組合  
トノ契約条項（別紙承諾証書ノ条項）

### 覚書

- 一 沖網ヲ大謀ニ変更スルコト
  - 二 改良網ノ位置ヲ変更スルコト
  - 三 沖網及改良網ノ位置ハ青木寿郎ノ請求通り認ムルコ  
ト
  - 四 戎崎ニ故障ヲ唱ヘシメザルコト
  - 五 変更ノ手続ハ和解成立ノ日ヨリ一週間以内タルコト
  - 六 沖網ハ五ケ年間青木寿郎ヘ先貸トスルコト
  - 七 漁場賃貸料金ハ五ケ年間金七万円トスルコト
  - 八 賃貸料金払込ハ左ノ通トス
    - 一金壹万八千円也 大謀免許登録ノ日
    - 一金貳万貳千円也 大正六年五月二十日
    - 一金貳万円也 大正七年四月二十日
    - 一金壹万円也 大正八年四月二十日
- 右四回ニ分納スルコト
- 九 賃借人ハ仲裁人ニ於テ確實ト認ムル保証人貳名以上  
連印タルコト
- 一〇 賃借人ガ前記期日迄ニ賃借料ノ支払ヲ怠リタル時

ハ当事者ハ賃貸契約ヲ取消シ残期間ヲ競争入札ニ附ス

ベキモノトス

一一 小台網ハ大正六年ヨリ十年迄仲裁人今井広之助氏ノ指定ニ一任スルコト

但シ賃貸料金ハ金壹万円トス

一二 小台網ハ毎年十二月十日限切払フコト

一三 鰯敷小台網ノ張立経営者ハ左記各項ニ依ルコト

一 沖網大謀ニ小台網ノ碇支障アル時ハ小台網ハ大謀網ニ支障ナキ位置ニ変更スルコト

但シ支障ノ有無ハ大正六年四月三十日以内ノ状況ニ依リ仲裁人今井広之助氏ニ於テ之レヲ決ス

二 大謀網張立前ニ於テ青木寿郎及小台網賃貸人漁業組合役員立会ノ上掃海ヲナスモノトス

三 小台網位置変更ノ時ハ其賃貸料ハ仲裁人今井広之助氏ニ於テ之レヲ定ム

四 小台網ノ賃貸料金壹万円ニ満たザル時ハ其金額ヲ大謀網賃借人及賃貸人ニ於テ之ヲ負担スルモノトシ其負担割合ハ仲裁人今井広之助氏ニ於テ之レ

ヲ決定ス

一四 日掛配当金ハ仲裁人ニ一任スルコト

一五 大正十一年ヨリ同十五年マデハ前同価ニテ青木寿郎ニ賃貸スルコト

一六 沖網及小台網経営者ハ其捕魚類ヲ真鶴村魚商兩団体へ販売スルコト

但魚商兩団体ヲ一団ト為シ其団体ニ販売スルコト、若シ一団トナラザル時ハ各団体ニ販売スル程度ハ経営者ノ随意トス

一七 小台網賃貸料金ノ処分ハ仲裁人ニ一任スルコト

一八 小松原改良網ハ速カニ入札ニ付スルコト

一九 戒崎ハ沖網大謀網ノ結果ヲ見ルマデ一ケ年中止スルコト

二〇 古網ハ抛棄スルコト

二一 日掛口数ハ壹千口トシ此漁場賃貸料金割戻ノ方法ハ左ノ如シ

第一期ヲ七分トシ第二期ヲ六分第三期ヲ三分第四期ヲ三分トス

但シ第一期ハ負債ヲ償却シタル残額分ノ七分タルコト

一期ヲ初五ヶ年トシ順次タルコト満式拾ヶ年ニテ皆納スルモノトス

一二二 小台網ノ賃貸料金ハ日掛組合ノ償還資金ノ部分中ヨリ除外スベキモノトス

一二三 真鶴村漁業組合ニ対シ大正五年ヨリ同十年マデ五ヶ年間ノ経営費トシテ金壹千円ヲ漁場賃貸料中ヨリ収得セシムベキモノトス

一二四 日掛組合ハ前記ノ割戻ヲ以テ承認シ組合員中ヨリ五名ノ役員ヲ設ケ取扱カハシムルコト

一二五 沖網ハ大正十一年ヨリ十五年マデ五ヶ年間仲裁人今井広之助ノ指定ニ一任スルコト

此賃貸料金ハ青木寿郎ト同賃貸料タルコト

二六 漁業組合ノ規約第三十二条末項ニ但書ヲ加フルコト

二七 真鶴漁業組合ハ<sup>(享)</sup>享有スル総テノ定置漁業権及将来新タニ免許ヲ受クベキ定置漁業権ハ漁場ノ歴史ニ鑑ミ

将来ノ紛争ヲ避クル目的ヲ以テ永久ニ真鶴村ニ無償譲渡ヲナスモノトス

但日掛組合ニ対スル債務ハ抵当権設定ノ儘真鶴村ニ譲渡スルモノトス(希望条項)

二八 被仲裁者双方ガ紛争ノ為メ費セシ費用ハ各自負担タルベキコト

左ハ漁業組合日掛組合漁業者并ニ真鶴村民一同ヲ代表シ茲ニ異議ナキタメ仲裁人立会連署ス

大正五年十二月四日

足柄下郡真鶴村

青木寿郎外十四人(氏名省略)

仲裁人

浅田岩次郎外六人(同上)

氏子総代

青木力太郎外五人(同上)

同村有志総代

永野広松外四人(同上)

以上

承諾証書

大正八年拾壹月八日附本組合ノ臨時總會ニ於ケル決議ニ  
基キ本組合ノ享有スル定置漁業権ヲ真鶴村ニ無償譲渡ヲ  
為スニ付キ貴組合ノ請願ニ基キ真鶴村会ト協定ノ結果左  
ノ条件ヲ附滞シ譲渡スル事ヲ承諾候也

一、鮪大謀（免許第五五七号）漁業権ノ大正六年度ヨリ同  
拾五年度ニ至ル賃貸料金ノ内其拾分ノ参（参割）ヲ大正  
拾壹年度ニ於テ賃貸料金受領ト同時ニ真鶴村漁業実業  
者組合ニ交附スル事

二、鮪大謀網（免許第五五七号）漁業権ヲ大正十六年度以  
降ハ公法入札ニ依リ漁業経営者ヲ定メ其賃貸料金ノ内  
其拾分ノ六（六割）ヲ賃貸料金受領ノ都度真鶴村漁業実  
業組合ニ交附スル事

三、今後専用漁場内ニ新規定置漁業権ノ免許ヲ出願スル  
モノアル時ハ真鶴村漁業組合ニ於テモ亦真鶴村会ニ於  
テモ必ズ真鶴村漁業実業組合ト相当協議ノ上ニ非ラザ  
レバ其手続ヲ履行セザル事

四、瓢網漁業権ハ今後有効ニ存続スル場合ハ大正拾貳年

度以降ノ其行使権ヲ真鶴村漁業組合ノ協定ニ依リ真鶴  
村漁業実業組合ニ附与スル事アルベシ  
右之通り

大正九年五月八日

真鶴村漁業実業者組合

代表者

青木 鶴吉殿

青木 春吉殿

橋本栄太郎殿

青木金太郎殿

村田啓次郎殿

青木米太郎殿

青木虎次郎殿

青木伝之助殿

真鶴村漁業組合長

理事 立松鎮虎

前真鶴村長

立会人 今井広之助

現真鶴村長

立会人 岡田寅吉

## 第2章 真鶴村外二ヶ村組合と村々の発展

青木 秀吉殿

富岡 虎吉殿

福岡市太郎殿

青木新太郎殿

露木長太郎殿

右承諾証書ハ今回真鶴村ニ於テ真鶴村漁業組合ヨリ漁業  
権譲渡相受ケ候附帯条件タルコトヲ承認シ奥書候也

大正十年三月三十日

真鶴村外二ヶ村組合長 山本五九平

### 契約証

真鶴村漁業組合ハ大正五年十二月四日付今井広之助外六  
名ノ仲裁覚書及明治三十八年十一月二日付前漁業権者真  
鶴村青木喜平外三百五十六名ヨリ同漁業組合ヘ村債付帯  
ノ儘、同地先海面字沖網古網戎崎小松原番場浦二番下ノ  
六漁場ノ漁業権譲渡相受候趣旨トヲ遵重シ、今回真鶴村  
漁場日掛組合代表幹事ト左ノ契約ヲ締結ス

第一条 真鶴村漁業組合ノ現有スル同地先海面字沖網漁

場小松原漁場番場浦漁場二番下漁場ノ各漁業権ニ対ス  
ル大正六年一月ヨリ同二十五年十二月ニ到ル期間ノ全  
賃貸料金中ヨリ左ノ割合ニ依リ真鶴村漁場日掛組合ニ  
分配スルモノトス

一、大正六年一月ヨリ大正二十五年十二月迄ノ二十年  
年間ヲ四期ニ分割シ、大正六年一月ヨリ同十年十二  
月迄五ヶ年間ヲ第一期トシ全賃貸料金ノ十分ノ七  
ヲ、同十一年一月ヨリ同十五年十二月迄五ヶ年間ヲ  
第二期トシ同賃貸料金ノ十分ノ六ヲ、同十六年一月  
ヨリ同二十年十二月迄五ヶ年間ヲ第三期トシ同賃貸  
料金ノ十分ノ四ヲ、同二十一年一月ヨリ同二十五年  
十二月迄五ヶ年間ヲ第四期トシ同賃貸料金ノ十分ノ  
三ヲ、何レモ真鶴村漁業組合ヨリ真鶴村漁場日掛組  
合ニ分配スルモノトス

但シ本項第一期ノ十分ノ七ハ同漁場担保ノ既定村債  
ヲ弁済シタル残金ノ十分ノ七ヲ云フモノトス

第二条 真鶴村漁場日掛組合ハ古網漁場戎崎漁場ノ漁業  
権ニ関スル分配権ハ全然放棄スル事

第三条 第一条ノ漁場賃貸価格ハ双方ノ協定ニ依ルモノ

トス、若シ協議纏ラザル時ハ公然ノ入札法ニ依リ決定  
スルモノトス

但シ沖網鰯大謀網漁業権ノ賃貸料額ハ第一期第二期ト  
モ各々金七万円宛トス

第四条 前条第一期沖網漁業権賃貸料金ハ大正五年十二  
月四日付今井広之助外六名ノ仲裁覚書ニ基キ分配スル  
モノトス

第五条 真鶴村漁業組合ハ前記漁業権ノ賃貸料ヲ確実ニ  
取立ツベキ責任ヲ負フモノトス

第六条 真鶴村漁場日掛組合ハ大正五年十二月四日付今  
井広之助外六名ノ仲裁覚書ニ基キ真鶴村漁業組合ニ於  
テ大正五年ヨリ大正十年迄同組合ノ経営費トシテ第一  
条漁業権賃貸料中ヨリ金壹千円控除スル事ヲ承認スル  
モノトス

第七条 真鶴村漁業組合ハ真鶴村漁場日掛組合ノ承諾ヲ  
得ルニアラザレバ第一条ノ漁業権ヲ變更シ抛棄シ又ハ  
他ニ譲渡シ若クハ担保ニ供スルヲ得ズ

第八条 真鶴村漁業組合ハ第一条ノ漁業権ニ対シ期間満

了前遅滞ナク更新免許ヲ受クル義務アルモノトス

第九条 法律若クハ法令ニヨリ本契約ノ趣意ニ抵触スル  
場合ハ双方異議ナク適法ノ修正ヲ為スコト、但シ仲裁  
条項ヲ没却セザルコト

右契約証參通ヲ作製シ契約者双方及保証人ニ於テ各一通  
ヲ保有ス

大正六年三月十三日

神奈川県足柄下郡真鶴村八百十番地

真鶴漁業組合長 理事 熊本勢太郎

真鶴漁業組合 " 永野広松

" " 草柳貞吉

" " 青木仲之助

同県同郡同村

真鶴村漁場日掛組合

組合長 幹事 黒柳由之助

" " 榎原正治

同県同郡小田原町新玉

仲裁兼保証人 今井広之助

右当事者間ノ契約ハ今回当村ニ於テ真鶴村漁業組合ヨリ  
漁業権譲渡相受候附帯条件タルコトヲ承認シ奥書候也

## 第2章 真鶴村外二ヶ村組合と村々の発展

大正十年三月十四日

真鶴村外二ヶ村組合長 山本五九平

本組合<sup>(享)</sup>ノ享有スル定置漁業権ヲ大正八年拾壹月八日ノ本組合臨時總會ニ於ケル決議ニ基キ貴村ニ無償譲渡可致義ニ付キ、本組合ハ別紙意見書ニ記載スル如ク希望条件確定仕候ニ付キ御審議相成度此段及進達候也

大正九年参月廿弐日

真鶴村漁業組合長

理事 立松鎮虎 印

真鶴村長 岡田寅吉殿

意見書

本組合<sup>(享)</sup>ノ享有スル定置漁業権ヲ真鶴村ニ対シ無償譲渡ヲ為スニ関シ本組合ガ大正八年十一月八日開催セル臨時總會ニ於ケル決議ノ主趣ヲ尊重シ漁業実業者組合ヨリ提出セル請願書ヲ参考資料トシ大正九年三月十二日本組合ノ役員會議ヲ開キ慎重審議ノ結果決定シタル意見左ノ通り

漁業実業者組合ノ提出シタル請願書ニ添附セル希望条件ノ内

第一、現在ノ秋網大謀網ヲ大正十五年度限り廢場ト為スコト

本問題ニ対シテハ次ノ如ク議定ス

漁業実業者組合ノ希望ハ当然ノ理由アルモノニシテ絶対ニ之レヲ非認スル事ヲ得ズ、然レドモ旧来本村ニ対シ慣行上ノ関係ヲ有スルモノナルニ仍リ明治四十一年現秋網開設當時本村ト実業者組合トノ間ニ協議決定シタル配当歩合ヲ引用シ大正十六年度ヨリ競争入札法ニ依リ經營者ヲ定メ其漁場料ヲ漁業実業者組合ニ七割(十分ノ七)本村ニ三割ノ配当ヲ為スヲ正当ト認ム

理由

遠キ既往ニ於テ本村地先海面ニ秋網ノ存在シアル事ハ今猶村民ノ記憶シアリテ又此ノ秋網ガ小漁者ノ營業ニ対シ絶対的妨害ヲ為ス可キ者ナル事モ非認シ能ハザル所ナラン、故ニ今ヲ去十八九年前ニ於テ小漁者一同ハ團結シテ當時ノ常設委員ニ嘆願シ全然<sup>(概)</sup>徹廢シタル実例ニ徴シ



テ異議ナキナリ、然ルニ後数年ヲ出ズシテ當時ノ什長ハ我漁業組合ノ亭有スル専用漁業権ハ漁業者ノ為メニ特ニ附与セラレタルモノニアラズシテ其當時ニ存在シアリタル位置漁業権ガ一村ノ共有ニ属スルモノト同視シ前年何ガ為メ秋網ヲ廃場ト為シタルモノナルカヲ確カムル事ナク徒ラニ秋網場所ヲ放任シ置クノ不利ナルヲ唱ヘ漁業者ニ何等ノ交渉スル所ナク再ビ開設セントスルノ企テアルヲ聞クニ及デ漁業者ハ大挙シテ當時ノ常設委員ニシテ而モ漁業組合長ヲ兼任シアリタル青木喜平氏ニ対シ激烈ナル反对運動ヲ開始シ、結局同氏ノ意見ニ從ヒテ什長ヲ戸々ニ歴訪シテ其取消シヲ強要シ以テ秋網再開ノ企図ヲ中途ニシテ揉ミ消スコトヲ得タルハ彼等小漁者ノ最モ僥幸トスル処ニシテ今猶當時ノ状態ヲ追想シテ感慨無量ノ思ヒアラシム、其翌年ニ至リ青木寿郎氏ハ更ニ開設ノ希望ヲ抱キ密カニ小漁者ヲ戸々ニ説得シ其同意ヲ得テ目的ノ貫徹ヲ期シ運動ニ着手シタルニ之レ又中途ニシテ小漁者ノ知ル処トナリ連日業ヲ休シ諸所ニ会合シ結束シテ暴挙ニ出ントスル時ニ当リ偶々其筋ノ発令ニ依リ貴船神社ヲ

郷社ト格定セラルニ対シテハ最少限度金貳千円ノ基本金ヲ保存セザルヲ得ザル場合トナリ本村ニ於ケル當時ノ財政上何ヲ以テ其財源ニ充当スベキヤヲ協議ノ折柄、秋網開設ノ為メ漁業者間ニ紛議アルヲ聞キ常設委員ハ小漁者ニ対シ我ガ神社ニ基本金ヲ置クノ必要ヲ生ジタルヲ以テ忍ンデ秋網ノ開設ニ同意シ、今后九ケ年ヲ限りテ廢場ト為スコトヲ条件トシ且ツ九ケ年間ノ漁場料金ノ中規定ノ基本金貳千円ヲ控除シ残余ハ全部漁業実業者組合ノ取得ト為スモ差支ナキ旨ヲ説キ小漁者ハ我氏神ノ為ナル以上ハ万止ムヲ得ザルモノナルヲ覺リ、遂ニ九ケ年限リヲ条件トシテ同意ヲナシ現在ノ秋網ハ開設セラレタリ、而シテ彼等小漁者自己營業上ノ不自由ヲ忍ビ来リタル事八年即チ大正四年ニ及今后一ケ年ニシテ自由ナル營業ヲ為シ得ラルヲ唯一ノ樂ミトシ居タルニ、時モ明治四十四年以降ニ於ケル本村ノ大紛擾モ漸ク仲裁者アリテ解決ノ曙光ヲ見ラル、ノ時期トナリタルモ其仲裁案件ノ骨子トシテ該秋網ヲ利用セラル、事トナリ小漁者ノ失望ハ多大ニシテ幾分仲裁案ニ対シ不平ノ声ヲ洩シ遂ニ仲裁案ニ秋網

## 第2章 真鶴村外二ヶ村組合と村々の発展

ヲ利用スルノ不可ヲ論ズルニ至リタルモ、唯此ノ一点ニ於テ大紛擾ノ解決ヲ見ルノ重大時期ナルヲ以テ仲才者ハ極力小漁者ヲ慰諭シ一村ノ為メ忍バザルヲ得ザル旨ヲ力説シ、漁場料金ノ幾分ヲ交附スルヲ条件トシ輕ジテ同意セシムルコトヲ得テ今日ニ及ビタルモノナル事ハ現村会ニ於テモ深く記憶ニ存スル所ナリト信ズ、故ニ彼等ノ本組合ニ対シ嘆願スル如ク大正十六年度ヨリ廢場ト為スハ彼等トシテ当然ノ理由ナリト認メザル可ラザルモ現代ニ於ケル漁業ノ状況ヲ見ルニ小漁營業ノ為メニ定置漁業ヲ廢止スルガ如キハ到底本組合トシテ同意セラルベキニ非ラズト雖ドモ、元此ノ漁場ガ漁業実業者ノ權限ニ屬スベキ経歴ヲ有スル以上徒ラニ拒絶シ能ハザルモノナルヲ以テ此ノ漁業權ノ為メニ彼等ノ營業上ニ与フル故障ニ代フルニ相当ノ代償ヲ以テシ其レヲ利用シテ遠洋ニ出漁セシムルノ方法ヲ執ラシムルノ得策ナルヲ知レルヲ以テ其趣旨ニ彼等ヲ諭示シタルニ、組合ノ体面上ヨリ見テ小漁ノ為メ定置漁業權ヲ廢止スルノ不可ナル事ハ彼等ノ首肯スル処ナレドモ、該秋網ニ対シテハ特殊ノ關係ヲ有シ而モ

大正十五年度限り彼等ノ本村ニ尽シタル義務ニ鑑ミ此ノ儘漁場ヲ存置スルニ於テ其權利ノ全部ヲ彼等ニ附与スルハ寧ロ当然ノ如ク思量セラル、然レドモ現今本村ノ財政状態及將來本村ノ向上發展上ニ種々ノ計画ヲ為シツ、アル時ニ於テ秋網ニ關スル凡テノ權利ヲ彼等実業者ニ附与スルハ又組合ノ忍ビザル所謂ナルヲ以テ明治四十一年ニ於テ開設ノ當時漁業実業者ト本村トノ間ニ定メラレタル率ヲ引用シ彼等実業者組合ノ取得スル分ヲ以テ相当ノ施設ヲ為サシメ共同ノ利益ヲ永遠ニ得セシムルガ如キ策ヲ立ツルハ本村ノ如キ漁港ヲ有スル土地トシテ向上發展ノ一策ト見ルヲ得ベシ、茲ニ於テ本組合ハ前述ノ如ク議定スルモノナリ

第二 秋網大謀網ノ行使權ヲ大正十一年度ヨリ向フ五ヶ年間我等ニ一任セラレ度事

但シ同年限ハ仲裁条項ニ依リ已ニ經營者ノ確定シア  
ルニ付キ行使權ノ一任ヲ受クルト雖ドモ經營ハ其者  
ニ為サシムル事ヲ承認シ賃貸借上ノ条件ハ仲裁条件  
ニ準拠ス

本問題ニ対シテハ左ノ如ク議定ス

漁業実業者組合ノ希望スル理由ハ本組合トシテ最モ賛意ヲ表スル所ナルモ彼等ノ希望スル如ク該秋網ノ行使権ヲ附与スル如キハ不法ト云ハザル可ラズ、故ニ大正六年度ニ於テ彼等ノ要求セシ前例ニ則リ前後兩期即チ大正六年度ヨリ大正十五年度ニ至ル十ケ年ヲ通シ漁場料金ノ三割(十分ノ三)ヲ彼等ニ交附スルヲ正当ナリト認ム

理由

今后大正十六年度迄ノ七ケ年間ハ仲裁上必要欠ク可ラザルモノトシテ秋網ノ存続ニ同意シタル以上充分小漁ニ於テ發展ノ余地少ナキヲ以テ后五ケ年分ノ行使権ヲ一任セラレ仲才条件ニ準拠シ經營者ニ對シ貸借上ノ契約ヲ結び其漁場料ヲ以テ第一着手トシテ揚繰網ヲ新調壯丁ノ漁業者ハ遠ク海上ニ出漁ヲ為シ老幼ニ對シテハ地先専用漁場内ニ於テ營業ヲ為サシムル目的ヲ以テ請願シタルモノナリト、之レ即チ現在ノ一般進ミタル思想ニ依リ計画セラレタルモノト謂ハザル可ラズ、殊ニ本組合ニ於テモ前段述ベタル如ク本村ニ於テハ古來遠キ海上ニ出漁スル如キ

漁業ハ極メテ尠少ニシテ他ノ漁村ニ比シテ遜色ナキ能ハズ、故ニ將來為シ能フ限り遠洋漁業奨励ノ意志ニ合致スルモノナルヲ以テ本問題ニ對シテハ前述ノ如ク議定スルモノナリ

第三 瓢網ノ行使権ヲ大正九年度ヨリ一任セラレ度事

但シ現在ノ經營者トノ貸借契約ハ其儘繼承ス

本問題ニ對シテハ次ノ如ク議定ス

瓢網ハ開設后短年月ニシテ本年度ニ於テ小松原漁場ノ構造變更ニ從ヒ今后如何ナル成績ヲ見ルニ至ルベキヤ未定ト云ハザル可ラズ、故ニ此ノ如キ未定ノ漁場ヲ一任スルトモ彼等ノ希望ニ添フモノニ非ラズ、故ニ該場ハ当分本組合ニ保留シ置キ該漁場ノ真価確定ノ上ハ彼等ノ要求ニ応ズルノ時期モ到來スベキモノト信ズ、故ニ將來該漁場ノ成績ニ依リ更ニ詮議スルヲ妥当ト認ム

理由

瓢網ノ位置ハ各種小漁場トシテ必要ナル個所ニシテ秋網ノ位置ニ次グ好漁場ト云ハザル可ラズ、故ニ我等ノ營業場所ヨリ多ク狭小ナラシメタルモノナルヲ以テ其行使

権ヲ一任セラレ実業者組合ニ於テ直管ヲ為シ度キノ意志

ニ依リ請願ニ及ビタリト彼等ノ主張スル如ク彼等ニ附与

セラレタル専用漁場内ニ例令小規模ナリトモ一個ノ定置

漁場タル以上ハ勿論幾分ノ不自由ヲ彼等ニ与フルニ相違

ナキモ一たび彼等ニシテ新規漁業トシテ漁業発展ノ一策

ト見做シ開設ニ同意シタルモノニシテ開設后未ダ二年ヲ

経過セシノミニシテ殊ニ今回小松原漁場ノ構造変更ニ供

ヒ或ハ此ノ漁場ノ興廢今日予則シ能ハズ、万一廢場トナ

ル場合ハ仮ニ今日彼等ニ行使権ヲ一任スルト雖ドモ何等

ノ利益スル処ナク彼等ノ計画モ水泡ニ歸スルモノト云ハ

ザル可ラズ、故ニ此ノ如キ未定ノ漁場ハ須ク本組合ニ保

留シ置キ将来ノ成績ニ依リ且シ漁業実業者組合ノ発展之

如何ニ依リ彼等ノ請願ヲ許容スル事アルベシ、故ニ前述

ノ如ク議定スルモノナリ

第四、将来ニ於テ我漁業組合ノ享有スル専用漁場内ニ新

規ノ定置漁業権ヲ設置セラル、場合ハ其行使権ヲ一任

セラレ度事

但シ共有権ニ属スル漁業権（今回本村へ譲渡スル漁業

権）ヲ基礎トスル新規漁業権（即チ変更等ヲ意味ス）

ハ此ノ限リニアラズ

本問題ニ対シテハ左ノ如ク議定ス

何人ヲ問ハズ我専用漁業権ニ属スル範圍内ニ於テ新規漁

業権ヲ開設セント欲シ其出願ヲ為ス場合ハ本組合或ハ本

村ニ於テ任意ニ免許出願ノ手續履行セズ漁業実業者組合

ト協議ヲ遂ゲ然ル后ニ於テ実行スルヲ正当ト認ム

理由

将来我地先海面専用漁場内ニ新規漁業権ノ設置セラル、

場合其漁業権ノ行使権ヲ一任セラレ度希望ナリト雖ドモ

共有権ニ属スル既設漁場等ノ変更ニ依ル新規漁業権ハ今

回本村ニ譲渡スルモノナルヲ以テ何等ノ希望ヲ有セズ、

只将来一般漁法ノ向上ニ供ヒ何人ノ企画ニ依リテ一層我

等ノ営業場ノ狭少ヲ来スヤモ則リ難キニ依リ其場合ハ其

代償トシテ其漁業権ニ関スル全権ヲ附与セラレタシ、之

レ即チ自己営業場ヲ犠牲トシテ公益ヲ図ル意志ニ依ル代

償トシテ要求スル次第ナリト、之レ又一応ノ理由アルモ

ノト認ムルモ将来新規漁業権ノ出願スルモノハ漁業実業

者組合員若シクハ本漁業組合員ニ多クシテ其他ノ者ヨリ出願スル如キ事ハ先ヅ無キモノト思量セラル、故ニ是等出願スル場合ハ已ニ各自組合ト諒解シタル后ニ於テ為スモノナルヲ以テ此ノ要求ハ妃憂<sup>(レ)</sup>ニ過ギザルモノト見ザルヲ得ズ、殊ニ新規出願ノ漁業権ハ多種多類ニシテ如何ナル大規模ノ出願ニ及ブベキヤ則シ難キ今日ニ於テ其行使権ヲ一任スルガ如キ予約ヲ為シ置キハ適當ノ措置ナリト謂ヒ難シ、故ニ前述ノ如ク議定スルモノナリ

第五、予テ懸案中ニ属スル大正六年度ヨリ向フ五ケ年間ノ秋網大謀網ノ漁場料ニ対スル相歩合金下附ノ件実行セラレ度事

本問題ハ第二希望問題ニ関連シアリ且ツ其問題ニ於テ同一議定シタルモノニ付キ茲ニ省略ス

請願書

貴組合ノ大正八年十一月八日開催ノ臨時総会ニ於ケル議案中仲裁条項ニ依ル組合<sup>(中)</sup>享有ノ定置漁業権ヲ本村ニ譲渡スル件ニ対シ乍遺憾組合員ノ一部タル我等漁業実業者ハ

一致反対ノ氣勢ヲ有シ居リ候、之レ即チ自己營業上ノ見地ヨリ然ラシムル所謂ニシテ其趣旨ニ依リ總會ノ席上ニ於テ縷述シタルモ其譲渡ノ目的ガ苟モ本村永遠ノ平和維持ノタメ必要ナル以上絶対ニ反対スベキモノニ非ラザルノミナラズ我等実業者ニ対シ本村ニ於テモ亦貴組合ニ於テモ相当ノ保獲ヲ与ヘラル、場合ハ寧ロ進デ賛成スベキモノナル旨當時御臨席中ノ当郡長閣下並ニ前村長殿ノ御諭示ヲ受ケタルニ依リ本村並ニ貴組合ニ於テ我等ノ微意ノ有スル処ヲ諒トセラレ我等ノ希望ヲ許容セラル、場合ハ拳テ賛成ノ意ヲ表スル旨ヲ述ベ即チ条件附帶ノ譲渡ニ同意シタル次第ニ有之候、故ニ茲ニ我等ノ營業上必要欠ク可ラザル点ヲ拳ゲ以テ貴組合ノ御同情ヲ得度且ツ其趣旨ニ基キ本村ト交渉ヲ遂ゲラレ而シテ其實ヲ拳ゲテ後譲渡ノ御手統御実行相成度候、依テ我等ノ希望条件及我等実業者組合ノ決議書写シ添附及嘆願候也

大正九年三月七日

真鶴村漁業実業者組合

実行委員 青木 鶴吉 ㊤

## 第2章 真鶴村外二ヶ村組合と村々の発展

|         |         |   |
|---------|---------|---|
| 同       | 青木 春吉   | 印 |
| 同       | 橋本 栄太郎  | 印 |
| 同       | 青木 新太郎  | 印 |
| 同       | 村田 敬右衛門 | 印 |
| 同       | 青木 金太郎  | 印 |
| 同       | 青木 米太郎  | 印 |
| 同       | 富岡 虎次郎  | 印 |
| 同       | 青木 虎吉   | 印 |
| 同       | 露木 長吉   | 印 |
| 同       | 青木 伝十郎  | 印 |
| 同       | 青木 秀三   | 印 |
| 真鶴村漁業組合 |         |   |
| 理事長     | 立松 鎮虎殿  |   |

### 引 書

本日付ヲ以テ真鶴村漁業組合ヨリ真鶴村ニ無償譲渡致候  
免許第五参九号定置漁業台網類漁業鰺大謀網漁業権ハ、  
大正五年拾貳月四日付仲裁条項覚書第貳拾五ノ条項ニ基

キ、真鶴村漁業組合ハ大正八年拾壹月八日ノ組合臨時総  
会ニ於テ左記参名ニ右漁業権ヲ大正拾壹年度ヨリ大正拾  
五年度ニ至ル五ケ年間賃貸ノ義決議ヲ了セシヲ以テ本決  
議ノ趣旨ヲ継承セラレ速ニ実行相成度、別紙真鶴村漁業  
組合決議録抄本及仲裁覚書写相添ヘ此段及引継候也  
大正拾年貳月拾日

真鶴村漁業組合

仮理事 武尾 佳 禄 印

真鶴村外二ヶ村組合長 山本五九平殿

### 記

足柄下郡真鶴村五拾参番地 草柳由太郎  
同 郡同 村五百五拾五番地 船山 貫三  
同 郡同 村六百九拾貳番地 青木仙太郎

(真鶴町役場蔵)

一九〇〇年(明治三十三)代以降も、真鶴村と岩村、真鶴  
村と小田原魚市場会社、また真鶴村内でも多くの漁業紛擾が  
起こった。一九一七年(大正六)に足柄下郡長の仲裁で解決  
した青木寿郎(沖網鰺網)と小田原水産会社の漁業権紛擾の

結果、真鶴村の定置漁業権はすべて村が管理することとなり、真鶴村漁業組合は六か所の漁業権を無償で村に譲渡した。

### 第三節 石材業の展開

#### 48 土屋石店営業高調 一八九四～一九〇一年

明治廿七年一月ヨリ十二月迄営業高調

|              |        |
|--------------|--------|
| 一金三十一円十銭     | 酒井八右衛門 |
| 一金九拾七円六十七銭   | 猪部与三郎  |
| 一金四十八円三十六銭   | 鈴木角右衛門 |
| 一金貳十三円六十六銭   | 川井嘉造   |
| 一金百八十円九十九銭   | 鈴木角造   |
| 一金四百六十壹円     | 藤井総吉   |
| 一金貳百〇七円六十銭   | 原木仙之助  |
| 一金八百九十一銭     | 森清右衛門  |
| 一金九拾貳円       | 村山栄吉   |
| 一金百十五円       | 二見要助   |
| 一金百十円〇八銭     | 力石市助   |
| 一金貳千九百廿八円五十銭 | 田口尽吉   |
| 一金四百四十八円八十九銭 | 横須賀監獄署 |

第2章 真鶴村外二ヶ村組合と村々の発展

一金貳千五百七十九円七十銭  
土木監督署  
一金三千八百七十八円八十銭  
工兵方面支署

但諸砂利砂納入中之事除ク

一金六千六百一十一円八十三銭  
砲兵第一方面支署

メ金壹万八千六百六十六円〇九銭

一金千五百四十七円四十八銭  
大盛丸運賃

一金八百〇七円六十八銭  
三光丸運賃

メ金貳千三百五十五円十六銭

從明治二十七年一月  
營業高届  
至同年十二月

一金壹万八千六百円  
土木工事及石材并ニ砂利  
砂販売及運搬請負高

一金千八百五拾五円  
回漕高

計

右之通御坐候也

明治二十八年一月三十一日

岩村

土屋大次郎

真鶴村外二ヶ村  
組合村長 檜原正徳殿

明治廿九年一月ヨリ十二月ニ至ル營業高調(控)

一金六千六百八拾円六拾貳錢五厘  
原木仙之助

一金六拾參円七拾五錢  
大串重五郎

一金壹千〇四拾六円八拾四錢壹厘  
酒井八右衛門

一金拾八円七拾貳錢  
清水横浜店

一金百〇五円也  
太田久七

一金六百五拾七円七拾貳錢壹厘  
鈴木角右衛門

一金參百五拾円也  
川奈屋栄次郎

一金參拾壹円五拾貳錢  
飯塚文右衛門

一金參千〇五拾九円貳拾錢  
第一区土木監督署

一金八百八拾円也  
鐵道局割栗石

一金壹万壹千六百拾円  
鐵道局堅石

一金壹万參千四百八拾円  
鐵道局間知石

一金壹千九百〇五円八拾七錢  
鐵道局割栗石

一金五百六拾貳円拾參錢貳厘  
鐵道局陸運搬



一金老千六百〇貳円拾九錢

土木局裁判所

『但シ廿八年度契約ナルモ皆納セザルニヨリ廿八年度  
届出ナシ』

一金貳千六百七拾円也

横浜築港局

『但シ前同断』

一金四万貳千貳百七拾五円廿老錢七厘

横浜船渠株式会社

『但シ廿八年度八月契約ノモノナルモ同年度金老万千貳  
百円既納ト見做シ届出アルニヨリ残額本行ノ通本  
年則廿九年度ノ売上トナル』

年則廿九年度ノ売上トナル』

一金老千七百五拾参円〇貳錢参厘

横浜船渠会社臨時

一金四百五拾貳円四拾参錢五厘

同 社え劔石売却

一金貳千四百九拾九円九拾錢

同 社砂売却

『但シ船渠砂千坪原木共同受負分半額(原木名義)』

總計金九万老千七百〇参円七拾四錢四厘

一金

浦賀船渠青木売石代

『是ハ三十年度廻シ(鉄道間知未納ト对照セバ相違ナ  
シ)』

船舶運賃収入高左ノ如シ

一金貳千六百六拾六円九拾老錢六厘

大 盛 丸

一金老千九百六拾五円四拾七錢七厘

通 快 丸

一金老千〇八拾四円拾貳錢貳厘

三 光 丸

一金参百八拾七円五拾六錢

第貳通快丸

計金五千六百四円〇七錢五厘

『但老号通快丸ハ廿九年三月ヨリ第貳通快ハ廿九年十  
一月ヨリ航海ヲナス』

一月ヨリ航海ヲナス』

總計金九万七千参百〇七円八拾老錢九厘

稅務管理署官吏ノ説明ニヨレバ其年度則チ一月ヨリ十二  
月迄ニ販売ノ契約ヲ締結シタルモノハ仮令物品授受ノ手  
続キヲ了セザルモ其年度ノ販売ト見做シ届出ヲナスベシ  
トノ命令ナリ、左スレバ鉄道局神奈川程ヶ谷間納間知石  
契約高金貳千〇参拾七円ハ廿九年十二月十五日附契約ナ  
ルニヨリ廿九年度ノ販売トナルト同時ニ廿八年契約ノ内  
務省土木局及横浜築港局及横浜船渠株式会社契約ノ残高  
ヲ総売上高金九万老千七百参円七拾四錢四厘ニ鉄道局神

奈川納ノ金貳千參拾七円ヲ加エタルモノヨリ控除シ此殘額金四万七千百九拾參円參拾參錢七厘トナル、其内ヨリ尚ホ原木仙之助名儀ニテ共同受負ノ船渠砂金貳千四百九拾九円五拾錢ハ名儀者タル原木ヨリ届出ラル、モノ及船渠硯石販売高金四百五拾貳円四拾參錢五厘ハ廿九年度回送セシモノナルモ三十年一月廿五日販売ノ契約ヲナシタルニヨリ之ヲ差除キ全ク販売高總計金四万四千貳百四拾壹円四拾錢貳厘トナル、此金額内訳左ノ如シ

一金四万四千貳百四拾參円四拾錢貳厘

内

金四万円也  
石材及砂利販売高

金参千円也  
土木請負高

金壹千貳百円也  
回漕及運搬業

指引ノ金四拾壹円四拾銭貳厘

此金額ハ前記販売高未決算ノ分直引ノ予備

從業者 石材及砂利 參名

|   |      |    |
|---|------|----|
| 同 | 土木請負 | 宅名 |
|---|------|----|

同回漕式名

店舖賃貸料 壱ヶ年 金六拾円

明治三十年一月ヨリ十二月迄売上高調(控)

一金貳千〇参拾七円

一金六千〇貳拾七円六拾錢

一金八千貳百六拾圓八拾錢

一金壹千九百參拾六圓八拾錢五厘

一金壹萬九千五百貳圓九拾九錢

一金壹千參百七拾參円八拾錢

一金五拾貳円也

一金百八拾円也

一金百九拾毫円七拾錢

一金四百八拾円九拾錢

一金四拾七円拾錢

一金五拾壹円貳拾錢

一金百參拾貳圓六拾錢

鐵道神奈川程ヶ谷間納  
知石受負高

鐵道神奈川納切石  
拾壹点受負高

鐵道神奈川程ヶ谷納  
砂利割栗受負高

鐵道新品間納  
五千參百九拾五切受負高

鐵道橫浜國府津間納  
甲号四万千五拾九切受負高

鐵道橫濱國府津間納  
丙号床石式点受負高

鐵道新橋納尺角四拾本  
臨時受負高

鐵道橫濱神奈川間知  
角石小運送賃受取

鐵道新品間前年納石  
小運送賃皆済杉井より

鐵道橫浜納間知石五拾九面坪  
立合臨時受負高

鐵道橫濱間知割栗  
ベツトストン受負

鐵道橫濱納ベツトストン  
臨時受負高

鐵道國府津納間知  
拾七面坪臨時受負高

一金九拾五円四拾錢

一金百四拾參円拾錢

一金百〇壹円九拾錢

一金貳百〇貳円八拾錢

計金四万〇八百拾七円九拾九錢五厘

『外ニ金貳百七十三円也』

金三円七十錢

一金九百〇五円四拾六錢

一金八拾八円六拾七錢

一金貳百五拾參円七拾參錢

一金六百〇壹円七拾壹錢

一金壹千五百六拾九円四拾五錢

一金壹千八百貳拾四円也

一金貳千九百〇壹円貳拾錢

一金百貳拾八円四拾貳錢

一金壹万壹千七百四拾壹円八拾八錢

一金七百參拾四円拾錢

鐵道横浜納ベツトストン  
臨時受負高

鐵道国府津納割栗  
拾坪六合臨時受負高

鐵道国府津納笠石  
貳百八拾尺臨時受負高

鐵道国府津納  
臨時受負高

国府津臨時間知石代

横浜床石四個代

酒井八右衛門

河井嘉造

松本忠次郎

塩沢重造

青木庄太郎

第一区土木監督署

横須賀鎮守府納

鈴木角造

原木仙之助

原木浦賀出張所

計金貳万〇七百四拾八円六拾貳錢

總計金六万壹千五百六拾六円六拾壹錢五厘

『外ニ金貳百七拾六円七十錢 鐵道臨時以下』

但横浜国府津間納鐵道受負甲号乙号丙号ノ三口納入中

ノ処甲号丙号ヲ完納ト見ナシ乙号丈ケヲ三十一年度

之操越

回送ノ部

一金貳千六百六拾円八拾六錢八厘

一金貳千四百〇貳円八拾五錢貳厘

一金貳千四百四拾參円七拾四錢貳厘

一金壹千貳百拾參円〇七錢

但シ作事後五月ヨリ

計金七千九百貳拾円五拾參錢貳厘

石店回送店收入高

總計金六万九千四百八拾七円拾四錢七厘

明治三十四年一月ヨリ十二月迄売揚高調

第2章 真鶴村外二ヶ村組合と村々の発展

|                   |                   |
|-------------------|-------------------|
| 一金貳万六千五百貳拾七円      | 一金三百六拾四円          |
| 但第三海堡割栗割取四間分      | 但鉄道作業局横須賀停車場納メ石代金 |
| 一金百拾五円三拾五銭        | 一金                |
| 但花立台砲台納石代金        | 但横須賀鎮守府納石代金第二回分   |
| 一金五拾四円貳拾八銭        | 一金六千貳百八拾貳円九拾銭     |
| 但箱崎砲台納石代金         | 但両国橋改築用石材東京市役所納メ  |
| 一金四百七拾三円          | 一金                |
| 但猿島砲台納石代金         | 但東京市道路改築用割栗石市役所納メ |
| 一金八拾五円五拾銭         | 一金                |
| 但第二海堡納メ石代金        | 但東京府庁羽田納メ割栗石代金    |
| 一金貳百拾六円           | 一金                |
| 但第一海堡笠石及第二海堡階段石代金 | 但小林留吉行月島揚間知石代金    |
| 一金壹千三百六拾三円貳拾銭     | 一金壹千四百九拾五円四拾五銭    |
| 但第二海堡納砂利代金        | 但鹿島組行間知石及割栗代金     |
| 一金三百八拾八円拾銭        | 一金四千五百拾五円九拾五銭     |
| 但兵器支部納メ砂利代金       | 但原木仙之助行亀腹及間知石代金   |
| 一金三千三百六拾円         | 一金                |
| 但横須賀鎮守府納メ石代金第壹回分  | 但酒井八右衛門行石塔石代金     |

一金四百貳拾貳円七拾四錢五厘

但服部八右衛門行間知石代金

計金

船舶稼ぎ高調

一金貳千貳百九拾七円七十毫錢

一金貳千四百七拾毫円

一金四千〇〇八円拾九錢

一金貳千三百九拾四円八拾毫錢

一金貳千五百四拾七円〇三錢

一金貳千四百〇五円〇四錢

一金貳千三百七拾六円貳拾貳錢

計金老万八千五百円

老号通快

貳号通快

五号通快

東洋

昇進

久吉

觀音

(岩 土屋文雄氏蔵)

岩村の土屋大次郎が経営する石店の受注石材受負高・金額

および回漕金額等を記したものである。このほか、明治二十八年、三十二年、三十三年のものが残されている。

#### 49 陸軍省所轄石材採取場監守取締概則 一九〇三年

陸軍省所轄石材採取場監守取締概則

##### 第一条

一 伊豆国加茂郡川奈村以北相模国足柄下郡早川村ニ至ル沿岸陸軍省所轄砲台建築用石材採取場境界ハ現場植置ノ境界杭并各所村役場備付ノ地図ニ詳ナリ

##### 第二条

一 臨時砲台建築部官吏及当方面官吏官用石材採取ノ為メ出張ノ節特ニ命令アルトキハ服従ハ勿論其他不都合ナキ様尽力致ベン

##### 第三条

一 陸軍省官用石材採取ノ外境界内ニ於テ石材採取ヲ嚴禁ス

##### 第四条

一 前項ノ陸軍省所轄海岸ノ監守巡視ハ一ケ年二十回以上ニシテ境界杭ノ毀損及其他ニ注意シ異状アル際ハ直ニ書面ヲ以テ当方面ニ報告スベシ

第五条

一 陸軍省所轄内ニ於テ人民用繫船及石材積込ムヲ許サズ

第六条

一 人民猥リニ境界内ニ立入り石材窃取シ又ハ境界杭毀損及境界内地所欠損セシムル者アル時ハ取押エ最寄警察署又ハ村役所エ引渡シ其事由ヲ書面ヲ以テ当方面エ報告スベシ

(岩 土屋文雄氏蔵)

静岡県川奈村から早川村(現小田原市)にいたる海岸線の石山が、陸軍省の砲台建築用石材の採取地に指定され、他者の石材採取は厳禁されることになった。

50 割粟及石割入札心得書 一九一一年三月

割粟及石割入札心得書

足柄下郡岩村字沢尻共有山林ノ内中島亦五郎使用ノ石丁場ヨリ以南字赤浜ニ至ル海岸接続共有地ニ亘ル場所ノ割

栗石及ボク石、間地石、角石一切並ニ同村山丁場ヨリ産出セル石割全部ヲ左記各項ニ依リ入札ニ附ス

但シ新島本払ヨリ鍋金基点石迄ノ土手上通り及基点石ヨリ以南四拾貳間ヲ除ク

一 入札所ハ本村朝倉米次郎宅

一 入札者ハ本村民ニ限リ入札書ニ保証金参拾円ヲ添ヘ差出スモノトス

一 入札期日ハ明治四十四年三月二十五日午後六時ヨリ九時迄トシ開札ハ即時執行ス、開札ノ結果同価額二人以上アルトキハ抽籤ヲ以テ落札人ヲ定ム

但シ入札金高予定額ニ達セザルトキハ再入札ニ附スルカ又ハ特売スル事アルベシ

一 期限ハ明治四拾四年四月一日ヨリ同四拾六年三月三十一日迄満式ケ年間トス

一 落札者ハ落札金高ノ半額ヲ本年四月五日限り残半額ヲ本年九月三十日迄ニ納金スルモノトス

但保証金ハ前納額金ニ算入ス

一 期限内ニ納金セザルトキハ落札人自ラ權利ヲ放棄シ

タルニ因リ保証金ハ勿論前納入金ハ全部返付セザルモノトス

一 割栗山代 老坪ニ付金貳拾五錢

(但シ積ニアラザル者ハ一坪三十錢、私有地ニハ巨ル場所ハ房十一杯付五錢引トス)

一 ボク石 房丁老杯ニ付金四拾五錢

一 丸石 房丁老杯ニ付金貳拾五錢

一 粗石間地 運賃高ノ壹分五厘 (但石山又ハ端先ノ一方ガ私有地ニ亘ル時ハ壹分トス)

一 小松石 運賃高ノ参分五厘

一 新小松石 運賃高ノ貳分五厘 (但石山又ハ端先ノ一方ガ私有地ニ亘ル時ハ壹分五厘トス)

一 山丁場ヨリ産出セル割栗ハ山代ヲ除ク

一 契約書ハ落札金ノ半額納入ト同時ニ式通ヲ作り各老通宛所持スルモノトス

以上

明治四拾四年参月

岩村常設委員

山本五九平

代理 朝倉常吉 印

右は入札書熟覽ノ上入札候也

明治四拾四年三月二十五日

土屋康二 印

鈴木由三郎

鈴木辰五郎

朝倉正吉

(真鶴町役場蔵)

岩村字沢尻から字赤浜にいたる共有地内の石山丁場の石割に対する入札の要項。割栗、ボク石、間地石、角石、丸石など、産出された石割の種類がわかる。割栗は割り碎いた石のこと、道路や和風住宅などの土台として用いられた。

#### 第四節 真鶴港改築問題

##### 51 真鶴港改築及土地譲渡請願書 一九一三年七月

請願書

当真鶴港ハ伊豆国網代港ヨリ以北相模国三崎港ニ至ル中間ニ位シ常ニ該村並ニ其附近村落ノ生産物ヲ積出ス船舶ノ碇泊港或ハ他地方ヨリ通航スル船舶漁舟ノ寄航港トシテ最モ枢要港タリ、然ルニ本港東南ハ相模灘ニ面シ港内水浅ク平穩ナルトキハ船舶ノ碇泊ニ便ナリト雖一朝暴風怒濤ノ起ルトキハ波濤港内ニ渦巻キ避難港ノ実ヲナサズ其時々被ル損害実ニ大ナルハ諸氏ノ識ラル、処ニシテ船舶ニ親シム營業者タル余輩等ノ杞憂スル処ニシテ何レノ時力機ヲ得バ其整理ヲナシ其安全ヲ保セント希望シテ止マザル処ナリ。

茲ニ東京市浅野総一郎氏が経営セル浅野セメント会社ヲ川崎附近ヨリ大森ニ至ル間ニ移転スルニ付該敷地埋立ニ要スル割栗石ノ採掘ヲ小生等ニ依託セラ<sup>レ</sup>当港内西

側ナル字<sup>□</sup>池田虎一郎氏所有ノ石材<sup>□</sup>字小浜隅ニ至ル間<sup>□</sup>ノ土地ヲ御村方ニ於テ買収シ該地ヲ浅野氏ニ寄贈セラレ候ハバ埋立地使用ノ割栗石ヲ同人ニ於テ其地ヨリ発掘シ土石ヲ港内ニ捨落セザル方策ヲ講ジ要スル処ノ割栗石ヲ採取シ不要ニ属スル石材ト港内ニ沈落シアル石材ヲ引揚げタル物トヲ以テ港口東北岸ノ字磯崎横根ヲ基礎トシ南方鵜ノ糞ノ岩礁ヲ片取り完全ナル防波堤ヲ船舶ノ出入ニ支障ナキ程度ニ築設シ一方港側ニ岩壁ヲ築キ船舶ヲ之ニ横附ケトシ石材積入ニ便ナラシメ大規模ヲ以テ港内海底ノ砂石ヲ浚渫シ作業中ト雖船舶ノ出入及ビ漁業上ニ妨ゲナキ様ノ計画ヲナシ船舶漁舟ノ避難ニ便ナラシムルヲ期セントス、要スルニ御村方ハ浅野総一郎氏が所要地ヲ同氏ニ寄贈シ割栗石ノ採取並ニ積入ニ便宜ヲ与ヘラレ同氏ノ希望ヲ滿タサル、ニ於テハ浅野氏ハ真鶴港ヲ整理スルノ必要起リ從ツテ事業ノ発展ヲナシ幾分村方細民等ノ稼業ノ途ヲ増シ併セテ港内船舶ノ安全ヲ保チ得ルハ余輩等ガ常ニ渴望シテ止マザル本港ノ整理ヲ得ルト共ニ公衆ニ及ボス裨益<sup>裨</sup>ハ亦多大ナラン、是レ実ニ一



拳ニシテ兩得ノ策カト愚考シ吾等其中間ニ立テ聊カ其勞ヲ執リ宿望ヲ達シ度候間、希クハ吾々微衷ヲ願ミ此拳ニ御賛同何分ノ御詮議相成度此段願上候

大正貳年七月七日

足柄下郡真鶴村八百廿八番地

御守信吉 ㊤

同 郡岩村

青木松太郎 ㊤

同 郡吉浜村千六拾七番地

家本富吉 ㊤

真鶴村外二ヶ村組合長

青木喜平殿

(真鶴町役場蔵)

浅野総一郎に村有地を提供すること、真鶴港を改築しても

らおうとする真鶴・岩村民三名の請願書。

## 52 防波堤棧橋繫船場築造許可願拒否理由報告

一九一四年一月〜二月

発第四五号ノ三

大正三年二月九日

足柄下郡真鶴村外二ヶ村組合役場

組合長 青木喜平 ㊤

足柄下郡長 菊地芳二殿

神奈川県庁ヨリ諮問ニ係ル願人浅野総一郎防波堤棧橋繫船場築造許可願ニ付客月卅日真鶴村会ヲ開会候処、別紙ノ通り決議相成り候事此段及報告候也

議第壹号

神奈川県庁ヨリ諮問ニ係ル願人浅野総一郎防波堤棧橋繫船場築造許可願ニ付テハ当村ハ故障アルモノトス

理由

一 当村ハ小田原町ト熱海町トノ中間ニアル四百有余戸ヨリ成ル所謂真鶴港ニ沿ヒタル一小海村ニシテ、其村民ヲ大別スルトキハ漁業者其大半ヲ占メ余ハ石材業者ト石材輸業者ニシテ、真鶴港及其接属セル海面ハ当村民全部ト相離ルベカラザル重大ナル利害關係ヲ有スルモノナリ

一 抑モ村民ト真鶴港トハ如此重大ナル關係ヲ有スルヲ

以テ港湾ニ於ケル風波ノ防備ニ付テハ昔年ノ宿題ナレバ、之レガ設備ヲ施スコトニ付テハ実ニ希望シテ止マザル処ナリ

然レドモ其設備トモ称スベキ防波堤ノ如キハ最も適切ナル防備ナルモ真鶴港ノ特徴トモ称スベキ強度ノ東北風ト激甚ナル潮流トノ関係ヲ審査シ充分ナル講究ヲ要スベキモノニシテ、只其地形ト利便ト経済トノミニ重キヲ置キ輒ク断按ヲ下シ工事ヲ施行センカ当村ノ将来ヲ誤ルノ最モ甚敷モノト信ズ

一 右ハ単ニ港湾ノミニ付テノ趣旨ナルモ漁業上ヨリ觀察スルトキハ漁業ハ当村ノ主要産物ニシテ村民ノ大半ハ漁業ニ依リ生活ヲ為シ漁業ハ当村ノ生命ナリ、然リ而シテ当村ノ漁業ハ維新前ヨリ特別ニ官ノ保護ヲ受ケ来リ、彼ノ真鶴岬ノ御料林ノ如キ魚附林トシ今尚保安林ニ編入セラレアリ、而シテ漁業権ノ種類ハ專用漁業権ハ勿論定置漁業権ノ如キ四艘張網六ヶ所根拵網參ヶ所鰯大敷網二ヶ所其他特別漁業権アリ、此收穫尅年平均貳拾万円ヲ降ラズ、此漁場ト港湾トハ又密接ナル

関係ヲ有シ防波堤ノ築造ハ勿論海岸埋立地ノ如キ海面ヲ縮少シ其形状ヲ變更スルニ於テハ自然魚道ノ障害トナリ魚族ノ棲息ヲ妨グルハ必然ノ事實ニシテ、且ツ埋立地ノ工事及大仕掛石材採掘事業ニ付テハ生土ノ海面ニ流入シ海水ノ変色ヲ来シ為メニ魚族ハ散逸シ彼此漁業上ニ被ルベキ損害ノ実ニ甚大ナル事ハ敢テ學術的講究ヲ要セズシテ疑フベカラザル公知ノ事實ナリ

一 然リ而シテ本出願ニ付テノ仕様書及添付ノ図面ヲ査閱スルニ、其概要工事計畫ヲ第一第二ト區別シ第一工事竣成後或ハ条件ノ到来ヲ俟テ第二工事ニ着手スルモノナリ、其第一工事ハ字山下浜ニ於テ海岸ヨリ二百尺ヲ隔タル沖合ニ突起セル岩盤ヲ起点トシ甲部延長百二十尺乙部延長二百七十尺右沖合ニ突出セル防波堤ヲ築造シ海面六千五百坪ノ埋立ヲ為シ二個ノ棧橋ヲ設ケ石材採掘業ト其輸出業ヲ經營スルノ目的ニアリ

此計畫ニシテ許可実行セラレンカ当村ハ其生命ヲ断タレ事実上当村ハ消滅スベキモノト断言シテ憚ラザル所ナリ、何トナレバ既ニ縷陳セルガ如ク埋立地及防波堤

并ニ棧橋ノ為メ海面ヲ縮少シ且其形状ヲ變更シ土砂ハ海面ニ流出シ海水ハ変色セラレ其結果魚道ノ變更魚族ノ散逸ト魚族ノ棲息ヲ害シ漁業上ニ被ルベキ損害尠カラザルト、一面ニ於テハ第二工事ニ属スベキ東西二個ノ防波堤ノ築造ヲ跡廻トシテ第一工事ノ実行ヲ為サンカ字山下浜ノ入江ハ埋立地ノ為メ縮少セラレ加フルニ第一工事ノ防波堤ノミ築造セラル、時ハ強度ノ東北風ノ際ニ於ケル波浪ハ勢ヒ山下浜ニ於テ其緩和ヲ得ル能ハザル為メ本港内ニ突破シ来ルハ必然ノ理数ナレバ従前ニ倍加スル実害ヲ受クル事ハ実ニ明ナルモノナリ、果シテ然ラバ石材輸出船舶及漁船ノ避難港タル真鶴港ハ事實上港湾タル価値ヲ有セザルニ至ルモノナル事ヲ確信ス

一 如上ノ理由ニ拠リ埋立地及第二工事ト分離シタル第一工事ノ防波堤築造ニ付テハ漁業上及船舶避難港ノ為メ障害アルニ付絶対的其根本ニ於テ故障アルモノト認定ス

一 仮リニ百歩ヲ譲リ埋立地及分離工事ヲ許容スルモノ

ト假定スルモ尚左ノ点アルニ付故障アルモノナリ  
第壹、埋立地護岸石垣築造ノ其内部ヲ割栗石詰ト為スニ於テハ波浪又ハ大雨山水ノ流出ニ付テ(基礎工事不能ノ石垣)其石垣ハ崩壊スルカ然ラザルモ土砂ノ流出ハ免ルベカラズ、若果シテ一朝土砂流出スル事アラシカ海水ノ変色漁業ニ害アルモノナルヲ以テ該石垣ハ最も完全ナル、コンクリート詰築造法ニ拠ラザルベカラズ、然ルニ本出願ハ亀腹石詰ナレバ不完全ナル設計ナリト信ズ

第貳、埋立地ノ左右両端ニ於テ青木万之助青木照太郎兩名ノ石材採掘場アリ、若本出願ノ埋立地ヲ許可セラル、ニ於テハ右両私人ノ權利ヲ侵害シ且採掘不能ニ陥ル次第ナレバ許可前ニ於テ之レガ救済策ヲ決定セザルベカラズ

第參、第二工事仕様書ヲ見ニ真鶴港口ニ南北両岸ヨリ喰違ニ防波堤ヲ築造スルモノ、如シ、若シ此設計ニ依ルモノトセンカ風位ノ關係上ニ於テ見ルモ亦同港ノ面積ト船舶数ニ対照スルモ杜撰極マルモノナレバ北岸ニ

於ケル防波堤ヲ既定ノ位置ヨリ尚東方五拾間ヲ距ル位置ニ變更セザルベカラズ

第四、宇島ノ存置ハ港湾設計上不利益ナルモノナレバ寧ロ之ヲ除却スル事及港湾全部ノ大濠<sup>(堤)</sup>ヲ要スベキモノナルニ、本設計ハ依然宇島ヲ繫船場ト為シ却テ附近ノ埋立ヲ為スハ其計画ヲ誤ルモノナリ

第五、港湾防波堤築造ハ勿論埋立地ニ付テモ永久の事業ナレバ永久ニ維持保存ノ方法モ亦今日ニ於テ講究シ置クベキノ要アリ、然ルニ当村ニ於テハ到底之レガ維持費ノ支途ナキモノナレバ計画者ニ於テ相当ノ保存費ヲ当村ニ供託スル事ヲ要スルモノナルモ此点ヲ講究セザル不備アルモノトス

第六、埋立地ハ計画書ニ依ルト波浪ノ防備ト石材採掘運搬用ノ目的ニアルモノ、如シ、果シテ然ラバ其所有権ハ何人ニ属スベキカ將又ハ石材採掘終了后ノ使用権ハ何人ニ帰スベキカニ付テノ方法ヲ遺漏スルモノ、如シ、若シ願人ニ於テ該埋立地ハ願人ノ所有ニ帰スベキモノナリトノ立按ナリトセンカ当村ニ於テ全然反対ス

ル次第ナリ

右ノ理由ハ之ヲ要スルニ願人ガ当村ノ切望スル第貳工事ヲ跡廻トシ自己ノ便利ノミヲ目的トスル埋立地ヲ為シ其所有権ヲ取得スル事及第貳工事ト分離シ第一工事ニ防波堤ヲ築造セントノ計画ナレバ、其計画ニ付テハ漁業上ニ被ルベキ損害ト現在港湾ニ波及スベキ被害ノ甚大ナルヲ以テ全然同意シ能ハザルモノナリ、若願人ニ於テ誠意アルモノトセバ仕様書ヲ變更シ埋立地ニ付テノ築造ヲ完全ニシ且第貳工事ノ南岸丈ニテモ第一工事ト共ニ防波堤ヲ築造セザルニ於テハ当村ノ利害上同意シ能ハザルト云フニ在リ

大正参年壹月参拾日提出

真鶴村外二ヶ村組合長 青木喜平 関

〔朱書〕  
『同日決議』

〔真鶴町役場蔵〕

史料51の一九一三年(大正二)七月七日の御守信吉ほか二名より請願のあった真鶴港改築及土地譲渡に関して、七月十六日、真鶴村会は岡田寅吉・熊本太兵衛・田中源四郎・青木喜

平の四名を調査委員に選出、調査にあたつた。九月三十日開会の組合会は、委員報告をさらに審議すべく延会とした。翌一九一四年一月三十日開会の真鶴村会は全員一致で委員の答申を議定、一月九日に組合長青木喜平から足柄下郡長菊地芳二に許可願拒否の決議が報告された。

### 53 真鶴築港反対に関する新聞報道 一九一四年五月

#### ○真鶴築港反対

▲築港に非ず破壊なり

▲セメント工場設立か

#### (一)

足柄下郡真鶴村にて浅野総一郎が同村の築港を出願し既に其第一工事許可となりしに就きて反対の声頻りなる由は既報の如くなるが、同村にては世人が単に築港に反対するものと誤解せんを慮り目下所謂浅野の築港計画なるものゝ真相を世に公表し是非の判断を得ん事に努めつゝあり、而して其大略を記さんに初め浅野が築港問題を持つて上げたるは同村に深き関係ある小田原の岡田寅吉（足柄

下郡政友会の頭目）及び同村の熊本太兵衛に坐談的に持出せしが発端にて、当時浅野が言明せし築港の理由は自分分は九州に鉾山を所有し居れるが先年坑道崩壊し三百余名の坑夫を惨死せしめたれば其菩提を弔はん為め真鶴を築港し碇泊船舶の利便を図らんと云ふにありたり、当時識者は浅野の人格に觀又其理由の滑稽なるより之を一笑に付したるが岡田熊本の兩人は悉とく之を信じたるものゝ如く極力同村に向て奔走する所ありたり、然るに越て十数日吉田某なる者突如同村に來り浅野の代理なりと稱し同村字宮の前海岸沿ひの土地三万坪を一段歩百円位にて買入れたき旨同村役場に申込みたれば同村にては浅野にして真に築港するものとせば同村の為め大に幸ひなりとし早速土地所有者に交渉を開くと共に一方に築港の設計を吉田に照会する所ありしに、吉田は前記三万坪の土地にして若し買収し得らるゝとせば其三万坪を切崩して港の内部を拡大する計画なりと答へたれば村役場にては之を信じ百方土地所有主に交渉したるも纏まらず結局一段二百円位にて折合ふ見当の付きたれば其旨を浅野に通

知したるに、浅野は自分は既に義侠的に築港を計画したる以上村にても義侠的に百円位にて買収に應ずるも苦しかるまじ若し又同所は到底買収に應じ難しとせば其代に戎岬沿の石山を一万円の包金にて譲渡せずと云出した

(二)

浅野の代理と称する吉田は築港の爲め宮の前海岸沿ひの土地十萬坪を買収したと云ふ、而して其買収の困難なるや浅野は突如戎岬沿ひの石山を一万円の包金にて譲受けんと云ふ、茲に於いてか真鶴村民は漸く浅野の真意を疑ふに至れり、即ち浅野にして真に巨萬の費を投じて築港する意志ならば鵠海岸の土地買収費に一二万円を惜む者に非ざるべし、然るに今忽ち戎岬の石山買収を迫るは或は名を築港に藉りて実は自己所有の鵠海岸沿ひに接続せる一帯の土地を低価に買収せん計画に非ずや而して今戎岬の石山を一万円の包金にて買収せんとするもの其一証にあらずやと、斯くて有志協議の上直接浅野の真意を確むる事となり浅野に面会し吉田の云ふ所を問合せたる

に意外にも浅野は吉田なる者は出入りの按摩なり斯かる者の云ふ所は毫も知る所に非ずと剣もホロロの挨拶にて而も十月二十八日俄に県庁に向つて築港の願書を提出したり、是より先村民は浅野の真意に疑ひを抱けるに会々大島知事真鶴村に出張し村長に向ひ浅野が石山を望むは橘樹郡田島村の埋立に使用せんとするものにて国家事業なれば石山を浅野に売渡しては如何と斡旋したる事あるより村民は益々浅野の真意を疑ひ急に浅野の出願せる築港設計書を閲覽せしに、其設計予算は

第一工事 五万五千元也

内 訳

|              |      |
|--------------|------|
| 二万二千二百四円六十銭  | 防波堤費 |
| 六千三百五十四円六十四銭 | 栈橋費  |
| 二万一千九百円      | 埋立費  |
| 一千二百円        | 雜費   |
| 三千三百四十円七十六銭  | 予備費  |

第二工事 廿九万一千四百四十円也

内 訳

|            |      |
|------------|------|
| 十二万七千六百七十円 | 防波堤費 |
| 八千二百五十円    | 埠頭費  |
| 三万七千円      | 雜費   |
| 六万五千五百廿円   | 埋立費  |
| 四万円        | 船舶費  |
| 一万五千元      | 予備費  |

にて、更に設計図を見れば豈測らんや港内を拡大するとは全然虚妄にして却つて鵝海岸より宮の前海岸一帯を埋立つるものならんとは即ち曩に宮の前海岸沿ひ十万坪を切崩し港内を拡大すべしと称せしは同所を買収し更に其海岸を埋立て寧ろ港内を狭めんとするものなるより村民一同は浅野の黠狡を憤ると共に俄然反対運動を開始するに至れり

(三)

元来真鶴港の地勢たるや港口西南に開け其南岸を戎岬とし字鵝、字宮の前の海岸之に連り鵝海岸及び宮の前海岸各一小湾をなし、而して北岸は山高く崖急に能く風波を凌ぐを得るも南岸は常に東北風向つて之に当り随つて波

浪常に南岸の裾を洗ふも幸ひに鵝海岸及び宮の前海岸の小湾を形づくる為波浪は茲に緩和せられて港内の奥に及ぼす真鶴港の価値実に茲に在るなり、然るに今浅野の設計に拠らんか南岸一帯を埋立て港内を狭小ならしむる上波浪直ちに南岸を衝き其余波激しく港内に及ぶの憂ひあり、加ふるに南岸一帯は村民の常に出漁する所若し之を埋立てんか一部の漁場を失ふのみならず由来真鶴港は波浪の来襲する事多く随つて埋立地を崩壊せしむる事あらば全港の漁業に影響を及ぼすと共に水深を浅からしむる虞れあり、浅野にして永久に能く是等の害を除くを得ば兎に角然らずして工事中途にして放鄭する如き事あらば真鶴港は終に廢滅に歸すべしと、是れ則ち真鶴村民の浅野の設計に反対を唱ふる理由にして其筋の諮問に對し一月卅日答申書を提出したるが超へて四月廿一日浅野は更に第一工事の鵝海岸の設計を鵝岩を底点とし鍵状に埋立つる事に変更し工事予算を三万五千七百四十三円に改め其筋に出願し、其筋は変更したる設計を再び諮問する事無くして二十三日咄嗟許可を与へたり、去れば村民は大

に驚き結局既に許可となりたる以上不得已として該工事の爲め宮の前海岸に及ぼす波浪を拒がん爲め浅野をして第二工事の一部なる北岸の防波堤を築かしめんとし知事の更迭を機とし目下陳情に力めつゝある訳なるが、若し浅野が該防波堤を築くを肯ぜざるならば既に許可されたる第一工事の全部に対して反対すべしと敦<sup>い</sup>囑<sup>ま</sup>き居れり、然るに今浅野の真意に就いて風説する所に依れば浅野は素より毫も築港の意あるに非ずして即ち今回の設計は一つは自己所有の土地より石材を伐出し田島村の埋立用石材の搬出に便し一つは石材を伐出したる後将来に於て彼の各所にて排斥を受けたるセメント工場を茲に設置せんとする意志には非ずやと云ふ(完)

〔横濱貿易新報〕一九一四年五月二十日(二十二日)

54 行政訴訟答書 一九一四年七月

大正三年第一四四号

大正三年七月七日採受

土木ニ関スル行政訴訟答書

被告 神奈川県知事 石原健三

神奈川県足柄下郡

原告 真鶴村

右法定代理人村長 青木喜平

同県同郡小田原町幸一丁目一番地

士族弁護士

右訴訟代理人

瀬戸留吉

一定ノ申立

原告ノ請求ヲ排斥シ訴訟費用ハ原告ノ負担トストノ御判決相成度候

事実

一 訴外浅野総一郎ヨリ大正二年十月二十八日附ヲ以テ足柄下郡真鶴村地内エ防波堤其ノ他築設ノ義出願ニ付処分上参考ニ資センガ爲原告村ニ諮問セン処、原告村ハ要スルニ仕様書ヲ変更シテ埋立地ノ築造ヲ完全ニスルコトヲ要望シ、且第二計画工事ニ属スル南防波堤ヲ第一計画工事ト共ニ施行セズ亦埋立地ノ所有権ヲ訴外浅野総一郎ニ取得セシムルニ於テハ同意シ得ザル旨ノ決議書ヲ大正三年二月九日附ヲ以テ提出セリ、越ヘテ大正三年四月二十一日ニ至リ訴外浅野総一郎ヨリ第一



計画ニ属スル埋立区域ヲ縮少且棧橋ノ築設ヲ廃シ護岸ノ石垣ヲ原告村希望ノ如ク一層完全ナラシムルガ為裏込ニ「コンクリート」ヲ使用スル計画ニ變更提出ニ付、尚調査ヲ遂グルニ適當ノ計画ニシテ支障ナシト認ムルヲ以テ第一計画ニ対シ大正三年四月二十三日之ガ許可ヲ与ヘタリ

理由

一 原告村ハ法令ニ依リ何等ノ諮問ヲ為サズシテ許可ヲ為シタルハ違法ナリト云フモ本件ニ関シテハ何等關係町村ニ諮問スベキコトヲ命ジタル法令アルヲ見ズ、然レドモ被告ハ処分ノ參考ニ資スルガ為原告村ニ諮問ヲ為セシニ其ノ決議中相当ナリト認ムル点アルヲ以テ訴外浅野総一郎ヲシテ略ボ原告村ノ決議ニ副フ処ノ計画ニ變更セシメタルモノニシテ決シテ原告ノ主張スルガ如キ新規ナル出願ニアラズ、況ンヤ町村ノ意見ヲ徵スルト否トハ調査上一ノ手続ニ過ギザレバ之ガ為何等違法ノ処分ト謂フコト能ハズ

立証

一 口頭審問ノ際立証ス

大正三年七月六日

右被告

神奈川県知事 石原健三

(真鶴町役場蔵)

浅野総一郎をめぐる真鶴港改築および土地譲渡諸願に対する真鶴村の拒否決議に対し、一九一四年(大正三)四月二十三日神奈川県知事大島久満次は真鶴村地先海岸埋立土木工事を許可した。このため真鶴村外二ヶ村組合は新しく知事となった石原健三を相手どり行政訴訟を提起したが、行政訴訟の請求は排斥された。

## 第五節 文化と衛生

55 『ベルツの日記』より 一八八九年

〔明治二十二年〕

一月十二日（東京）

正月の二日から十日まで家に。それからようやく、イタリア公使マルチノ氏と一緒に汽車で国府津へ。そこから沿岸通いのちや、ちな小蒸汽で真鶴〔？〕へ。この地方が冬期療養所に向いているかどうかを調査しようというのである。結果は至極く満足だった。せまい半島で針葉樹林に囲まれた、ほとんど理想的の場所である。数年前から、ここに目をつけていたのだ。恐らくは、何とかものになるだろう。

夕刻、吉浜を経て熱海へ。ここは景色がよく、よい温泉があるが、しかし風が強すぎる——とても烈しい西風だ。

オシゴ  
大地獄へは行かなかった。そのことは、差当りなり

ゆきにまかせるつもりだ。宮内省は土地と温泉を全部買上げ、然るのち自分の計画を実施する意向だ。

（中略）

四月二十日——二十二日

高田氏と共に、宮の下及び真鶴へ。美しい林でおおわれた真鶴崎が、どんなに一流の冬期療養所や海水浴場を提供するかを、氏に了解させた。氏にこの土地や、オリヴ、ブドウ、ハダンキョウの理想的好適地である附近の平地を、自分と協同で購入するよう勧めた。氏は、確かに合点がいったようだった。すぐさま、この件を政府に請願するそうだ。

（後略）

（『ベルツの日記』第一部上、トク・ベルツ編、菅沼電太郎訳、岩波文庫、一九五一年）

ベルツ (Erwin von Bälz, 1849—1913) は、ドイツ人医師で、一八七六年(明治九)東京医学学校(東京大学医学部の前身)に教師として招かれた。内科・産婦人科学などの臨床的研究のほか、人類学にも興味をもち、日本各地を旅行して、

郷土病の研究や、高地気候療養所（サナトリウム）の建設の提言、温泉の医学的研究などを行った。高地気候療養所については、『日記』の一八八〇年（明治十三）六月二十三日条に、「この国には高地の気候療養所がまだない——自分は久しい以前から、それを設置させようとして大いに尽力したのではあるが——。箱根、草津、伊香保でもよいのだが、しかし、医者が居ない」と記している。九年後、真鶴がその候補地に選ばれたのである。しかし、ついに実現されなかった。

「高田氏」は、ベルツに師事した結核医学者の高田<sup>たかたこうあん</sup>祥安（一八六一—一九四五）で、一八九九年（明治三十二）に茅ヶ崎海岸に結核療養所「南湖院」を設立した。国立結核療養所の設立は一九三七年（昭和十二）になってからである。

# 56 貴船神社名誉回復等ノ件 一八九五年

## 委任状

一 貴船神社名誉回復之件

一 貴船神社末社竜神ト称ス石小堂社内エ採戻之件

右は今般神官取締所ヨリ神社明細取調ニ付当貴船神社并末社無格社等迄有無記載ノ儀ニ付、末社竜神ト称スル石

小堂ハ一新之際<sup>（太）</sup>大政官ヨリ神仏引分御告達ニ付、神社并末社明細取調済ハ明治六年酉三月村戸長連署ヲ以テ書上ゲニ相成候控書ヨリ取調候処、古来仕来ノ地字<sup>（地）</sup>鷗ト唱エ候場所ニ安置有之処、今回尚ヲ取調ニ寄リ事実取調候処、右石小堂正ニ無之、故ニ拙者共ニ於テ氏子等之伝来ヲ聞及ビ候処、当村田中権右衛門田中藤三郎外三名ニテ真鶴山宝性院住職一鏡冠脈地内ニ持行夫レヲ目的トナシ上家ヲ造立シ八大竜王ト名義称シ祭り居ト氏子ノ者云シニヨリ事実取調候処、全ク古来ヨリ祭り来ル石ノ小堂正ニ有之ニ寄リ当社内エ引渡シ旨ヲ掛合候処、明治廿七年十二月日ハ不明ト申シ然ルニ足柄下郡々役所ニ集所参拜ヲ相届ケタルト云ニヨリ、一鏡ニ向ヒ再ビ年月ヲ聞シ処、曖昧ノ言葉故ニ其筋最寄りエ聞合候処届ケ無之故ニ其儘ニ致シ明細書エ略由ヲ記載シ取締所エ差出シ置キ候処、突然小田原区裁判所ヘ同院名誉回復取戻シト唱ヘ出訴及候ニ付、神官及郷社貴船神社氏子総代ノ肩書添エ拙者共三名裁判所ヨリ御喚出シニ付直ニ出頭弁論之際同院名誉毀損ト唱候原因ヲ遂一答弁致シ候故、原告ハ何等ノ

## 第2章 真鶴村外二ヶ村組合と村々の発展

陳述モナク退席致シ、然ル処エ村長ヨリ之命令ニヨリ仲立人三名立入其際同名ノ云ニハ竜神ニ関スル祈念七五三切り等ハ一切必ズ致ス間敷ト被申聞候ニ付、此儀ヲ以テ和解被下度ト被申出、因テ本人エ今一応照会被下度ト申答仲立人速ニ同院ニ差答候処、前言異変ニ及ビ候故右仲立人本人応ジ難ク旨意ヲ以テ小生等ハ此上不行届ト申聞ケ其儘退参相成候てハ神社之名義ニ対シ捨テ被置ズ場合ニ及、小生等ハ貴船神社名譽回復并末社竜神ト称スル石小堂取戻シハ微力之拙者共行届ズ、依テ前件之始終此踏由決末迄悉皆貴殿エ相任セ候ニ付独力ヲ以テ何等之御取扱有之共後日至リ決て異論申間敷為其委任状連署致候処仍て如件

明治廿八年 月 日

足柄下郡真鶴村郷社貴社<sup>(船)</sup>神社

氏子総代

錦織友右衛門 ㊤

露木忠左衛門 ㊤

田倉幸藏 ㊤

同県同郡同郷

郷社貴船神社神官神職

平井縫殿殿<sup>(前カ)</sup>

(真鶴 貴船神社祇)

橋本重次郎 ㊤

明治維新の混乱のなかで出された神仏分離令は、各地ではげしい排仏毀釈をまき起こした。真鶴地域ではなかったが、神仏混淆の疑いのある堂社は神社か寺院のいずれかに判然することが求められた。竜神堂もこのような雰囲気の中で貴船神社から持ち出されたのであろう。

### 57 日露戦役記念真鶴小学校基本財産蓄積及ビ管理規程

設定ノ件真鶴村会決議録 一九〇六年九月

真鶴村会決議録

日露戦役記念真鶴小学校基本財産蓄積及ビ管理規程設定ノ為メ真鶴村外二ヶ村組合長熊本太兵衛ハ開会ノ三日前即チ九月二十一日各議員ニ會議ノ事件ヲ告知シ召集状ヲ

発ス、之レニ依リ九月二十四日出席シタル議員左ノ如シ

青木喜平 檜原正徳 永野広松

青木梅太郎 田中邦之助 青木良之助

田中権右衛門 富岡勝次郎 平井新左衛門

午前九時組合長熊本太兵衛議長トナリ議員一同着席議事ヲ開キ全会一致左ノ通り決議ス

第一条 本村ハ戦役記念トシテ明治三十九年九月ヨリ五

十年間小学校基本財産ヲ蓄積スルモノトス

第二条 本規程ニ依リ蓄積スル財産ハ之ヲ日露戦役小学

校基本財産ト称ス

第三条 基本財産トシテ蓄積スルモノ左ノ如シ

一 本規程実施ノ際現存スル学校基本財産金

二 小学校生徒ノ特志ニ因ル報恩寄附金

卒業者及半途退学者

尋常科専入金式拾錢以上  
高等科専入金五拾錢以上

三 学校樹裁地<sup>(裁)</sup>ヨリ生ズル收入

四 学校所属財産ヨリ生ズル收入

五 有志者ノ寄附金

六 蓄積財産ノ利子

第四条 基本財産ノ蓄積ハ第一条ノ期間内之ヲ停止又ハ

廃止スルコトヲ得ズ

第五条 基本財産ハ第一条ノ期間終了ノ翌年度ヨリ其利

ヲ教育費ニ充ツルコトヲ得ルモノトス

第六条 基本財産ハ村会ノ議決ニ依リ一ケ年ヲ超エザル

期間ヲ以テ確実ナル銀行ニ利付預ケト為シ又ハ郵便為

替貯金管理所ニ預ケ入若クハ確実ナル銀行ニ保護預ケ

ト為スモノトス

第七条 基本財産ノ収支ハ預ケ入ノ場合ヲ除ク外総テ之

ヲ歳入出予算ニ編入スルモノトス

第八条 本規程ハ明治三十九年九月一日ヨリ之レヲ実施

スルモノトス

右ニテ議事結了セルヲ以テ議長ハ閉会ヲ告グ、時ニ午後

二時ナリ

右会議ノ顛末ヲ記録シ其正確ナルヲ証スル為メ議長及出

席議員署名捺印スルモノ也

明治三十九年九月二十四日

真鶴村外二ヶ村組合長

議長 熊本太兵衛 ㊦  
議員 青木喜平 ㊧  
同 梶原正徳  
(真鶴町役場蔵)

一九〇四〜〇五(明治三十七〜三十八)年の日露戦争の戦勝を記念して、各小学校で各種の寄付や収入をもとに基本財産蓄積が進められた。翌九月二十五日、岩村会でも「岩小学校基本財産蓄積及び管理規程設定」が決議された。

# 58 夏目漱石「真鶴行」 一九一六年

## ○真鶴行

門川迄あるく。田舎道で荷を肩にした肴屋ニ会フ。  
「旦那方はどちらへ御出です。」「真鶴ですか。なにさう遠くはありません。あの無線電信の柱が見えるでせう。あの山の向ふ側になります。」(右の方に海に突き出てゐる岡を指して)

「好い所かへ」

「えゝ揚屋が十軒あります」

「外に何にもないかね」

「もう少し早いとブリ網が見られるでせう」(時に十

一時頃)

門川の茶屋に小さん、豊田の婆さん、栄ちゃんといふ女が待ち合せてゐた。

茶店の女主人に「御上さん、鶯が真鶴に預けてであると云つたつけね。今日是从真鶴へ行くから序に見せて貰はうと思ふが平井屋にゐるのかい。」(真鶴の宿屋)

「へえ平井屋で近藤の鶯と仰しやれば解ります」

栄ちゃんが来て赤切符を渡してくれる。黙つて受取つて、ぞろ／＼軽便に乗る。(並等に)一杯なので手を出してつり皮をぶら下げる横に渡した棒につらまる。豊田の婆さんが下から仰いで見て腕が寒いでせうと云つてシヤツの端を引張る。生憎半そでなのでシヤツは少しも袖口の方に出て来ない。

吉浜でとまる。右はすぐ海、海の岸は石垣で築いてある。左手は小学校、前に広場、それから山路へうねつて

這入る。先刻右の山の上に見えた無線電信の柱が山に遮  
ぎられて見えなくなる。

一山超えた所で「輕便」を降りる。真鶴へ行くのはす  
ぐ右に折れて田舎道のやうな所を通つて行くのである。  
何所にも真鶴らしい影も見えない。

「此様子ぢや是から半道もあるんだらう」

此時吾々を足早に追ひ越して行つた男が急に振り返つ  
た。

「そんなにありやしません。五丁です」

彼の言葉は鋭どかつた。

「真鶴が遠いといつたつて、里程を間違たつて何もさ  
う拳突<sup>原</sup>を食はさなくつてもよささうなものだ」と田中君  
が驚いたやうにいふ。

右は雑木林で小高くなつてゐる。下は二三間の切岸で  
下は畠である。日影になつてゐる田舎路は霜どけでぐち  
や／＼する。女連は弱らせられる。中村が豊田のばあさ  
んの手提籃を持つてやる。田中が小さんに杖を貸してや  
る。キルクの草履を穿いてゐる栄ちやんは尤も手古摺つ

てゐる。

「跣足になれ」

「負ぶつてやれ」

「よござんすよ」

栄ちやんは断乎としてゐる。

「早く先へ行つて宿屋から迎を寄こしてやるがいゝ」  
男はどん／＼歩いた。

道が忽ち尽きて坂になつた。それを曲つて又下りると  
人家がちらほら見えた。又曲ると今度は石段になつた。

「平井屋といふ宿屋は何所かね」

荒くれた漁師風の爺さん、

「ずつと云つて右側だ。前がトタンで後ろが藁葺だ」

平井屋の二階へ通る。

七面鳥が菜を食つてゐる。鶏が餌をつゝいてゐる。や  
がて向ふの垣根の処に白い兎が顔を出した。

「午餐を食ふが何が出来るかね」

「バジョー鳥賊にホウボーのやうなものです」

「ホーボーを酒と醬油で煮てくれ。それから鳥賊の刺

身をおれ丈食ふから持つて来い」

「へい」

「おいまだあるよ。先刻途中で見たら鰯が店先にあつたが、宅にもあるんだらう」

「へい御座います」

「あれを生を儘持つて来い。此所で焼いて食ふんだから」

飯の支度の出来る間浜へ出て見る。狭い道にはみんな石が敷いてある。その道がみんな浜の方へ急な勾配が着いてゐる。さうして不規則に幾筋もある。それからそれを横に貫いてゐるものもある。悉く石丈で畳んである。路丈は何だか以太利辺の小さな漁村にでも来たやうな心持である。(家は無論比較しやうがないが)芝居の広告のビラが路傍に貼つてある。「こんな所にも何々座といふものがあるのかね」

少し行くと右側に蕎麦と看板を懸けた生新しい粗末な家の中で二三人の女の高い笑ひ声がする。

浜は三方陸で馬蹄がたに水が食ひ込んでゐる。静かな

小<sup>原</sup>さん湾で僅か余された一方の砂地に引き上げられた船が並んでゐる。水面は強い色をしてゐたが鏡のやうに穏かであつた。右手の山の頂上に先刻の無線電信の柱が見える。

「あれは海軍のだらう」先刻思ひがけなく狭い路で水兵に四五人擦れ違つた。

宿へ歸つて飯を食ふ。中村はもう一人で鰯を大分焼いて骨を皿の上に並べてゐる。小さんが「此鰯は生で食べべきものだ。さうして骨も食はなくつちや本当でない」といつて、下女に井に醋を一杯もらつて其中に鰯を浮かして、それをむしや／＼食ひ始めた。(彼女はそれのために其晩嘔いたり下したりしたさうである)

「是からブリ網を見に行くんだ。婆さん連も一所に行きなさい」

婆さん連は最後の軽便で東京へ歸る事になつてゐた。

「時間に間に合ふでせうか」

「間に合ふとも」

婆さん連は懸念しながらもブリ網が見に行きたいので



一所になつて又浜へ出る。

莫塵と座布団を持つて来た宿の下女も二人船に乗せる。我々は外套の襟を立てゝ陣どる。風はなく海は平かだが時節が時節だから寒い。右手に石山がある。

「あれは浅野さんの持つてゐる所です」

「あの泥棒が持つてゐるんぢや碌な事はねえだらう」

「何でもあすこを石垣にしてやるといふ約束で此土地のものも承知して売つたんですが、一向石垣なんかつきさうもないですね」

「あいつの事だから石を切り出して儲ける気なんだらう」

山のはづれ迄船が来た。すると大きな海面に丸太を浮かしたやうな目標だか浮きだかどつと並んで見える。

それは規則正しく間隔を置いてある恰形原に排列されてゐるにも拘はらず其恰形の何であるかは素人眼には一寸分らない。どこから何う始つて何処で終つてゐるか分らない。其丸太の上に鳥が沢山留つてゐる。灰色のやうな薄茶けたやうな色をしてゐる。

「何だね」

「鷗さ」

「はあ 何だか恰好が違ふがな」

「沖の鷗だから、海のと隅田川辺のとは違ふさ。」

其うち鳥は低く飛んだ。

「成程あゝして飛ぶ所を見てゐると如何にも鷗だ」

沖には船が沢山見える。

「凡て十一艘居ます。あれで十四五人宛乗つてゐるんですから。惣勢は二百人近くです。大漁の時は七万位ブリがかゝるですから、まあ十万円近くの金になるんです。一人が一晩に二十とか三十とかいふ金を懐に入れますがそれをみんな飲んぢまいます」

「それで揚屋が必要なんだね」

船はある間隔を置いて浮いてゐる例の丸太のやうなものゝ一列に並んでゐる傍を通り抜けて遙かに見えた漁船の一つについた。船には苦が片側に懸けてある其中から顔を出した漁夫が二三人吾々の船の女を見て何とか声高に罵つた。宿の女は笑つてゐる。やがて船が苦の向側へ

つくと十四五人がごちや／＼になつて固まつてゐたが起き返るもの立つもの、立つて又寐るもの、雑然として吾々の船を見てみな新たに活動し始めた。

「何時頃から網は引くんですかね」

「まあ四時頃からです」

時に三時半頃。答へたのは<sup>原</sup>恰腹の好い立派な男である。

「歌右衛門に似てゐるよあの人は。いゝ男だ事」と豊田の婆さんは感心してしきりに歌右衛門といふ言葉を振り舞はす。此歌右衛門は四十代の立派な男である。「私が司令長官です」と云つた。五分刈の頭に後ろ鉢巻をしてゐた。

「網は日に大抵四回位やります。漁業期は十二月から六月位迄です。小田原の鈴木の特網です。網の価は壱万六千七円位でせう」

向ふの船に櫓があつて其上に人が一人立つてゐる。

「あれは見張りですか」

「えゝ魚が寄つてくるとあすこで大きな声を出してみ

んなに知らせるのです」

「知らせる迄は取り掛らないんですか」

「なに時間が来れば遣ります。疲れてみんなが寐ますからな。大きな声を出して知らせる必要が有ります」

「さうして君が司令長官だとすると、みんな此所へ寄つて来る訳かね」

「いえ手前は司令長官ですが元船はあすこにゐます」大きな網は元船へ手繰り寄せられるのである。

「あすこへ行つて乗せて貰ひませう」

船頭は船を元船へ着けた。

「うちの御客さんだ少し乗せて見せて御呉れよ」

我々は苦の陰に一団となつて這入つた。氣持がよくないので黙つてゐた。眼をねむつてゐた。動く船と波を見ると氣持が悪くなる。

舳が切つてあつてそこへ誰かが<sup>原</sup>横に横縦に十本ばかり渡した槓は燃える前に燻ぶつた。けむい烟が我々の眼や口を襲つて来た。やがて巧みに並べられた槓は赤い燄を吐き出した。へさきに近い所にヘツツイがあつて一抱

えもある釜が掛つてゐた。其前に黒焦に焦げてびか／＼した鰯が串に刺した儘二本立てゝあつた。呪符か食ふものか解らなかつた。

みんな飯を食ひ出した。

やがて綱引は始まつた。元船から見えてゐると其〔を〕扇の要として末広に十一二艘の船が丸く何時の間にか陣を張つてゐた。やがて素裸になつた漁子が舷に胸をあてがつて手を水際から揚げたり下げたりし始めた。一艘に十人と見て百二三十人の両手だから二百四五十本の手が人形の様に水から離れたりついたりする。同時に彼等のこゝんだ脊（赤銅色の）と黒い頭とが手とともに〔に〕人形の様な運動を始めた。凡てが調子づいて、さうして其調子を保つため、（又それが原因になつて）一種の掛声が遠くから起つた。掛声は時計の振子の様に雑音ではあるが規則正しく続いた。彼等は胸を舷側に着けて水際近く下ろした頭を舷と同じ高さ迄上げる。さうして又其頭を水際近く下す。同時に手に持つた網の目を此運動の調子につれて一度ごとに手繰り寄せる。あゝからだの重みを

船縁に靠たせて何うして胸が擦り剥けないのだらう。又あゝ眼まぐるしく頭を動かして眩暈が起らないのだらう。

人形のやうな運動は勇ましい掛声と共に段々元船に近寄つてくる。彼等は一つ掴んだ網の眼を投げると同時に其先の眼をつかまへ、次には又其元を掴へるといつた風に段々段々元船に近寄つて仕舞には十艘の船では形ちづくれない程の小さな輪になつてしまふと、一艘、二艘、列から外に離れて行くとう／＼六七艘の船で完全に取り囲まれた輪になる時分には網の底はもう水とすれ／＼になる。網中の魚は船の中へ掬ひ上げられる、ブリは何時見えるかと思つて見てゐたが中々見えない。しまいに青い棒のやうなものが籃の中を横切つた。

不漁で三尾しか取れなかつた。

「おれは飯を食つたがかゝあはどうする」

船の中でこんな事を云つた船頭がある。

宿屋に着くもう東京へは間に合はないといふので婆さんは又湯河原へ引返す。大風。宿のものが提灯をつけて

案内する。提灯は消える。掛茶〔屋〕の薄暗い灯の下で軽便を待ち合せる。

……………

「あの元船へ移る時ね、船頭が誰か身体の汚れてゐるものはゐまいなといった時、私やぎよつとしました。栄ちやんが若しきゝやしまいかと思つて。あゝいふ縁起を祝ふ稼業ですからね」

身体の汚れてゐた栄ちやんは蒼い顔をして其時船の中に寐てゐた。船頭の言葉を聴いたか聴かなかつたか、それは誰も知らなかつた。又後になつても訊ねなかつた。何しろブリは三尾しか捕れなかつた。

『漱石全集』第十三卷「日記及断片」、岩波書店、一九六六年

「真鶴行」は、夏目漱石の最晩年の未発表の小品である。

漱石は、死の一年前からリユーマチ病をわずらい、一九一五年（大正四）十一月九日から十七日ごろと、翌一六年（大正五）一月二十八日から二月十六日の間、湯河原で転地療養をしていた。真鶴行は二度目の湯河原行のときか、あるいはそ

の帰路のことと推定される。短編小説の形式をとり、湯河原を発して、門川・吉浜を経て真鶴に入り、風景や宿屋、食事を描写し、次いでブリ網漁を見物するために網元の元船に乗り込み、網引きの一部始終を観察している。創作ではあるが、「浅野」「鈴木」などは実名で記され、真鶴村民の感情の一端も読みとることができる作品になっている。

## 59 真鶴避病舎建築に関する新聞記事

一九一六年十月～十一月

○避病舎建設決定 真鶴港にては先頃来の虎疫<sup>コレラ</sup>の為め避病舎満員となり狭隘なるを以て十名の患者を全部収容する能はざるにより今回金二千元の予算を以て増築する事決定したり

## ○真鶴病舎建築

▲近く落成の筈

下郡真鶴村は県下に於る伝染病の流行地と目され常に他府県の漁船の出入頻繁なるを以て絶へず警戒中なるに従

来完全なる避病舎なく数年来困難を感じるに至り為めに避病舎の建設は村会の懸案となれるが、本年は虎疫の猖獗を見更に予防に不便を来せしのみならず病舎の狹隘を痛切に感じたるを以て虎疫の予防中臨時村会に於て建築費二千余円を可決し九月下旬以来建設中なるが、既に工事の進捗意外に早取りたるを以て近く竣工を見るに至るべく其筋にては衛生費として之が建築費中へ補助を与ふる由なり

『横浜貿易新報』一九一六年  
十月十二日、十一月十八日

一九一六年（大正五）九月に発生したコレラの患者一人を避病舎に収容できなかったため、臨時村会で二〇〇〇円の予算を計上して避病舎の増築を議決した。

# 60 虎列刺病発生ノタメ衛生費標準額超過認可申請

一九二一年六月

西真発第四三三号

衛生費標準額超過ニ付認可申請

今般部内真鶴村ニ虎列刺病発生シ多額ノ費用ヲ要シ候処、之レガ費用ノ標準額ニ就キ規定セル所アルモ近時生活費ノ膨脹ニ伴ヒ傭人料等規定ノ標準額ニテハ応ズルモノナキノミナラズ孰レモ伝染ヲ恐怖シテ地元ノモノニテ応ズルモノ少ナク、止ムヲ得ズ他町村ヨリ傭入ル、為メ給額増嵩シ一面交通機関不便ニテ物資ノ供給敏速ヲ欠キ物価亦廉ナラザルニ依リ賄費ニ多額ノ支出ヲ要シ、殊ニ本村ハ漁業ヲ以テ生計ヲ営ムモノ多ク虎疫ガ漁業者ニ与フル障害甚大ニシテ村民ノ負担ニ苦シムモノ尠カラザル次第ニ付、県費補助標準額ヲ超過シ支出ノ義特ニ御認可相成度此段申請候也

大正十年六月十五日

真鶴村外二ヶ村組合長職務管掌

足柄下郡書記 神野作十郎

## 知事宛

記

一、衛生委員

一日 金貳円以内

一、医員給料

一日 金七円以内

## 第2章 真鶴村外二ヶ村組合と村々の発展

|                                                      |          |                   |
|------------------------------------------------------|----------|-------------------|
| 一、書記給料                                               | 日給       | 金貳円五拾錢以内          |
| 一、傭人料<br><small>消毒並汚物取片付ニ<br/>使用スル者<br/>其他ノ者</small> | 日給<br>日給 | 金參円以内<br>金貳円五拾錢以内 |
| 一、賄費                                                 |          |                   |
| 書記                                                   | 一食       | 金參拾錢以内            |
| 患者                                                   | 一日<br>一日 | 金九拾錢以内<br>金六拾錢以内  |
| 隔離者                                                  | 一日<br>一日 | 金八拾錢以内<br>金五拾錢以内  |
| 一、借家料(予防事務所)                                         | 一日       | 金貳円以内             |
| 以上                                                   |          |                   |

(真鶴町役場蔵)

コレラ、チブスなど伝染病は、はやくは一八九〇年(明治二十三)ころからたびたび発生した。真鶴港をかかえる真鶴村周辺では、一九一二年(大正元)・一六年・二一年に大発生し、死者を出すほどで、病氣撲滅、予防対策をはじめ、衛生費増加など、村の負担は大きかった。